

史資料編

史資料編 目 次

史料編

1	寛政重修諸家譜		1
2	徳川実紀		3
3	鳥居家分限帳		5
4	奥州岩城平之城覚書	寛政七年(一六六三)三月.....	13
5	奥州紀行	正保年間(一六四四)一六四七).....	20
6	磐城風土記	寛文三年(一六六三).....	22
7	岩城御領内大風雨大波洪水之節覚書	寛文十年(一六七〇).....	24
8	諸品覚書	寛文十一年(一六七二)延宝八年(一六八〇).....	36
9	岩城便宜	正徳元年(一七一二)四月.....	47
10	磐城平城内並諸役所錠鍵帳	享保十五年(一七三〇).....	51
11	磐城枕友	延享四年(一七四七)八月力.....	55
12	磐城九代記	宝暦六年(一七五六)天明八年(一七八八)の間力.....	64
13	陸奥国磐城名勝略記【影印本】	明和三年(一七六六)以降力.....	67
		文政十一年(一八二八).....	

14	諸君子句集	天保七年(一八三六)	75
15	陸奥つれづれ草	天保七年(一八三六)	77
16	函館紀行	元治元年(一八六四)	79
17	岩城平御城下覚書	年 未 詳(安藤氏時代)	82

史料編 凡 例

- 一 本編は、磐城平城および平城下について記された記録を中心に集成したものである。底本・出典については、別に記した。
- 一 翻刻にあたって、漢字はおおむね常用漢字を使用した。原文の雰囲気を残すためにそれによらない箇所もある。
- 一 読者が読みやすくなるための配慮に重点をおき、変体仮名は現行のひらがなに、助詞として用いられた漢字も可能な限りひらがなとした。
- 一 尊敬を表す闕字や、平出・台頭などは、それぞれの文書に不統一が見られるので、本書では表記しないことにした。
- 一 改行は、原史料を確認できたものは可能な限りその通りにした。刊本より転載したものはその限りではない。
- 一 本文中の割注は〈七万石〉という表記であらわした。
- 一 汚損等により判読しがたい場合は、その推定文字数によって□□を入れた。文字数を推定しえない場合は□□をもって示した。文字が推定でき
る場合は「□□□」〔廿七日〕とし、やや疑問がある場合には「カ」を追記した。虫損の場合は「虫損」を入れた。
- 一 誤って記載されていると思われるものは「ママ」を入れた。
- 一 原文の一部を欠くものは「前欠」、あるいは「後欠」とした。省略したものは、「前略」、「中略」、「後略」として示した。
- 一 「鳥居家分限帳」「奥州岩城平之城覚書」「岩城御領内大風雨大波洪水之節覚書」「岩城平御城下覚書」には墨消が見られるが、抹消された文言は掲載
しなかった。また、「岩城御領内大風雨大波洪水之節覚書」にある後筆の朱書き部分は省略した。
- 一 句読点、濁点は、翻刻者により適宜付け加えられたものである。ルビは原文通りに表記した。

絵図編

1	正保平城絵図控(福島県指定文化財)	正保年間(1644)1647)	99
2	奥州岩城平之城絵図		99
3	岩城平之絵図		100
4	平城下古地図(いわき市指定文化財)	享保20年(1735)頃カ	100
5	磐城平屋敷絵図	延享4年(1747)5月カ	101
6	磐城平古地図	元文2年(1737)4月、延享4年(1747)8月カ	101
7	奥州磐城平城絵図	元文2年(1737)4月、延享4年(1747)8月カ	102
8	奥州平ノ絵図	元文2年(1737)4月、延享4年(1747)8月カ	102
9	奥州磐城平城下絵図(いわき市指定文化財)	寛延2年(1749)8月	103
10	奥州磐城平城下絵図		103
11	奥州磐城平城下絵図	文政13年(1830)12月22日	104
12	奥州磐城平御城下之図		104
13	磐城平城下絵図(いわき市指定文化財)	寛政元年(1789)閏6月	105
14	磐城平御家中絵図		105
15	磐城平御家中絵図		106
16	磐城平城及ヒ附近戊辰当年ノ地図	明治36年(1903)	106
17	岩城平城内外一覽図	昭和10年(1935)1月	107
18	岩城城修覆願絵図	寛文11年(1671)9月8日	107
19	磐城御城修理願下絵図	延宝4年(1676)2月4日	108
20	磐城御城修理願下絵図	延宝4年(1676)2月カ	108
21	磐城御城修理願下絵図	延宝4年(1676)2月カ	109
22	磐城之城絵図	延宝4年(1676)2月4日	109
23	磐城御城絵図	延宝4年(1676)2月カ	110
24	磐城平城新図	延宝4年(1676)2月カ	110
25	磐城国平城之図	延宝4年(1676)2月カ	111
26	磐城国平城内修理下絵図	延宝8年(1680)8月25日	111
27	岩城平城改築ノ絵図	延宝8年(1680)閏8月18日	112
28	岩城之城修理願絵図	貞享2年(1685)	112
29	奥州磐城之城絵図	貞享3年(1686)2月7日	113
30	岩城城廓之図	貞享3年(1686)2月7日	113
31	奥州磐城絵図		114
32	陸奥国磐城平城絵図	寛政7年(1795)3月	114
33	陸奥国磐城平城絵図	嘉永6年(1853)10月	115
34	岩城平城図	延享4年(1747)8月カ	115
35	陸奥国磐城平御城図	安藤氏時代カ	116
36	奥州岩城平之城図	元禄5年(1692)以前	116
37	奥州平城図		117
38	奥州平城図	文化7年(1810)5月	117

39	奥州岩城略図	118
40	奥州岩城略図	118
41	陸奥平城図 江戸時代中期	119
42	奥州平城図	119
43	奥州平城図	120
44	磐城之城絵図	120
45	奥州平城之図	121
46	奥州岩城之城図	121
47	奥州岩城平城図 昭和初期カ	122
48	平城図 明治5年(1872)	122
49	城郭之図 明治6年(1873)カ	123

50	陸奥州磐城平城内郭殿中図 文化7年(1810)3月	123
51	陸奥州磐城平城内郭殿中図 昭和7年(1932)春	124
52	磐城平城戊辰当年現在拾櫓ノ内六櫓ノ図 明治36年(1903)	124
53	旧平城下類焼大略図 明治3年(1870)2月カ	125
54	岩城国平城木図 元文2年(1737)9月15日	125
55	平町全図 明治末期カ	126
56	平町市街全図 大正8年(1919)	126
57	平町全図 昭和7年(1932)	127
58	大日本職業別明細図 昭和17年(1942)	127
59	平市空中写真 昭和22年(1947)	128
	絵図記載の文字資料について	129

1 寛政重修諸家譜

寛政重修諸家譜卷第五百六十

鳥居忠政

●忠政

新太郎 左京亮 従五位下 従四位下 母は上におなじ。

永禄九年生る。東照宮につかへたてまつり、天正十二年四月長久手の役に扈従し、首級を得たり。十六年四月二日功臣の輩はじめて叙爵せられしとき、忠政も従五位下左京亮に叙任す。慶長五年四月上杉景勝御征伐として東国に下らせたまふのとき供奉に列し、のち関原にむかはせたまふの時は、景勝が押として父が所領下総国矢作にとどまり、秀康卿の御下知をまち、江戸に至り、本城を守りて軽々しく兵を出すべからずとの仰をかうぶる。七年父が忠死をおぼしめされ、新恩六万石を加へられ、旧領をあらためて陸奥国岩城にうつされ十万石を領し、其後また同国上遠野竹貫にをいて二万石を加へらる。十年二月台徳院殿御上洛のときしたがひたてまつり、三月二十六日御参内のとき供奉の列にあり、十九年十月大坂に御進発のとき、忠政、奥平九郎忠昌、最上駿河守家親等とともに江戸城の留守となる。これ福島正則等もし逆意を企るにをいては、すみやか

にこれを討べしとの御内意によりてなり。二十三日御書をたまひて諸法度等の事はばかりなく下知すべし、最上、宇都宮、会津等の軍勢及び町奉行米津勘兵衛田政、嶋田平四郎利正等皆其下知にしたがふべきむね仰出さるの間、これらとはかりて諸事を沙汰すべきむね仰下さる。元和元年再び大坂の役おこるのときも、また御留守をつとむ。三年十一月酒井庄三郎直治が男惣左衛門某父が事に坐して忠政にめしあづけらる。八年出羽国最上郡にをいて加恩ありて二十万石を領し、城地を山形にうつされ、東国の押たるべきむね仰をかうぶる。寛永三年同国寒河江の庄にをいて二万石を加へられ、すべて二十二万石を領し、従四位下に昇る。五年九月五日山形にをいて卒す。年六十三。峯山玉雄俊嶽院と号す。彼地の長源寺に葬る。室は瀧川下総守雄利が女。

寛政重修諸家譜卷第九百三十五

駒木根利政

●利政

右近

先祖より数代近江国に住し、利政にいたり上杉景勝につかへ、のち処士となる。慶長六年伏見にをいてめされて東照宮に拝謁し、七年仰によりて陸奥国岩城におもむき、諸事を沙汰し、其のち彼城を鳥居左亮忠政に渡す。このとき同国上遠野にをいて三千石の采地をたまひ、其近郷の代官職をつとむ。十九年より台徳院殿につかへ

たてまつり、鉄砲同心五十人を預けられ、大坂両度の御陣に供奉す。其のち采地を下野国西方に移さる。後左亮忠政と争論のことによりつかへを辞して処士となり、寛永十二年七月二十二日死す。年八十二。

寛政重修諸家譜卷第五百十二

岩城貞隆

●貞隆
さだたか

能化丸 忠次郎 実は佐竹常陸介義重が三男。母は伊達左京大夫晴宗が女。

天正十一年常陸国に生る。十八年常陸が養子となり、是年豊臣大閣陸奥国に下向のとき、下野国宇都宮にいたりて謁見し、父が遺領を継、十二万石を領す。のち江戸にいたり(秀忠)台徳院殿に拝謁す。このとき金重の御脇差をよび時服を賜ふ。慶長五年東照宮上杉景勝御征伐のとき、兄佐竹右京大夫義宣とともに召に応ぜざりしかば、六年所領を没収せられ、江戸に來りて浅草に居住す。七年九月二十日月俸三百口を賜ひ、本多佐渡守正信が組に属す。のち大坂両度の役には、正信が組にありて台徳院殿に供奉す。元和二年八月信濃国河内嶋のうちにいて領地一万石を賜ひ、三年はじめて封地にゆく暇をたまふ。六年十月十九日卒す。年三十八。雲山宗龍徹霄院と号す。橋場の総泉寺に葬る。室は相馬長門守義胤が女。

【解題】

「寛政重修諸家譜」は、寛政年間（一七八九～一八〇二）に江戸幕府が編纂した大名・旗本の家譜集成である。全千五百三十卷から成る。へんさんが当初は「寛永諸家系図伝」の続集編纂事業として始まったが、諸大名より新史料が提出され訂正が増えたことにともない改訂の方針にきりかわり、官制も整えられた。文化九年（一八一二）に完成、収録数は千百十四氏、二千百三十二家に及ぶ。江戸時代最大の系譜であり、重要な歴史資料の一つである。ここでは慶長七年（一六〇二）の鳥居氏の磐城入封に関係する箇所を抜粋して掲載した。

鳥居忠政は、磐城に入封したのは三十七歳、山形への移封は五十七歳のときである。本文中の「（忠政の）母は上におなじ」とあるのは「松平家広の娘」をさす。駒木根利政は、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦のあとに徳川家康の家臣となり、同七年、鳥居氏入封の事前準備のため磐城下向を命じられた。上遠野の代官もつとめている。岩城貞隆は、中世の磐城地方をおさめた戦国大名である。常陸の佐竹義重から養子に入ったが、徳川家康に従わなかったため慶長六年（一六〇二）に領地を没収された。その後ふたたび大名となり、子の吉隆の代に出羽国由利郡に転封となった。

【出典】『新訂寛政重修諸家譜』第八卷・第九卷・第十五卷

続群書類従寛政会、一九六五年

2 徳川実紀

台徳院殿御実紀卷五十七 元和八年九月

○廿五日鳥居左京亮忠政。陸奥国岩城平をあらためて。出羽国最上山形城を給はり。十万石加恩ありて二十万石になされ。東国の押たるべしと命ぜらる。その子伊賀守忠恒同所にて二万石給ふ。(鳥居が事重修譜には。年に係て月日をいはず。永井家貞享書上に。九月にこの城引渡す事をするし。同書内藤土方が事もこの日転封あれば。推考し此日にかく)この時忠政が封地の辺。酒井宮内大輔忠勝は庄内にて凡十六万石。戸澤右京亮政盛新庄にて六万石。この忠勝は忠政が婿。政盛は妹婿。松平丹後守重忠は上山にて四万石。これ忠政が従弟なれば。これらは麾下に属し。すべて五十万石の税額に充らる。永井右近大夫直勝は山形の城請取て。この頃まで最上にあり。この命降るを待て城を忠政に引渡して江戸にかへる。戸澤右京亮政盛。常陸国松岡より出羽国最上の新庄にうつされ。二万石加恩ありて六万石になさる。(此政盛は鳥居が妹婿なり)内藤左馬助政長は上総国佐貫より。陸奥国岩城にうつされ。二万五千石加へられ七万石になさる。其子帯刀忠興も同所にて一万石加へられ二万石給ふ。土方掃部頭雄重。下総国田子より陸奥国菊多郡の内にうつされ。一万五千石加へて二万石になさる。

る。真田伊豆守信之。信濃国上田城より同国川中島松代にうつされ。四万石加恩ありて十三万五千石になさる。是より先長子河内守信吉に上野国沼田城三万石。二子内記信政に二万五千石。三子隼人信雄に一万七千石を分ち給ふ。仙石兵部少輔忠政。信濃国小諸城より同国上田にうつされ。一万石加へて六万石になされ。小諸城は甲斐宰相忠長卿にあづけらる。浅野采女正長重は本多上野介正純が封地収公の後宇都宮城を請取て守り。宇都宮を奥平美作守忠昌に引渡してのち忠昌が古河を守る。(寛政重修譜、貞享書上、紀年録)

惇信院殿御実紀卷五 延享四年三月

○十九日尾張中納言宗勝卿に堀田相模守正亮御使して。就封の御ゆるしあり。黄門やがてまうのぼり辞見せらる。家司等みな見え奉ること例のごとし。酒井雅楽頭忠恭が子徳太郎忠得。市橋下総守直拳が子兵部直好。徒頭多賀外記常昭が子三右衛門高補。大納言殿附小納戸為井又六祐安が養子頼母祐定。寄合太田大助資賢が子度次郎資倍。新庄求馬直矢が子大学直武。大島雲八義房が子兵庫義里をはじめ初見十五人。けふ牧野備後守貞通封を転じて。日向国延岡より常陸国笠間城にうつる。井上河内守正経は笠間より陸奥国岩城平にうつり。内藤備後守政樹は岩城平より延岡の地にうつる。(日記)

惇信院殿御実紀卷廿三 宝暦六年五月

○七日大坂城代松平右京大夫輝高京所司代となり。侍従に任ぜらる。奏者番兼寺社奉行井上河内守正経大坂城代となり従四位下に叙せらる。奏者番阿部伊予守正右には寺社奉行かむべきむね命ぜらる。(日記)

〔中略〕

○十六日大坂城代井上河内守正経が所領陸奥国は程遠ければ。〔磐城平〕〔治所不詳〕

河内。播磨。近江等の内に転じ移さる。(日記)

〔中略〕

○廿一日少老大岡出雲守忠光御側用人となり。従四位下に叙し。五千石の加秩ありて二万石になされ。武蔵国岩槻の城主にせらる。西城小姓組番頭格松平民部少輔忠容同じ御側となる。この日永井伊豆守直陳武蔵国岩槻より美濃国加納に移され。安藤勝蔵信成加納より陸奥国磐城平に移さる。西城目付加藤喜左衛門正名。池田修理政倫に御産の事奉はるべき旨命ぜらる。(日記)

【解題】

「徳川実紀」は十九世紀前半に編纂された江戸幕府の公式歴史書である。初代徳川家康から十代家治まで將軍ごとに編年体にとめられており、全五百十七巻から成る。十一代家斉から十五代慶喜までは「続徳川実紀」と呼ばれる。「台徳院殿御実紀」の台徳院は二代秀忠、惇

信院しんいんどのこじつき殿御実紀」の惇信院は九代家重の諡号しこう。日々の出来事はもちろん幕府の政策・行事・人事など幅広く記載されている。文末には出典が示され、「寛政重修諸家譜」は寛政重修諸家譜、「貞享書上」は貞享書上、「紀年録」は御当家紀年録、「日記」は江戸幕府日記をさす。「徳川実紀」と同様、江戸時代の重要な歴史資料の一つである。

ここでは磐城平藩主の領地替えに関する記事を抜粋した。元和八年(一六二二)九月二十五日には鳥居氏の山形移封と内藤氏の磐城入封、内藤忠興の加増および土方氏の窪田入封、延享四年(一七四七)三月十九日には内藤氏の延岡移封と井上氏の磐城入封、宝暦六年(一七五六)五月には井上氏の畿内移封と安藤氏の磐城入封が、それぞれ言い渡されている。実際に城を引き渡したり藩主が国許に来るのはこれよりも後になる。なお、鳥居氏の磐城入封の記載はない。

【出典】 黒板勝美・国史大系編集会編『徳川実紀』第二編・第九編

吉川弘文館、一九七六年

百石	宮下藤内	百五十拾石	岡彈左衛門	百五十拾石	久米善兵衛
七拾五石	長坂喜右衛門	百石	関久兵衛	百五十拾石	夏目久太夫
七拾五石	山地三五左衛門	百石	猪狩加右衛門	百五十拾石	水野作兵衛
五拾石	中山修理	五拾石	鈴木勘解由	百石	山下弥十郎
三百五十拾石	高橋清三郎	一組		百石	石田市太夫
三百石	鈴木瀨兵衛	五百石	大澤竹兵衛殿	百石	前田弥太夫
三百石	大宮弥五作	貳百石	同 甚九郎	百石	鈴木小善
貳百五十拾石	鈴木九兵衛	三百五十拾石	同 半兵衛	百石	磯上藤右衛門
貳百石	杉浦九郎左衛門	三百五十拾石	一色三十郎	五拾石	加藤惣次郎
貳百五十拾石	岡本彦左衛門	三百五十拾石	山岡万五郎	五拾石	八嶋文蔵
貳百石	永澤五左衛門	三百石	阿野文右衛門	五拾石	志賀忠三郎
貳百石	阿知和八太夫	三百石	鋤柄半左衛門	五拾石	富岡五郎兵衛
貳百石	藤山惣平	三百石	柳田主水	五拾石	松永次郎右衛門
貳百石	山内八左衛門	貳百石	泉小源太	五拾石	佐藤九左衛門
貳百石	佐藤惣左衛門	貳百石	菅左馬助	五拾石	富岡彦三郎
貳百石	瀧佐左衛門	貳百石	鋤柄新四郎	五拾石	吉田源助
貳百石	野村平左衛門	貳百石	縄田小右衛門	七拾石	鳥居左助
貳百石	高橋新三郎	貳百石	大澤清三郎	百石	石川甚右衛門
百五十拾石	奥村市兵衛	百五十拾石	高須庄右衛門	五拾石	伊東孫兵衛
百五十拾石	一宮左太夫	百五十拾石	柳田四方助	一組	
百五十拾石	鯉江茂左衛門	百五十拾石	国府助兵衛	貳千石	高須源兵衛殿
百五十拾石	松平小太夫	百五十拾石	土子長五郎	千石	同 弥助殿

四百石	関織部	百五十拾石	永岡権之允	五拾石	佐藤惣左衛門
三百石	神辺善太夫	百五十拾石	岩間四兵衛	五拾石	下山田源之允
三百石	小川五郎左衛門	百五十拾石	近藤庄左衛門	五拾石	鯨岡孫右衛門
三百石	奥村儀左衛門	百五十拾石	松平善九郎	五拾石	伊藤図書
三百石	阿野丹波守	百五十拾石	高須九左衛門	五拾石後	松永五左衛門
三百石	関藤右衛門	百五十拾石	岩間権右衛門	五拾石前	中田金次郎
貳百五十拾石	竹貫権太夫	百石	大嶋金七郎	一組	
貳百石	小川郷左衛門	百石	永谷弥十郎	七百五十拾石	三宅権之助
貳百石	中野山三郎	百石	八須賀兵藏	貳百石	同 掃部
貳百石	松平武左衛門	百石	高見沢大藏 ^{タカミ}	百五十拾石	永田太郎兵衛
貳百石	巨海五兵衛	百石	嶋波半右衛門	百五十拾石	渡部助兵衛
貳百石	野村外記	百石	大藏三四郎	百五十拾石	竹瓦彦左衛門
百五十拾石	福田市左衛門	百石	大沢惣十郎	五百石	三宅左七郎
百五十拾石	清水所左衛門	百石	岡田次郎太夫	三百五十拾石	酒井監物
百五十拾石	本多金次郎	百石	長坂小作	三百石	石田隱岐守
百五十拾石	高須弥作	百石	鋤柄又作	貳百石	服部弥五左衛門
百五十拾石	多田右馬次	百石	吉田佐左衛門	貳百石	三宅五六左衛門
百五十拾石	大野金左衛門	百石	浅井加右衛門	貳百石	手嶋三四郎
百五十拾石	酒井三郎兵衛	百石	金成惣右衛門	貳百石	松平郷右衛門
百五十拾石	平井市郎右衛門	百石	佐藤伊右衛門	貳百五十拾石	山本作左衛門
百五十拾石	鎌田源右衛門	五拾石	常葉太郎右衛門	貳百石	奥村小右衛門
百五十拾石	福井喜之助	五拾石	矢内掃部左衛門	貳百石	大和田介右衛門

百五拾石	米津美作	千三百石	高須筑後守殿	百石	下嶋庄右衛門
百五拾石	牧野甚藏	五百石	谷民部	百石	牧野七郎右衛門
百五拾石	美辺八郎右衛門	四百石	吉田隼人	百石	榊原武左衛門
百石	富田甚五右衛門	三百石	本田図書	百石	中根弥次助
百石	神谷四郎左衛門	三百石	石川数馬	百石	藤崎半左衛門
百石	絹田勘之允	三百石	名倉新兵衛	百石	新吞半七
百石	渋谷武右衛門	三百石	一色太郎左衛門	五拾石	柵木奎右衛門
百石	永谷清三郎	貳百五拾石	小原又十郎	五拾石	斎藤藤十郎
百石	浅岡半十郎	貳百石	永田弾右衛門	一組	
百石	鈴木茂助	貳百石	巨海孫七郎	千貳百石	鳥居信濃守殿
百石	志賀忠右衛門	貳百石	鈴木作右衛門	百五拾石	加藤内記
七拾五石	服部十右衛門	貳百石	羽左田三郎右衛門	百石	飯田次兵衛
五拾石	北郷惣兵衛	貳百石	井関左五右衛門	五拾石	青木佐左衛門
五拾石	永谷才藏	貳百石	永沢将監	五拾石	初山惣右衛門
五拾石	森本藤七	百五拾石	市川茂右衛門	三百五拾石	榊原徳右衛門
五拾石	白土内匠	百五拾石	中根善三郎	三百五拾石	浅岡忠右衛門
五拾石	小嶋理兵衛	百五拾石	加藤十兵衛	貳百石	飯野金右衛門
五拾石	伊藤長太夫	百五拾石	大竹源太郎	貳百石	中山大蔵
五拾石	永谷庄太夫	百五拾石	小原大学	貳百五拾石	新吞権左衛門
五拾石	矢内伝蔵	百五拾石	安藤左次右衛門	貳百石	竹瓦六郎右衛門
五拾石	福岡十右衛門	百石	同 次郎左衛門	貳百石	山形十右衛門
一組		百石	高橋金兵衛	貳百石	八田加兵衛

貳百石	千里十右衛門	百石	犬塚与四右衛門	〇斎藤川丹祖父狐塚二居久	百石	山崎加右衛門
貳百石	坂田十太夫	四百石	鈴木源助		百石	遠藤長右衛門
貳百石	川原平兵衛	三百石	森兵庫		百石	本多市左衛門
貳百石	相羽七右衛門	貳百石	永田又介		百石	同 善左衛門
貳百石	久野八右衛門	貳百石	村田次郎右衛門		百石	同 善左衛門
百五拾石	寺内久次郎	貳百石	宮下庄八		百石	筒井作十郎
百五拾石	土屋奎右衛門	貳百石	榊原伝吉		百石	楯柄九郎左衛門
百五拾石	沼澤甚左衛門	貳百石	宮永久太郎		五拾石	吉田金之允
百五拾石	新吞弥七郎	貳百石	長崎久次郎	一組		
百五拾石	山形金五郎	百五拾石	阿知和甚右衛門		千五百石	松平勘右衛門殿
百五拾石	高部弥市	百五拾石	石川半之允		五百石	同 孫右衛門殿
百石	鎌田彦兵衛	百五拾石	井土勘太郎		貳百石	同 五郎八殿
百石	猪狩久右衛門	百五拾石	鈴木十郎左衛門		三百石	坂辺助六
百石	近藤与惣左衛門	百五拾石	同 弥右衛門		三百石	山口忠兵衛
百石	松崎与四右衛門	百五拾石	服部金之允		三百石	坂清左衛門
五拾石	渡部次郎右衛門	百五拾石	濱嶋金太夫		貳百五拾石	松原又兵衛
一組		百五拾石	拓植吉次郎		貳百石	小嶋縫殿之助
七百五拾石	犬塚又内殿	百五拾石	竹内武兵衛		貳百石	阿知和五郎右衛門
貳百五拾石	同 修理	百五拾石	大川右馬之允		貳百石	荻野九右衛門
百石	岡田新右衛門	百石	山本孫右衛門		貳百石	三井喜左衛門
百石	渡部金左衛門	百石	牧野与次兵衛		貳百石	角田惣右衛門
百石	高須善次	百五拾石 ^〇	斎藤将監		貳百石	林外記

貳百石	濱嶋三左衛門	七拾五石	戸倉孫助	三百石	大竹源右衛門
貳百石	豊田耆岐	七拾五石	星野兵太夫	貳百五拾石	和田閑兵衛
百五拾石	浅井瀬兵衛	七拾五石	永坂源八	一組	
百五拾石	同 儀太夫	五拾石	飯村角右衛門	千百石	鳥山和泉守
百五拾石	初山理兵衛	五百五拾石	濱嶋源太左衛門	八百石	富永勘解由
百石	鶴田多兵衛	百石	筒井九郎左衛門	五百石	諏訪權六
百石	千賀作内	五百石	藤山右衛門	五百石	加藤辰之助
百石	鯨岡四郎右衛門	貳百石	同 惣太夫	四百石	鈴木内膳
七拾石	中村又右衛門	百石	成毛金右衛門	三百五拾石	糟屋勘右衛門
五拾石	小川孫九郎	百石	木戸佐左衛門	三百五拾石	内藤但馬守
五拾石	白土長右衛門	五拾石	野中武右衛門	三百石	池山豊後守
五拾石	神田角兵衛	五拾石	渡部七藏	三百石	石田帶刀
	沢田内藏之助	五拾石	藤山角兵衛	三百石	諏訪伊与守 (女)
五拾石	豊間角左衛門	五百石	杉浦藤八	三百石	林采女正
五拾石	猪狩新五郎	五百石	関左門	三百石	増田小左衛門
五拾石	天野文左衛門	四百石	鋤柄六右衛門	貳百五拾石	三宅悦庵
一組		四百石	沼沢出雲守	貳百五拾石	伊藤庄右衛門
八百石	戸田喜太郎	四百石	坂辺金太夫	貳百石	山本主膳
貳百石	同 玄蕃	四百石	原田四郎兵衛	貳百石	野口半三郎
百石	鈴木平七	三百五拾石	鈴木又左衛門	貳百石	鈴木求馬之助
百石	浅岡左之助	三百五拾石	中野与右衛門	貳百石	石黒左平太
七拾五石	高津竹十	三百石	林雅樂助	貳百石	国安作助

百五拾石	渡部右馬之助
百五拾石	同 四郎兵衛
百五拾石	安藤次郎兵衛
百五拾石	佐藤勘兵衛
百五拾石	菅谷文右衛門
百五拾石	片寄理右衛門
百五拾石	安藤伝右衛門
百石	茂木武左衛門
百石	羽左田忠三郎
百石	平井九郎左衛門
五拾石	輻庄藏
五拾石	佐藤半右衛門
五拾石	八幡領
拾五石	稻荷領
百石	長源寺
貳百石	三宅万休
百石	同 竹庵
三拾石	鋳物師主斗
六拾石	本阿弥兵右衛門
三拾五石	豊指新助
四拾石	豊指忠右衛門
六拾石	瓦師五郎兵衛

六拾石	同 新次郎
百石	大工善左衛門
六拾石	大工与七
五拾石	同 小吉
五拾石	同 久七
三拾六石	中内所左衛門
五拾石	鈴木茂右衛門
四拾石	豊指長右衛門
五拾石	豊指戸右衛門
五拾石	同 田兵衛
三百七拾五石	番匠衆
三百八拾壹石六斗貳升九合	
三百五拾六石	御中間衆地方
ノ四百拾人	御鉄砲衆地方
知行高	
ノ	
右之内御鉄砲衆御中間	
衆番匠衆除之	
寛永七年	

午ノ三月六日書直之

宝永四年

亥八月下旬書写之

〔張紙〕

寛永七年七月ヨリ

元禄十六年八月マデ 七十八年

宝永元年九月ヨリ

大正十一年十一月マデ 二百九十八年

斗 三百七十六年

【解題】

栃木県下都賀郡壬生町^{みぶまち}の精忠神社^{せいちゅう}に伝わる鳥居氏の分限帳である。精忠神社には三点の分限帳が伝わっている。ここでは「寛永七年（一六三〇）に書き直し、宝永四年（一七〇七）に写す」と記述のある史料を掲載した。寛永七年は鳥居氏が磐城を去った元和八年（一六二二）より八年後にあたり、四一〇名の家臣の名が記されている。富岡・神谷・四倉・鯨岡などの姓も見られ、磐城出身の家臣も多くいるものと推察される。

そのうち、「一宮左太夫」こと一宮左太夫照信は、甲斐国^{かいのくに}（現在の山梨県）を治めた武田家の遺臣である。林崎夢想流抜刀術の流儀を受け継ぎ、一宮流の祖と称された。磐城時代には飯野八幡宮神主・飯野盛儀にその技を伝授している。「竹貫権太夫」こと竹貫権太夫政光は、強弓で知られた竹貫衆を率いて岩城氏に仕えた竹貫三河守重光の孫である。岩城氏が領地没収されると鳥居氏に仕え、山形移封にも従った。寛永十三年（一六三六）年の鳥居氏改易にあたり、故郷に戻った。「沼沢出雲守」こと沼沢出雲実通は、会津を治めた蘆名家^{あしな}の旧臣である。主君滅亡のちに鳥居氏に仕え、山形にも従った。鳥居氏改易後は山形にはいった保科正之に仕えた。「岩城名所咄^{いわきめいしよばなし}」には大変な力持ちであつたとの逸話が残る。

なお、文末の張紙に書かれている年数は誤りと思われる。寛永七年（一六三〇）～元禄十六年（一七〇三）は七十八年ではなく七十三年、宝永元年（一七〇四）～大正十一年（一九二二）は二百九十八年では

なく二百十八年である。また、本史料には表紙はついていない。

【底本】 精忠神社蔵



4 奥州岩城平之城覚書

（表紙）

┐

奥州岩城
平之城覚書

如此

内藤帶刀

└

一、平山城 天守無シ

東ハ海 本丸より海辺まで壺里半但

海辺まで平地

南ハ小山 本丸より辰巳午ノ方三里或ハ四里

小山にて其外ハ海辺

西ハ山 本丸より未申ノ方小山酉戌ノ方

本丸より壺里或ハ二里小山にて其外

五里十里ノ分大山

北ハ山 本丸より亥子ノ方壺里小山

其外五里十里ノ内大山丑寅ノ方本丸
より拾町ハ平地其外ハ小山但寅ノ方
二里三里十里ノ外海辺

一、本丸

東西八拾間 町屋ノ地形ニ拾七間高シ
南北八拾五間

卯ノ方二階矢倉より巳ノ方三階矢倉まで

堀長 四拾間

堀口 貳拾間 深三間

岸高 拾七間

巳ノ方三階矢倉より酉ノ方大手曲輪と本丸

との仕切多門長屋まで

堀長 五拾六間

堀口 三階矢倉ノ下拾五間

深三間

多門長屋ノ下四拾三間

岸高 拾七間

酉ノ方仕切多門長屋

桁行折廻シ 三拾五間

多門台石垣ノ高 貳間 但長屋ノ西堀端ハ

石垣ノ高三間

酉ノ方多門長屋北の端より戌亥ノ方塩

硝曲輪と本丸との仕切長屋まで

堀長 五拾貳間

堀口 三拾五間 深拾貳間 内三間ハ水

戌亥ノ方塩硝曲輪と本丸との仕切長屋

同堀

堀長屋共桁行折廻シ 四拾五間 但門共

長屋同堀台ノ石垣高 貳間 但塩硝曲

輪ノ方石垣ノ高 壹間半

戌亥ノ方塩硝曲輪仕切門より卯ノ方二階

矢倉まで

堀長 九拾五間

堀口 五間 深四間

岸高 五間

本丸ノ西

一、大手曲輪 東西六拾五間

本丸之地形二同

南北三拾五間

辰巳ノ方本丸ト仕切多門長屋ノ南端より午ノ矢倉迄

堀長 四拾五間

堀口 多門長屋下 四拾三間 深三間

矢倉下 貳拾六間 深四間半

岸高 拾五間

石垣高 貳間 但はちまき

午ノ方矢倉より未申ノ隅まで

堀ノ長 二十七間

堀口 貳拾六間 深四間半

石垣高 壹間半 但はちまき

酉ノ方大手橋詰ノ門南ノ方未申ノ隅より北ノ方戌亥ノ隅まで

堀同長屋共 四十間

堀口 拾七間 深四間半

石垣高 壹間半 但はちまき

戌亥ノ方ノ長屋北の端より丑寅ノ方本丸

との仕切多門長屋の西の妻まで

堀長折廻 四拾五間

堀口 三拾五間 深拾貳間

本丸ヨリ西大手曲輪ノ橋ヨリ外西

一、大手外曲輪 東西七拾間

本丸ノ地形二同

南北九拾間

外坂ノ間九拾間

辰巳ノ方坂下ノ門より午ノ方坂上ノ門まで

堀長 九拾間

堀口 五間 但広キ所も有 深壹間半

岸高 坂上の門まで拾七間

午ノ方坂上の門より申ノ方堀の出隅まで

堀長 三拾間

堀口 三拾間 深壺間半

岸高 拾七間

申ノ方堀の出隅より戌亥ノ隅まで

堀長 六拾五間 但内二門有

堀口 拾八間 深四間半

戌亥ノ隅より丑寅ノ隅門まで

堀折廻長 百間

堀口 拾間 深五間

本丸ノ戌亥

一、塩硝曲輪 東西三拾間

南北四拾間

本丸ノ地形二五間低シ

未申ノ方本丸との仕切長屋より戌亥ノ方ノ

矢倉まで

堀長 三拾五間

堀口 拾間 深拾間

戌亥ノ方矢倉より卯ノ方水ノ手曲輪との

仕切堀まで

堀長 四拾三間

堀口 五拾間 深七間

岸高 三間

卯ノ方水ノ手曲輪との仕切堀

堀長 拾四間 但門とも

堀台ノ石垣高 壺間半

本丸ノ子丑寅

一、水之手曲輪 乾巽九拾五間

坤艮四拾五間

本丸ノ地形二五間低シ

戌亥ノ方塩硝曲輪との仕切堀より子ノ方

但二ノ丸への橋台の門まで

堀長 三拾八間

堀口 仕切堀ノ下五拾間 深七間

橋台ノ下拾貳間 深六間

岸高 仕切堀ノ所にて三間

子ノ方橋台の門より丑寅ノ方矢倉まで

堀長 貳拾八間

堀口 拾貳間 深六間

丑寅ノ方矢倉より卯ノ方門まで

堀折廻長 三拾八間

岸高 拾間

卯ノ方門より辰ノ方矢倉まで

堀長 四拾間

岸高 拾間

辰ノ方矢倉より本丸卯ノ方矢倉まで

塀長 三拾六間

堀口 拾五間 深三間

岸高 拾貳間

本丸ヨリ丑寅水ノ手曲輪ノ東外

一、水之手外曲輪 四方三拾間 本丸ノ地形ニ拾五間低シ

町屋ノ地形ニ同

戌亥ノ方より丑寅ノ隅まで

塀長 三拾間

堀口 拾五間 深貳間

丑寅ノ隅より辰巳ノ方門まで

塀折廻長 四拾間

堀口 拾三間 深貳間

辰巳ノ方門より未申ノ方水ノ手曲輪辰ノ

方矢倉まで

塀長 五拾間

本丸ヨリ丑ノ方

一、二之丸 東西三拾間

南北三拾五間

本丸ノ地形ニ八間低シ

戌亥ノ隅門より午ノ方水ノ手曲輪への橋台ノ

門まで

塀長 五拾五間

堀口 五拾間 深七間

但橋台之所にハ堀口拾貳間

午ノ方水之手曲輪への橋台の門より丑寅の隅まで

塀長 五拾間

堀口 貳拾貳間 深貳間

岸高 九間

丑寅ノ隅より戌亥ノ隅の門まで

塀長 三拾間

堀口 拾三間 深六間 但から堀

本丸ヨリ丑ノ方二ノ丸ノ北ノ方

一、三之丸 東西三拾五間 本丸ノ地形ニ八間低シ

南北四拾間 二ノ丸地形ニ同

未申ノ隅より辰巳の隅まで

塀長 貳拾五間

堀口 拾三間 深六間 但から堀

但二ノ丸との間の堀二ノ丸ノ内ニも書付ル

辰巳ノ隅より丑寅ノ隅まで

塀長 五拾間

堀口 拾四間 深貳間

岸高 八間

丑寅ノ隅より酉ノ方土橋よりの堀の取合まで

堀長 六拾五間

堀口 拾間 深貳間半

岸高 七間

酉ノ方土橋よりの堀の取合より未申ノ隅まで

長屋桁行 拾八間 但門共

本丸ヨリ北但三ノ丸ト杉平曲輪との間

一、土橋 東西長四拾間 本丸ノ地形二九間低シ

東三ノ丸堀の取合より西杉平曲輪堀の取合まで

堀長 四拾間

堀口 三拾間 深三間

土手ノ高 六間

本丸ヨリ亥ノ方

一、杉平曲輪 東西七拾間

南北七拾五間

丑寅ノ方土橋の堀取合より戌亥ノ隅まで

堀長 八拾五間

堀口 拾貳間 深四間

岸高 六間

戌亥ノ隅より酉ノ方門まで

堀折廻長 五拾間

堀口 拾貳間 深五間 但から堀

酉ノ方門より未申ノ隅まで

堀折廻長 四拾間

堀口 拾貳間 深四間

本丸ヨリ酉ノ方

一、内記曲輪

東西百間

南北百貳拾間

本丸ノ地形二同

丑寅ノ隅より戌亥ノ隅まで

堀長 百拾間

堀口 拾七間 深五間

戌亥ノ隅より未申ノ隅まで

堀長 百貳拾間 但土橋門共

堀口 貳拾貳間 深八間半

未申ノ隅より辰巳ノ隅まで

堀長 百拾五間

堀口 貳拾貳間 深 西にて八間半

東にて三間

岸高 辰巳隅にて拾四間

本丸の下卯辰巳午未ノ方

一、田町曲輪 東西南北折廻長八町四拾四間 本丸ノ地形ニ

所々均シ幅八拾間 拾七間低シ

西方 堀長 百貳拾間 堀口 拾三間 深貳間

但土橋門共

南方 堀長 貳百四拾間 堀口 貳拾三間 深貳間

但土橋門共

東方 堀長 貳百八拾四間 堀口 南方貳拾間 深壹間半

北方貳拾四間 深貳間

一、城廻地形足立

卯ノ方 田畠

辰ノ方 高田

巳午未ノ方 深田

申ノ方 山つづき 但小山

酉戌ノ方 本丸より拾町の内ハ本丸の地形ニ同

侍屋敷地つづき其外ハ高田

亥ノ方 田畠

子丑寅ノ方 畠

一、城廻河の遠近

卯ノ方 鎌田川 本丸ノ間 九町

辰巳ノ方 白土川 本丸ノ間 拾四町

午ノ方 谷川瀬沼 本丸ノ間 七町

未ノ方 長橋沼 本丸ノ間 八町

亥ノ方 北目川渡場 本丸ノ間 八町

小川川渡場 本丸ノ間 拾貳町

子ノ方 北目川 本丸ノ間 六町

鎌田川 本丸ノ間 七町

丑寅ノ方 鎌田川 本丸ノ間 七町

一、城廻山之遠近同山之高低

卯ノ方 鎌田松林山 本丸ノ間 拾壹町

本丸ノ地形ニ同

辰巳ノ方 白土山 本丸ノ間 拾八町

本丸ノ地形ニ三拾間高シ

午ノ方 谷川瀬山 本丸ノ間 拾壹町

本丸ノ地形ニ貳拾間高シ

未ノ方 薬王寺山 本丸ノ間 六町

本丸ノ地形ニ同

同方小嶋ノ岡 本丸ノ間 拾貳町

本丸ノ地形ニ少低シ

申ノ方 大館古城 本丸ノ間 拾四町

本丸ノ地形ニ貳拾間高シ

戌亥ノ方赤井岡

本丸ノ間 貳拾町

本丸ノ地形ニ少低シ

亥子ノ方中垣山尾崎

本丸ノ間 拾町

本丸ノ地形ニ少低シ

丑寅ノ方中垣山

本丸ノ間 拾町

本丸ノ地形ニ同但北

後ノ山漸々高シ

一、城廻之道

東ノ方

鎌田川の道筋相馬海道

本丸より三里の内坂無シ

本丸より壱里の分道の両脇五町

七町のき小山有其外貳里ハ道の

西ノ方白土の道筋在郷道

辰巳ノ方

白土の道筋在郷道

未申ノ方

長橋の道筋水戸海道

本丸より三里の内坂無シ

いづれも道の両脇小山

酉ノ方

好間の道筋白川会津海道

本丸より壱里の内坂無シ

道の両脇小山其外山中坂有

亥ノ方 小川の道筋在郷道

本丸より壱里の内坂無シ

道の両脇小山其外ハ深山高足不成

【解題】

正保年間（一六四四～四七）、江戸幕府は諸大名に国絵図および城絵図を作成・提出するよう命じる。このときに作られたと推定される城絵図の控がいわき市内に伝わっており（「正保平城絵図控」、個人蔵）、福島県的重要文化財に指定されている。この城絵図とともに幕府に提出されたものの控えと考えられるのが本史料である。「内藤帯刀」^{たてわき}は第五代当主の忠興^{ただむき}で、在位は寛永十一年（一六三四）から寛文十年（一六七〇）。「平山城、本丸、大手曲輪、大手外曲輪、煙硝曲輪、水之手曲輪、水之手外曲輪、二之丸、三之丸、土橋、杉平曲輪、内記曲輪、田町曲輪、城廻地形足立、城廻河の遠近、城廻山之遠近同山之高低、城廻之道」の各項目ごとに説明が加えられている。曲輪の箇所では、東西南北の距離や高さ、堀の深さが書かれており、絵図の内容と合致する。

【底本】 明治大学博物館蔵（内藤家文書三―二三―一〇―三四―二七）

5 奥州紀行

〔前略〕

爰にひとりの翁ありけり。身はいやしくて
四の民にもまじらず、かたちハ釈氏に似て精
舎にも住せず。林下に心ををきながら
塵裏にはしるしれもの也。つくばの道を
みちとして、そのともがらを友とす。四方の
所々に嘯き、世にしたがひて遊ぶ。東の
かたに心ざし有ける時は、弥生のはじめに
なん、もとより住所もとむるにしもあらず。
身をうき草のさそはるるかたにもなくて、
心の行ところにまかせて春過秋来り。
すでに文月の廿余日にハ、陸奥のなこ
その関を越て、なにがしの城下にいたる。
此地西北にめぐりてミナ山也。山すく
よかならずして茂林青々たり。南に川在。
日夜東流して蒼海にのぞめば、東呉
万里の船をつなぐ。ゆをびかなる壯觀也。

なこその関、さはこの御湯、野田玉川、緒
絶橋、小川橋、岩城山、この城外一二里の
間にあり。をのをの興ある所なり。玉川の
水上に城主優遊の地あり。東籬に
菊を愛し、南山の紅葉時を得たり。
茸狩、川道遙のたより、おかしきし
つらひなり。

世をつくすわが所かせ下紅葉
海のつらには苦屋かたの休所あり。大河
も垣ねにながれ、潮水門外に漲る。子陵が
いとなみにことよせて日を暮し夜を明す。
さながら仙客にことならずして、斧の柄
も朽ぬべし。やうやう八月いざよひのころ、
千賀塩釜ちかきにハあらねど、都より
だに思ひ立べきをとよほしおほせて、同
行をさへたうびにければ、道すがら口ずさび
つぶやきて、相馬中村を過て、名取川、
仙台川、宮城が原の秋のさかり、いともさら也。
宮城野をみやこの嵯峨ハ花もなし

〔後略〕

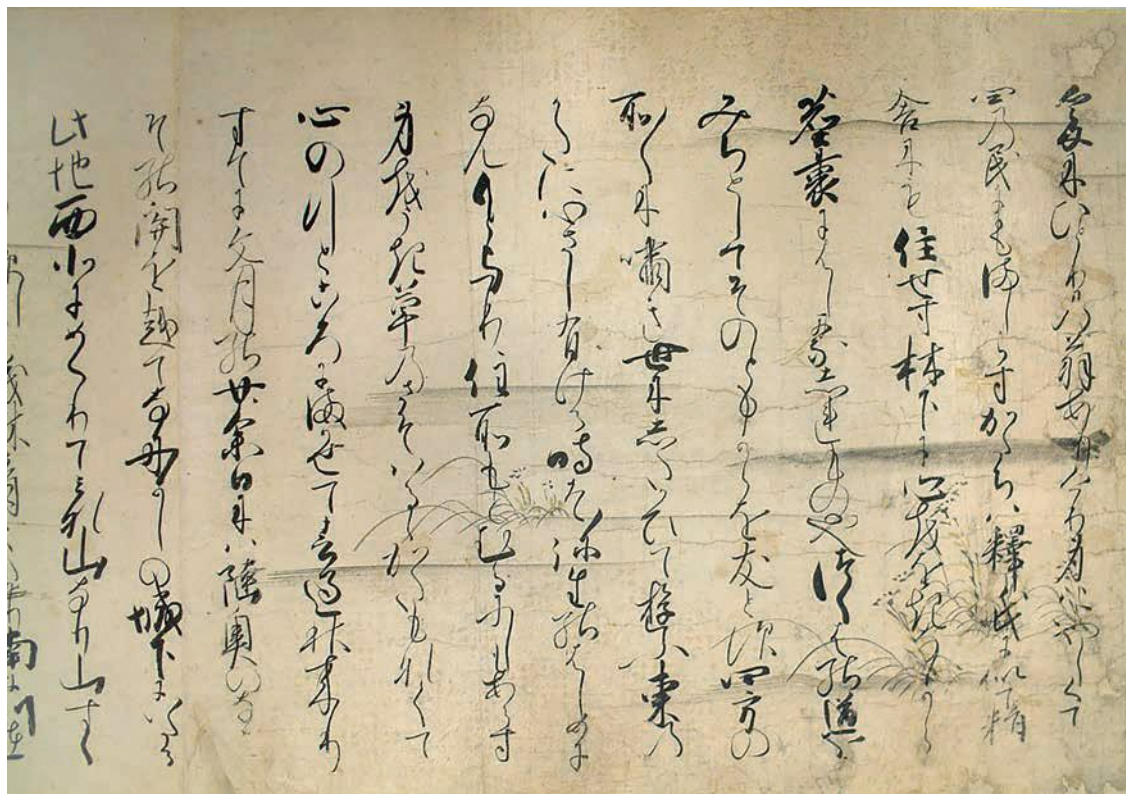
【解題】

寛文三年（一六六三）成立。西山宗因^{にしやまそういん}著。宗因は江戸時代の連歌師・俳人である。肥後国^{ひごのくに}（現在の熊本県）の出身で熊本藩加藤氏の家老に仕えたが、寛永九年（一六三二）に加藤氏が改易になり、浪人になった。その後、大阪天満宮の連歌の宗匠となり、俳諧の世界を牽引する存在として活躍。内藤氏六代当主の義概^{よしむね}と親交があった。著書に『両吟千句』『宗因十百韻』『梅翁宗因発句集』などがある。

寛文二年（一六六二）、宗因は奥州を旅し、七月二十日すぎに磐城を訪れた。青々とした山に囲まれ、川が海に流れ込み船がならぶ景観や勿来の関、さはこの湯、野田玉川、緒絶橋^{おだえぼし}、小川橋、岩城山の名所も記している。八月十六日頃まで滞在した宗因は、松島（現在の宮城県）に向かうべく磐城を出発。その後、帰路に再び磐城を訪れた。ここでは七月の訪問の箇所を抜粋して掲載した。

本史料の形態は巻物で、「西山宗因奥州紀行巻全」と書かれた題簽^{だいせん}が貼られている。

【底本】 いわき市勿来関文学歴史館蔵



6 磐城風土記

〔表紙〕

磐城風土記

磐城風土記目次

封疆

風俗

城 封侯附

郡村墾田戸口牛馬附

山海川石

道路関

土産

神社

仏寺

墳墓

人物

古蹟

〔中略〕

磐城風土記

封疆

国造記

磐城、奥州之内在。州之東南、磐

城・磐前・菊多・檜葉、謂之磐城四

郡。首乾尾巽、右坤左艮、首尾相

違、一百二十八里（徑直八十五里）、左右

相隔一百二十里（徑直八十里）、七分

四郡。而磐城居其一焉、菊多居

其一半、檜葉居其六焉、磐前居

其四焉。四郡共東海邊、而磐城

在其中、檜葉在北、磐前在西、菊

多在其南焉。田上下平均及貢

及戸口、牛馬摠計者厥田一万

七百十四町六反五畝二十二

歩、中上厥貢中上一万五千

五百十一口、九万三千六百二

十七、厥五万二千五百五男、厥

四万千二百二十二女、馬一万千

二百十四、牛二百七十二（戸口牛馬

皆除士拳庶人措寛文巳酉在所考）干比。

不審等賦後同

風俗

風氣剛強、俗性朴直、人有信孝文字及射芸能達。稼穡商買之利焉。平城在磐城郡、南自北至東西。地平而有山、唯隔二三里。西山深不知幾重續。大館舊城民居東西四里、南北二里。自平城至千京師六十里、至東武三百二十里也。昔秀衡以其姉嫁平次郎隆行。而附与此地矣。曰、隆衡・隆守・義衡・照衡・照義・朝義・常隆・清胤・隆忠・親隆・由隆・重隆・隆親・貞隆、世々相續。惟親隆外孫而得重隆之遜貞隆、異姓而繼常隆之家。貞隆移羽州秋田郡、後鳥井^(ウヰ)左京大夫忠政居干比。忠政移羽州取上郡、後内藤左馬助政長封干比。政長卒而、忠興續之、内藤帶刀是也。今城鳥井候所宮故事不名山形非最上郡、所謂村山郡是也。

〔後略〕

【解題】

寛文十年（一六七〇）成立、葛山^{かずらやまためあつ}為篤著。為篤は生没年不詳、板坂以得とも称し、磐城平藩の家臣で五代当主忠興・六代義概に仕えた。「続類題和歌集」「左京太夫義泰家集」なども編んでいる。

「磐城風土記」は磐城地方における最初の地誌で、会津藩で寛文六年（一六六六）に成立した「会津風土記」の影響を色濃く受けている。項目ごとに漢文体で記されており、十七世紀半ばの磐城地方を知る貴重な史料の一つである。目次には「城封侯附」の項目があるが、本文では章立てはされておらず「風俗」の項に一緒に入ってしまった。これは、転写を繰り返していく過程で生じた誤記と考えられる。平城と大館旧城、戦国武将の岩城氏から内藤忠興までの領主の変遷が書かれている。

底本は後世の写本で、五教舎塾孝生の「奥大童」が十二歳のときに写したものである。一部を抜粋して掲載した。

【底本】 個人蔵

7 岩城御領内大風雨大波洪水之節覺書

〔表紙〕

岩城御領内

大風雨大波洪水之節覺書

寛文十一亥同十二子

延宝二寅同五巳同八申

〔本文〕

一、寛文十一年辛亥八月〔虫損、〕〔廿七日大風雨〕〔カ〕

一、同年十月廿三日廿四日風雨

一、寛文十二年壬子五月五日六日甚雨

一、延宝二寅年八月六日大風雨

一、延宝五巳年十月九日海辺大波

一、延宝八庚申年閏八月十四日洪水

〇一、寛文十一辛亥年八月〔虫損、〕〔廿七日〕〔カ〕

大風雨之節、御老中様方迄被出御案紙。
御使者安藤庄兵衛被遣。

一筆致啓上候。公方様益御機嫌能
被成御座、恐悦至極奉存候。然は、当地
去廿七日昼夜大雨、夜入風烈、至曉
風雨止申候。居城内外之曲輪・土手
所々崩、侍屋敷・町屋并海辺・田畠・
在家・船等破損仕候。委細別紙書付、
以^{マヾ}支者申上候。恐惶謹言。

八月晦日

稻葉美濃守様

久世大和守様

土屋但馬守様

板倉内膳正様

御連状也

右之御文言にて委〔虫損〕

以使者申上候間、如此御座候と留。

八月晦日

酒井雅楽頭様

参人々御中

一筆致啓上候。公方様益御機嫌能^{マヾ}
被成御座、恐悦至極奉存候。然は、

当地去廿七日昼夜大雨、夜入風烈、至曉
風雨止申候。居城内外之曲輪・土手
所々崩、并侍屋敷・町屋・在々海辺・
田畠・在家・船等、破損仕候。就夫
御老中え右之趣、別紙書付使者為
差登申候。如何可有御座候か、御差図
次第可仕候。為可得御内慮如此
御座候。恐惶謹言。

八月晦日

久瀬大和守様

参人々御中

八月廿七日岩城領内就風雨

破損之覺

- 一、平居城土手、大小之崩拾五箇所。
別紙絵図差上申候。
- 一、城下侍屋敷少々破損仕候。
- 一、町屋并足輕家、合拾軒倒申候。
- 一、町通之橋、所々落申候。
- 一、田畠損亡七千石余。
- 一、郷中家数二百六軒、海辺共二。
内塩釜六。
- 一、浜々にて舟数 〔虫損〕

内〔廿五艘 〕〔虫損〕、三拾艘破損 〔虫損〕

一、棚倉より流来大川筋六ヶ所、川
除土手され申候。

一、三春・白河領より流来大川筋、
十六ヶ所川よけ土手され申候。

一、小キ川出川除土手、数ヶ所され申候。

一、廿八日・廿九日両日之内、相馬海道

其外浜々在郷之通路之橋落、又

川増往還無御座候。

一、溺死五人、内一人女。

已上

八月晦日

内藤左京亮

右之御奉書写

御狀被披見候。公方様 〔虫損〕

被成御座、恐悅至極 〔虫損〕

廿七日、其元昼夜大雨、入夜風烈、

付て居城内外之曲輪・土手所々

崩、侍屋敷・町屋・海辺之田畠・船等

破損之由、別紙書付之通令承知候。

此辺も右之節洪水、下谷・本庄筋

入水候。紙面之趣、各申談御 〔虫損〕

刻可及言上候。猶使者可演説。

恐々謹言。 土屋但馬守

九月五日

内藤左京亮殿

右之節破損普請御願之御案文

一筆致啓上候。公方様益御機嫌

能被成御座、 〔虫損、「恐悦至極奉存候」力〕

然は、先月 〔虫損〕

先達て以使者申上候、居城之土手

崩候所、此度絵図仕、差上申候。破損

普請申付度奉願候。為其如此御

座候。恐惶謹言。

九月八日

右御四人御老中様 参人々御中

右之御文言にて、右之趣御老中迄申 〔虫損〕

如此御座候と留。

九月八日

酒井雅楽頭様 参人々御中

右之御奉書写

磐城之城、從本丸西曲輪之土手

拾五箇所〔虫損、「今度洪水之節崩候」

付て被築直度〔虫損、「之由絵図之通得」

其意候。以連々如 〔虫損、「元」可有普請候。

恐々謹言。

寛文十一亥 土屋但馬守

九月十四日 板倉内膳正

久世大和守

稻葉美濃守

内藤左京亮殿

右御請

去十四日之御奉書、披見仕候。今度

洪水之節、私居城從本丸西曲輪

土手拾五箇所崩候付、以絵図

破損普請仕度奉願申上候処、

以連々如元普請可仕候旨 〔虫損、「被仰候」力〕

誠以難有次第 〔虫損〕

九月十四日

御老中様御四人 参人々御中

○一、亥年十月廿三日廿四日風雨之節御案詞

御使者中根七左衛門

一筆致啓上候。公方様益御機嫌能

被成御座、恐悦至極奉存候。然は、当地

去廿三日朝より廿四日午之上刻迄風雨、

廿三日夜中は風烈御座候。就夫□□〔虫損〕

土手所々崩申候故、絵図并領内破

損之書付、別紙仕以使者差上候。

如前々破損普請仕度奉願候。為

其如此御座候。上所。

十月廿六日

稻葉美濃守様

久世大和守様

土屋但馬守様

板倉内膳正様

参人々御中

〔中略〕

覚

一、当廿三日之朝より終日終夜雨降、夜二

入風烈、丑之刻より翌廿四日卯下刻

迄甚風雨。雨ハ廿四日午之上刻ニ止申候。

一、居城之土手、大小拾ヶ所崩申候。絵図
差上申候。

一、麦作式千石余、水入流捨り申候。

一、村在々家四拾九軒□□〔虫損〕。

一、浜々ニて船大小式□□〔虫損〕。

以上

亥十月廿六日 内藤左京亮

右之御奉書写

就今度風雨、磐城之城本丸出口

北之方角櫓下石垣拔出所修復

之事、并土手朱星拾箇所崩候付て、

築直度由、絵図之通得其意候。

如元可有普請候。恐々謹言。

十月晦日 稻葉美濃守

板倉内膳正

土屋但馬守

内藤左京亮殿

〔中略〕

○一、寛文十二年子年五月五日六日大雨之節御案詞

一筆致啓上候。公方様益御機嫌にて

被成御座、恐悦至極奉存候。然は、

当地去五日・六日兩日昼夜打続

雨降申付、居城之土手七ヶ所崩

就其絵図差出 〔虫損〕

破損普請仕度 〔虫損〕

御座候。恐惶謹言。

五月九日

稲葉美濃守様

久世大和守様

土屋但馬守様

板倉内膳正様 参人々御中

〔中略〕

惣土手所々大小七ヶ所崩申候。七ヶ所 〔虫損〕

豎横合八拾四間〈豎四拾貳間、横四拾貳間〉、

右破損普請仕度奉願候。以上。

寛文十二〔壬子〕年五月九日 内藤左京亮 御書判

右ハ絵図之書付写也

子五月九日 内藤左京亮

右之御奉書写

御状令披見候。去五日・六日、其地甚雨

故、岩城之城土手七箇所崩候付て、

被築直戻候由、絵図之通得其意候。

如元可有普請候。恐々謹言。

寛文十二子

五月十四日

右御老中御四人

内藤左京 〔亮殿〕力

〔中略〕

○一、延宝二寅年風雨之節御老中様へ被差上

書付之控、此節ハ御在府故御書ハ無御座候。

八月六日大風雨ニ付磐城 〔虫損〕

一、居城内外之曲輪 〔虫損〕

此内壱ヶ所土手上之 〔虫損〕

一、城下侍屋敷・町屋・寺社、少々破損。此内

小家拾貳軒倒申候。

一、郷中所々家六百五軒倒申候。内四軒寺にて

御座候。男女二人、馬三疋死申候。

一、浜にて船九艘破損仕候。内五艘ハ仙台水戸之舟にて御座候。

一、浦々にて塩釜拾八、塩屋三拾軒、倒申候。

一、郷中堤九箇所、橋拾九箇所、川除数箇所損申候。

一、当作毛田畑高壹万四百石余、水入申候。

内〈田高八千六拾石余、畑高貳千四百石余〉以上。

寅八月十一日 内藤左京亮

○一、延宝四辰年岩城御〔虫損〕御案詞

一筆致啓上候。公方様益御機嫌能

被成御座、恐悦至極奉存候。然は、磐城

城廻土手急ニ御座候故、年々崩申候付、

連々修復仕度奉存候。其上本城之

橋破損仕候付て、土橋ニ仕度奉願候。

依之以支^(マツ)者^(マツ)絵図差上之申候。可然様ニ

御指図奉願候。恐惶謹言。

二月四日

稻葉美濃守様

久世大和守様

土屋但馬守様

阿部播磨守様 参人々御中

〔中略〕

一筆致啓上候。公方様弥御機嫌好

被成御座、恐悦至極奉存候。然は、

先年申上候此元城廻り土手崩候所々土留

石垣ニ仕、其上本城通路之橋及大破申

候間、土橋ニ仕度旨、委細以内藤市三方

申上候通、御奉書頂載仕、連々普請仕

度奉願候。橋之儀は当分より其儘難

図儀ニ御座候付、其段をも市三郎方可

被申上と奉存候。依之此度絵図仕

差上申候。御披見被遊可罷様ニ奉存候。

具ニ使者口上可申上候。恐惶謹言。

二月四日

猶以先年も御手前様御用番之砌、申上候。

其節御聞届被遊候儀ニ御座候付、如此ニ

御座候。弥可罷様ニ奉存候。以上。

久世大和守様 参人々御中

右之御奉書

以上

磐城之城、大手曲輪角出張危急故
度々崩候間、上之方土手取除之、南之
方水際之土手、是又崩候条、土留
石垣築之事、同橋下之堀底從外之
地形高候間、用此内道、橋之前後
左右危急候間、虎口北之方二寄之、○

○初土橋事南之方門際之土手土留石垣築之事

大手曲輪之外、左右之石垣崩候所
築直事、北之方土手切之崩候条、上

之土取除候、土留石垣築之事、同

土手中程切下用道土留石垣築

之事、東裏門坂之左右土手并升形

之内土手土留石垣□□□〔虫損、〔築之事〕、絵図之

通達上聞候処、以連々普請可仕旨

被仰出候。可被得其意。恐惶謹言。

延宝四辰 久世大和守 廣之

二月十二日 土屋但馬守 数直

稻葉美濃守 正則

内藤左京亮殿

〔中略〕

○一、延宝五年巳十月九日御領内海辺大波
入候節御案詞、御使者辻与右衛門

一筆致啓上候。然は、私領内海辺

去ル九日亥刻、大波入、浦々之民屋・米船・

獵船等流破損、人馬溺死御座候。委細

別紙書付、以使者申上候。恐惶謹言。

十月十二日

稻葉美濃守様

久世大和守様

土屋但馬守様 参人々御中

〔中略〕

当月九日亥刻、奥州岩城領内小名浜・

長崎・中作・薄磯・四倉・江□□〔虫損〕大波

打入、人馬家船等流亡仕候覚

一、於浦々、家数三百三拾軒流倒候、并家財・

米穀・苧稻大分流亡。

此外破損家数多。

一、塩釜拾勺破損。

一、獵船・荷船九拾七艘破損、内〈拾壹艘行方不知〉

〈三艘米船流俵数五百六拾表

海中へ捨

一、男女溺死七拾五人。内〈男四十六人、女貳拾九人〉

此外怪我之者数多。

一、牛馬三拾疋流死

以上

巳十月十二日

内藤左京亮

右之通、六通認御老中様へ一通□〔虫損〕候。雅楽頭様へ壹通、

戸田備後守様へも一通、□〔虫損、〔料紙奉書〕力〕豎紙

当月九日亥刻奥州岩城領内江名・

豊間大波打入、人馬家船等流亡仕候寛

一、於両浦、家数貳百拾八軒流倒候、并家財・

米穀・苧稻大分流亡。

此外破損家数多。

一、獵船・荷船三拾壹艘破損、内貳艘行方不知。

一、男女四拾四人溺死。内〈男貳拾四人、女貳拾人〉并馬五疋流死。

此外怪我之者数多。

以上

巳十月十二日

遠山主殿頭

右ハ主殿様御分五枚認被遣候。料紙奉書御豎紙

右之御奉書写

御状令披見候。亥九日□〔虫損〕

民屋并米船・獵船□□〔虫損〕破損、人馬

溺死之内、委細以使者別紙御書付

被差越候。承知候。各一覽之事。

恐々謹言。

土屋但馬守

十月十七日

内藤左京亮殿

○一、御城御普請之儀、就御代替重て御伺被成候節

御案詞并御書付之写、御使者柴田又右衛門

八月廿四日岩城発足

一筆致啓上候。然は、岩城之城土手

危急御座候故、年々崩申候付、連々修復

仕度奉存、其上本城□〔虫損〕

土橋二仕度奉存 [] [虫損]

右之趣奉願候処、絵図 [] [虫損]

申付候旨、被成下 [] [虫損]

仕度、尤未出来不仕所御座候。右之通

普請可申付候か、御代替之儀御座候故、

為可奉伺之、先年之絵図以使者差

上申候。且又先年奉願候外、三箇所

危急御座候付、連々仕直度奉存注

右之絵図之内奉願之候。可然様御

差図奉 [] 候。恐惶謹言。

八月廿五日

大久保加賀守様

土井能登守様

堀田備中守様 参人々御中

〔中略〕

一筆致啓上候。上様益御機嫌能被成

御座、恐悦至極奉存候。然は、私居城

普請之儀、先日被仰下候付、五年以前

辰年修復奉願候通絵図仕、御老中

以使者差上申候。且又、先年奉願候外

三箇所危所御座候付、連々絵図之通

修復仕度奉存、是又奉願候被仰下候

通、普請出来仕候所は除、未出来不仕

所、其外今度奉願候分、注絵図指上

申候。先年私差上申候絵図二ハ、城内間数

并堀幅間数等ハ書付不申候得共、亡父

帶刀差上申候絵図 [] [虫損]、間数

書付指上申候 [] [虫損]

為其如此御座候。恐惶謹言。

猶々此儀付 [] [虫損]

次第御座候。御 [] 當時分ニ御座候 [] []

後能様奉存候。以上。

八月廿五日

稲葉美濃守様 参人御中

右之節絵図ニ相添被遣候書付之写

覚

一、大手郭南之方、水際之土手崩申候間、土留

石垣築之申度事。

一、堀之内道東之方、石垣出来、西之方

折廻石垣、いまだ出来不仕候間、築之

申度事。

一、土手郭北之方 []〔虫損〕之土

取除之、土留石垣築之。同土手中程

切さげ道二用、土留 []〔虫損、「石垣」カ〕築之申度事。

一、東裏門坂之左右之土手、并升形之内土手、

土留石垣築之申度事。

一、大手外曲輪西之方、土橋脇堀底之

土留石垣築之申度事。

右ハ、先年奉願被成下御奉書候所之普請、

未出来不仕候間、如絵図奉願候。

一、本丸より大手曲輪出口之門櫓下、石垣

地震にて南西之角連々はらみ出、

危御座候間、連々仕直申度事。

一、内道之土留石垣之つづき土手高く

崩申候間、内道並に土留石垣仕度事。

一、東裏門坂上之土手段々崩、此所之櫓

危御座候間、内へ []〔虫損、「切下かうば」カ〕いを延、

連々櫓建直申度事。

右三ヶ所は今度奉願候。

以上

延宝八〔庚申〕年八月廿五日 内藤左京亮 御書判

右御窺候節、帶刀様御代被差上候大絵図壹枚、

五年以前辰年被差上候御城御郭之内斗之絵図

壹枚、右之書付一通各箱入、柴田又右衛門被持参候所、

大絵図ハ上り不申候、御郭之内斗之絵図御・御書付、同廿七日二

大久保加賀守様へ差上候処ニ、閏八月十四日洪水にて、

御城土手所々崩修復御願二付、右之絵図申付候。廿九ヶ所土手

崩所書加差上御 []〔虫損〕

○一、延宝八庚申年閏八月十四日洪水之節

御老中様方へ御案詞、御使者加藤源五兵衛

十七日申刻岩城発足

一筆致啓上候。然は、当地去十三日

未刻より雨降、夜中より十四日巳下刻

迄甚雨、風も少々吹洪水付、居城

内外之曲輪土手 []〔虫損〕崩、侍屋敷・

町屋水入、在々民屋破損、領内田畠

水入損毛、海辺高波、船流破損、

溺死等御座候。依之城絵図并書付

差上申候。右土手崩申候所々以連々

如元築直申度奉願、土手破損

之書付注別紙差上申候。為其

以使者如此御座候。恐惶謹言。

閏八月十八日

大久保加賀守様

土井能登守様 御連状也

堀田備中守様 参人々御中

〔中略〕

申閏八月十四日磐城領内洪水付

破損之覚

一、岩城之城内外之曲輪土手、大小貳拾九箇所崩申候。

一、城下北東、侍屋敷低所、大形水入申候。

一、城下町屋、不残水入申候。

一、足輕町、不残水入、家廿軒倒申候。

一、在々民屋、貳百拾壹軒倒申候。

一、船十四艘破損、流舟共二。

一、溺死三拾五人、船方共二。

一、川流馬壺疋死。

一、川除土手貳百三拾七箇所押切申候。

但、長六千貳百六拾間余。

一、堤貳拾七箇所、押[]〔虫損〕

一、ぢやく[]大小六拾[]〔虫損〕箇所。

一、橋大小百三拾六箇所落申候。

一、田畑石高三万貳百石余水入申候。

内、九千九百石余地低所損亡仕候。

一、城下之川辺之水上端より高壺丈五尺

所二より壺丈三尺程水増申候。

以上。

延宝八〔庚申〕年〔閏〕八月十八日 内藤左京亮

覚

御判なし

去十三日夜中より岩城[]〔虫損〕甚雨、

十四日洪水付、居城[]〔虫損〕箇所

崩申候間、注絵図[]〔虫損〕

以連々如元築直[]〔虫損〕〔申度力〕奉願候。以上。

延宝八〔庚申〕年閏八月十八日 内藤左京亮

御書判

右、御代替付御城御普請之儀御伺、并此節新規二

三ヶ所御普請御願、閏八月十四日洪水之節御城土手

廿九ヶ所崩候修復御願之御奉書、一〇二九月六日大久保

加賀守様へ御渡候。又右衛門請取、七日二江戸発足、十一日朝

岩城到着。右御請も加賀守様へ被遣候処、御月番備中守様へ

持参可申由、御取次衆申候付、備中守様へ差上候。

右御奉書写

以上

奥州岩城之城、大手郭南之方、水際之

土手崩候付て、土留石垣築□〔虫損「之事」、堀之内道

西之方、折廻石垣築□〔虫損、「之事」、大手郭北之土手

崩候付て、上之土□□〔虫損「取除之」土留石垣築之、

同土手中程切下道二用土留石垣築之

事、東裏門坂之左右并升形之内、土手

土留石垣築之事、大手外曲輪西之方

土橋脇堀底之土留石垣築之事、右之

所々は先年以絵図・書付被相伺候之、其節

出奉書候、未出来付て、弥普請被仕度旨

重て以絵図・書付被相伺候。及言上候处、

可申付候由御詫候。猶又、従本丸土手曲輪え

出口之門櫓下石垣、南西之角孕候付て築

直之事、内道之土留石垣築之つづき土手

崩候間、内道並ニ土留石垣築之事、東

裏門坂上之土手段々崩櫓危候間、内え

式間切入勾倍（ハナ）を差延櫓建直之事、

絵図并書付之通、是又達高聴候

处、以連々普請可申付由被仰出候。次

今度洪水付て崩候□□〔虫損、「土手」式拾九箇所

絵図朱丸之通、得其意候。如元可有

修補候。恐々謹言。

延宝八申九月六日

大久保加賀守

堀田備中守

土井能登守

内藤左京亮殿

〔中略〕

○一、風山様去丑年御遠去被遊候付、御代替ニ

依テ御城御普請之儀、注絵図御書付ニ

御願被遊候。絵図奥書之写

磐城之城普請之儀、先年内藤左京太夫

絵図朱星仕奉窺候处、連々普請可

申付旨被成下、御奉書候。朱星拾八ヶ所は

出来仕候。青星拾壹ヶ所未出来不仕候。

前広被仰出候通、連々普請仕度奉

願候。以上。

貞享三〔丙寅〕年二月□□〔虫損〕

右之御奉書写

〔後欠〕

8 諸品覚書

【解題】

寛文十一年（一六七二）～延宝八年（一六八〇）の領内で発生した災害および城普請の覚書。罹災および普請をする際に幕府へ提出した書状の文面や老中から発せられた奉書の内容、被災箇所がまとめて記載されている。成立は貞享三年（一六八六）を最後に後欠になっている。虫損多数。

磐城領内ではこの間、六度にわたって大雨・洪水・地震・津波の災害に見舞われ、城に被害が生じると藩は幕府に申請して修復した。明治大学博物館蔵「岩城城修覆願絵図（内藤家文書三―三三―一〇―三四―一）」「磐城御城修理願下絵図（同三四―二―一、二―二、二―三）」「磐城平城内修理下絵図（同三四―三―一）」「岩城平城改築ノ絵図（同三四―三―二）」などは関連絵図である。（絵図編参照のこと。）また、老中奉書の現物も十九点が確認できる。

【底本】 明治大学博物館蔵（内藤家文書一―二二―二三）

（表紙）

正徳元年

諸品覚書

卯四月

〔前略〕

酒屋数之事

附酒造高之事

一、酒屋数百拾七本

此造米四百五拾貳石五斗八升七合

未年改高

内

五拾七本

平町

貳百九拾石五斗八升七合

貳拾本

小名町

四拾四石三斗

四拾本 在々

百拾七石七斗

紺屋数之事

一、紺屋数九拾九軒

内

貳拾五軒

平町

拾六軒

町奉行支配所内

四軒

新川町

壹軒

かまた町

四軒

北目町

拾軒

小名濱

六軒

植田村

五拾八軒

在々

〔中略〕

諸職人数之事

先年九拾四人

一、大工百四拾壹人

平郷中共二

内

貳人

御大工頭

七人 御扶持人

百三拾貳人 並大工

但壹ヶ年貳拾人ヅツ役組賄ふち

方にて

先年五拾壹人

一、木挽六拾七人

右同断

内

壹人

小頭

六拾六人

並木挽

但壹ヶ年貳拾人ヅツ役賄ふち被下

一、差物師三人

役右同断

一、桶師四拾三人

内

貳人

御扶持人

四拾壹人

並桶師

但壹ヶ年拾人ヅツ役賄ふち被下

一、瓦師貳人

御扶持人

一、壁塗三人

御扶持人

一、柿師四人 貳人御扶持人

貳人

並柿師

一、萱手四拾六人

平郷中共二

内

一、乗物師壹人	右同断	一、鉄砲師貳人	並かや手
一、さらさや壹人	御扶持人	内	
一、仕立屋四人	御扶持人	壹人	御扶持人
一、白銀師貳人		一、同台師貳人	
一、蒔絵師壹人		一、同鉄具師貳人	御扶持人
一、塗師四人	御扶持人	一、弓師壹人	御扶持人
内壹人		一、矢師貳人	
一、研師三人		内壹人	御扶持人
受領鍛冶		一、鎚師貳人	御扶持人
		一、刀鍛冶貳人	右同断

一、鞆師六人		一、鞆打三人	右同断
一、檜物師八軒		一、鐙師壹人	右同断
一、土器師壹人		一、同象眼師貳人	右同断
一、具足師		一、鍛冶百五人	
一、銅師壹人		内	
一、鑄物師壹人	六拾貳人	四人	御扶持人
六人	小名	貳拾八人	役勤分
貳人	うへ田	先年三拾三人	
壹人	北目町	ノ三拾貳人	
貳人	新川町	国役壹ヶ年貳拾人ヅツ	

諸役之事

一、浜々獵船出役

但獵物之内一五分一

〔中略〕

一、馬弘鼻綱錢

買人より壹分二付廿文売人より

壹分二付廿文

ノ壹分二付四拾文宛上納

一、セリ駒

二才之節改置、三才にてセリにて

直段次第、半分駒主ニ被下候。駒

取候もの方より、来年五月代金

上納仕候事。

金貳百八拾貳兩貳分四拾壹ノ五百文

亥年

同貳百六拾兩貳分四拾ノ五百文

子年

同三百貳拾貳兩貳分六拾四貫百四文

丑年

一、平町役夫

壹町目 貳町め 三町め 四町め

久保町

右之分壹ヶ年壹軒二人足三人ヅツ

其外入用次第伝馬相勤候。

研町 是ハ無年貢にて御□方え役つとむる

鍛冶町 是ハ無年貢にてかちにてつとむる

紺屋町 是ハ小藏人足差出ス遣次第

賄ふち被下

〔中略〕

一、市錢之事

平町札壹枚ニ付

正月より六月迄拾八文、七月より十月迄

三拾文、十一月より十二月迄四拾五文

小名浜札壹枚ニ付

正月より六月迄拾六文、七月より十月迄

貳拾四文、十一月より十二月迄三拾六文

右之外

売金高百兩ニ付

一、繰綿入役納 此役三兩

同断

一、木綿入役 此役壹兩

同断

一、たばこ 此役三兩

拾駄ニ付

一、茶入役

此役壹分貳朱

運上金

一、呉服入役

壹ヶ年に貳拾兩

売高金百兩ニ付

一、麻入役

此役三兩

一、絹入役

壹疋ニ付役錢貳百文

一、塩出役

壹駄ニ付廿七文

売金百兩ニ付

一、鰯網他領え出役入役

此役三兩

一、他領え出候奉公人役金

壹ヶ年壹分ヅツ

一、をこし鉛役壹人ニ付三兩ヅツ

一、鍛冶役

上壺煙炉

壹分

中

貳朱

下

三百文

下々

貳百文

一、紺屋役

上

三百文

中

貳百文

下

百文

右之分、宝永二酉四月より役金

被仰付候所、宝永六丑年丸

之外諸役御免被成候。

一、酒運上之事

元禄十丑年御公儀被

仰出候所、宝永六丑年

運上御免被成候。

〔中略〕

郷中間高之事

一、人高三百拾貳人

戌年

一、同三百六人

亥年

一、同三百四拾人

子年

一、同四百八拾人

丑年

一、同貳百拾貳人

寅年

〔中略〕

川幅間数之事

一、富岡町

貳拾八間

一、井出川 六拾間

水流拾間ほど、川原拾五間

古来五拾間

一、木戸川 三拾間

水流拾五間、川原拾五間

一、広野川 貳拾壱間

水流拾間、川原拾壱間

一、浅見川 貳拾八間

水流拾間、川原拾七間

一、折木川

一、末続川

一、大久川 六間半

外川原九間

一、小久川 四間半

一、仁井田川 拾五間

但橋長同じ

一、鎌田川 五拾間

一、長橋 百間

一、西町川幅

一、植田川 六拾間

町長間数之事

一、富岡町長 五町四拾四間

一、木戸下町 三町四拾壱間

一、木戸山田岡町 同断

一、広野町 四町九間

一、久之浜町 七町八間

一、四倉町 拾三町四間

一、平町 貳拾貳町貳拾貳間

但鎌田番所より長橋番所迄

一、湯本町 六町

一、小名町 拾四町拾八間

一、植田町 七町三拾八間

一、関田町 四町七間

町家数人馬数之事

附石高之事

一、富岡町

人高四百拾壱人

内

男貳百三拾四人

女百七拾七人

家数六拾貳軒

馬数五拾九疋

石高三百拾九石貳斗九升

一、木戸町

家数四拾八間^(マ)

人高三百壹人

内

男百七十五人

女百廿六人

馬数五十九疋

石高入作仕候

一、広野町

家数六拾八軒

人数貳百五拾八人

内

男百五十貳人

女百六人

馬数六十九疋

石高四百拾九石八斗九升

一、久之浜町

家数貳百拾軒

人高九百貳人

内

男四百九十九人

女四百三人

馬数七拾四疋

石高八百七拾八石五斗四升三合

一、四倉町

家数三百七拾三軒

人高千八百四拾八人

内

男千拾四人

女八百三拾四人

馬数九拾貳疋

石高九百貳拾八石貳斗貳升八合

一、平町

家数六百三拾壹軒

人高三千三百貳十五人

内

男千七百五拾人

女千五百七拾五人

馬数五拾八疋

石高方々入作仕候

一、湯本町

家数百六拾七軒

人高八百七拾五人

内

男四百五拾四人

女四百貳拾壹人

馬數百拾疋

石高七百九拾石九升壹合

一、小名町

家數千貳百九拾四軒

人高六千八拾六人

内

男三千廿九人

女三千五拾七人

馬數百四拾貳疋

石高方々出作仕候

一、植田町

家數百八拾壹軒

人高八百七拾五人

内

男四百三拾六人

女四百三拾九人

馬數四拾壹疋

石高九百七拾石貳斗四升貳合

一、関田町

家數百三拾壹軒

人高六百七拾八人

内

男三百八拾九人

女貳百八拾九人

石高四百七拾六石七斗四升三合

馬數三拾八疋

諸商人之事

一、平町

漬物や

十軒

木葉や

三軒

打綿や

十六軒

肴や

三拾四軒

穀や

九軒

酢や

豆府(マメ)や

醬油や

味噌や

けんとんや

あめをこしや

紙売

瀬戸物売 三軒
菓子や 壺軒
せきた売
表具や
本結や

〔中略〕

棒手振之事

一、人高

内壺人ニ付三百文ヅツ役銭
右棒手振之儀、田畑も持不申、其元
奉公人ニも難成もの共願之上、
棒手振札請取、右之役銭相納
申候。勝手次第棒手札取上ゲ
相止メさせ申候事。

平町寺社数之事

一、寺社数 五拾三ヶ寺

九ヶ寺 浄土宗
式ヶ寺 浄土真宗
式拾七ヶ寺 真言宗

七ヶ寺 禪曹洞宗
四ヶ寺 禪齊家宗
壺ヶ寺 時宗
式ヶ寺 社家
壺ヶ寺 法花宗
右寺社方御朱印書由緒書
別冊在之。

〔中略〕

領内人高之事

附家数之事

一、人高七万四千七百五拾五人

内

四万九百七拾人 男
三万三千七百八拾五人 女
此わけ

四千式百六拾人 御家中より御足輕迄

内

式千三百三人 男
千九百五拾七人 女
一、四百九拾八人 平寺社門前

内	拾七人	平
百三拾人	郷中	
一、六拾四人	わか	
内		
八人	平	
五拾六人	郷中	
一、老	あがた	
六万五千貳百九拾八人	郷中百姓分	
三万五千五百五拾貳人	男	
貳万九千七百四拾六人	女	
右之内		
百九十六人	御家中譜代	
内		
八拾九人	男	
百七人	女	
千百五拾七人	御家中奉公人	
内		
五百四拾三人	男	
六百拾四人	女	
四百三拾八人	御抱中間	
四百四拾九人	他所奉公人	

六万三千五拾八人	百姓
内	
三万四千三拾三人	男
貳万九千貳拾五人	女
一、家数	壹万三千百九軒
内	
貳百九拾四軒	寺院
内	
五拾三軒	平
貳百四拾壹軒	郷中
壹万貳千八百五拾軒	
内	
九拾八軒	平寺社門前
六百三拾壹軒	平町

【解題】

正徳元年（二七一）、磬城平藩によって作成された覚書。船数、しょうとく正徳元年（二七一）、磬城平藩によって作成された覚書。船数、船の運賃、漁船数、塩釜数、しおがま酒屋数、紺屋数、鉄煙炉数、銅屋数、湯坪数、諸職人・諸商人のこと、諸役について、他領や領内各所への距離、領内の主な川の川幅、主な町の長さ、領内の人口・家数と身分ごとの内訳、平城下の人口とその内訳、寺社数、献上物といった、治政に必要な小物成はじめ様々な数値が書き上げられている。領内の人口は七四、七五五人（男性四〇、九七〇人、女性三三、七八五人）、家数は一三、一〇九軒と記載があり、平城下の人口は三、三二五人（男性一、七五〇人、女性は一、五七五人）、家数六三一軒、馬が五八頭であった。なお、平城下に関する項目を抜粋して掲載した。

【底本】 明治大学博物館所蔵（内藤家文書一―二三―三三）

9 岩城便宜

〔前略〕

栗野

宿あり。左の方ニ牛頭天王社有。右の方ニ細道あり。平潟への道也。此先のぼり坂を過切り通し有。勿来関ナコツと言名所也。長十七八間ほど有。是奥州常陸の境也。此所より坂を下り海辺へ出ル。九面の須崎見ゆる。景色よろし。登の節平潟へかかる時は、此渚を通り山越しにここつらへかかり、平潟へ出ル。雨天の節は馬足かなひがたし。九面にも切通し有。右は山左は海辺ニて誠に名にしあふ難所也。

勿来の関にて 八幡太郎

吹風も名こそその関とおもへとも

ミちもせにさく山さくらかな

同じ 能因法師

いつもまたはな咲此は立ぞよる

勿来奈古曾のせきの名には違タガえて

ここつら浜にて 西行法師

九面や塩ミちくれば道もなし

ここを勿来のせきといふらむ

一 関田

植田へ壱里

から尻式拾六文

水戸より植田迄十九里十壱町から尻五百式拾文

^{七万石}
内藤備後守殿領。

宿の左の方密蔵院真言宗有。宿末松並あり。

此所にて

西行法師

湯に近き里の名なれは関田にて

老もかろげに歩ミゆくなり

中田

松並あり。左の方二鳥井有、天照宮と額有。本社見へず。

松倉伊予守殿領壱万五千石。

宿有荒町と言。宿はづれ田町也。鷺内と云。左の方うしやう

寺禪宗有。同方松の森の内に稲荷明神社あり。右の方鷺の宮あり。

むかし此所にて鷺の死たるを勧請せしと言。

大島

宿の左に延命院真言宗有。宿はづれに舟渡有。さめ川と言。

一 植田

渡辺え壱里式拾八町

から尻四拾六文

水戸より渡辺迄廿一里三町から尻五百六拾六文

内藤備後守殿領。

左の方森の内二東光寺真言宗有。宿の入口番所あり。宿中左の

方二備後守殿旅館有。右の方二しうしん院禪宗あり。左の方二

じやうとく院真言宗有。宿はづれ松並の左の方杉森の内りうし

やう寺禪宗有。松並を通り過、真坂と言坂有。長六七町程あり。

坂の入口右の方甘露寺村子易觀音えの道あり。石標二切付あり。

坂の峠より見れば小名の出崎見ゆる。

石塚

板倉伊予守殿領。

一 渡辺

湯元え一里拾六町

から尻四拾四文

水戸より湯元迄二十二里式拾九町から尻六百拾四文

此所本名は渡辺村也。さりながら此所を却て新田と称也。宿の左

二万福寺真言宗あり。橋を渡り宿有。此所を新田と言。宿末に

觀音寺禪宗あり。

ひる野 左の方二千手堂あり。

和泉田 のふまひ 西河内

松並続。此さきに坂あり。

ゆながい

内藤播磨守殿領壱万五千石。

宿の左に播磨守殿陣屋あり。

舟尾

湯元と舟尾十五日代り馬次也。宿を過左の方諏訪明神有。右の方

小名浜へ行道あり。松並続。左の方山の内に牛頭天王社あり。

一湯元

宿の入口右の方に瀧の湯あり。亦夷の湯とも。彦七と言夷也。是をひへの湯と言。左の方山の上に温泉大明神あり、神主佐和古和泉守。同所左に正観音堂有り。運慶の作のよし。宿の左の方に宗善寺浄土宗あり。右の方町屋の裏に湯の夥敷湧出ル所あり。右の方裏町に寺の湯あり。むかしハ八人にて持し所、当時ハ式拾四五人にて持候由。是を熱湯と言。左の方ニ薬師堂あり。弘法大師の作のよし。別当勝行院真言宗也、山号三箱山。右の方ニ城主の旅館あり。宿末左の方釈迦堂有。別当光源院真言宗なり。

従水戸湯元迄馬次十六次

行程式拾式里式拾九町

軽尻駄賃六百四拾文

追加

一役銭と申老人二付五銭宛出ル也。毎日其宿え役人来り取申候。

一滝の湯へ脇より入ニ参候人ハ、老人二付式銭ツツ也。

一宿銭の義は、十日程居折候得バ老人二付五十銭、或は式百銭置候由。

併其分限または時の振ニより区々ニ有之候。

一朝夕雑事の水、手前の人に汲せ可申と井を尋候得ば不教候。幾度も入用次第下女定りて汲申候。依之発足の節相応ニ鑑をとらせ申候。脇宿も同様の由及承候。

一米薪は宿へ申候て入用次第取申候。帰の節代物払申候。

一此所味増悪しく酢せうゆよく御座候。野菜等相応ニ有之、酒ハ湯元ニても作り申候。尤平・小名浜よりも出店有の候。

一参着の節、夜ニ入宿取候得ば不案内故、宿をたのミ落着の賄致候。余人も左様いたし候由及承候。

一夜服ハふとん壹ツござ共ニ、一夜の損料十五六銭程。

一夜具類ハ入用次第借申候。尤働ハ出し申候。

一従湯元平城下迄

壱里式拾八町

平城下一見の節ハ、其宿より案内者を出す定法の由。何レの宿よりも案内を出す也。亦或説言。大小帯候者ハ役人へ申出

罷越候由。仍之各脇差斗と及承候得共、左様ニは無之候。

湯元宿の出口ニ板橋有。すこし行左の方杉のもとに弘法大師の加持の硯水有。此先道筋ニけひせひ石と言大キ成石あり。少し行左の方桜のもととほつ坂に道陸神あり。左の方ニ高山有、湯の嶽観音也。峠に弘法大師の加持の湯箱三ツ有之由。女人潔斎の山と言。此山にまむし多しと言。関田坂の坂よりも見ゆる。左ニかみつづら内町と言宿見ゆる。右にやぎり仏、穴の内ニ切付てミゆる。是ハ願望成就あらざれば、火を懸やぎると云。右の方秋山村龍乗院真言宗あり、左ニ高坂村しんかう院真言宗有。右の方の山ニ笑堂見ゆる。岩城三十三番の札所也と言。右ニ稲荷明神社あり。茂手木村金谷村の鎮主也。御厩村此次城下也。町入口ニ長百間の板橋有。左右田町也。左の方山の上ニ城主の

すずみ所あり。其下片町とて同心の居家数多見ゆる。見付の内性源寺町と言、左の方性源寺禪宗有。此次を研町と言。左手に付行キ菅沢町照憧寺禪宗あり。此先古宿町左の方城主靈屋あり。別当ハ善昌寺浄土宗有。其先右の方二坂をのぼり八幡の社有大社也。御朱印四百石。八月十五日祭礼なり。神主飯野伊賀守（又言社領六十石神主鳥井伊賀守と言追て尋べし）八幡社の隣薬師堂あり。此辺武士小路続ク。右の方行、六間門と言見付ミゆる。此門内へ入ル事を不許。左の方二道あり。此所へも不遣□、武士屋敷并既有之由。右の方武士小路を行。牛頭天王・子鋏倉大明神・稻荷明神の社有。神主桜山石見守。山の際二八幡の御休所あり。坂下町屋続く。一町めより五町目迄一町さかいあり。三町め二地藏堂あり。此先五六町ほど町つづき見ゆる。町末二鎌田舟渡し有。川向二石守観音有之。別当忠教寺。石守川歩越にて近道也。右の方二海上見ゆる。幕之内村二照明院有。裏町に鍛冶多し中程に鎌鍛冶小左衛門住ス。此末同心屋敷数多見ゆる也。岩城領東西九里程、南北十四里程有之由。尤山多ク相見へ申候。

一従湯元小名浜迄

式里八町

小名の浜えは舟尾より行也。関村と言所道の際に地藏堂あり。

水谷 下舟尾

野田、此所に三間ほどの土橋あり。橋より式間程先二石標あり。幅壹尺貳寸四五分四方、高サ五尺三寸余。銘二は、

藤原道雅

陸奥田の方の緒絶のはしはこれならむ

ふみ見ふまずミ心まどハす

能因法師

川の方の夕されば汐風越てミちのくの

野田の玉川ちどりなく也

宝永三丙戌年正月望日と切付あり。

住吉村、左の方二石標あり。住吉明神えの道と有て半道ほどの廻り也。左の方森の内にあんじゅづし王社二ツあり。七八町ほどの廻り也。

大原村 原本田村

小名、此浜三千軒ほど有之由。獵船多し。賑ふ所也。諏訪明神の社あり。丹野撰津守。此浜より歸りのせつ道二筋あり。板橋を渡り行バ新町え出ル也。左の方へ行ば右の舟尾へいづるなり。

享保十五庚戌歳季秋集之 櫟斎川政辰

〔後略〕

【解題】

享保十五年（一七三〇）成立、川上櫟斎れきさい著。櫟斎は元禄十二年

（一六九九）生まれ、享保十七年（一七三二）没、諱は政辰である。享保四年（一七一九）に二十一歳で水戸藩の彰考館に入った。彰考館は「大

日本史」などの歴史書を編纂した修史局。三十二歳のときに病氣療養のため湯本温泉に湯治に訪れ、このとき付けていた旅の記録を後日知人の勧めでまとめたのが本史料である。

水戸から出発した櫛斎は、湯本に到着するまでの神社仏閣やその土地の風景を書き記している。湯本に到着してからは、町の様子や湯治の取りきめ事、役銭や自身が体験したことなどを綴る。平城下を見物したことも書かれ、城下に見物に行く際には宿より案内人がつくのが定法であった。櫛斎は寺社や武家屋敷のエリアを歩き、本町通りにやってくる。また、湯本から小名浜にもおもむいている。なお、ここでは磐城地方の記述を抜粋して掲載した。

【出典】小野一雄「川上櫛斎『岩城便宜』」潮流二十一、一九九二年

10 磐城平城内並諸役所錠鍵帳

（表紙）

「

磐城平

城内并諸役所錠鍵帳

」

覚

- | | |
|------------|----|
| 一、大手冠木門蝦錠鍵 | 一通 |
| 一、同所跣蝦錠鍵 | 一通 |
| 一、同所櫓門蝦錠鍵 | 一通 |
| 一、同所跣蝦錠鍵 | 一通 |
| 一、中門蝦錠鍵 | 一通 |
| 一、同所跣蝦錠鍵 | 一通 |
| 一、裏門内張蝦錠鍵 | 一通 |
| 一、同所跣蝦錠鍵 | 一通 |
| 一、同所外張蝦錠鍵 | 一通 |
| 一、同所跣蝦錠鍵 | 一通 |

一、武者門錠鍵	一通	一、不明門蝦錠鍵	一通
一、同所跣錠鍵	一通	一、同所跣蝦錠鍵	一通
一、中仕切門蝦錠鍵	一通	一、鶯門蝦錠鍵	一通
一、同所跣蝦錠鍵	一通	一、同所跣錠鍵	一通
一、二之丸出口門蝦錠鍵	一通	一、田町門蝦錠鍵	一通
一、同所跣蝦錠鍵	一通	一、同所跣蝦錠鍵	一通
一、新門錠鍵	一通	一、六間門櫓門蝦錠鍵	一通
一、同所跣錠鍵	一通	一、同所跣蝦錠鍵	一通
一、埋門蝦錠鍵	一通	一、同所冠木門蝦錠鍵	一通
一、同所跣錠鍵	一通	一、同所跣蝦錠鍵	一通
一、櫛形門錠鍵	一通	一、搔槌小路門蝦錠鍵	一通
一、同所跣錠鍵	一通	一、同所跣錠鍵	一通
一、黒門蝦錠鍵	一通	一、玉之門蝦錠鍵	一通
一、同所跣錠鍵 但大門鍵用之	一通	一、同所跣錠鍵	一通
一、城坂門蝦錠鍵	一通	一、長橋門蝦錠鍵	一通
一、同所跣錠鍵 但鍵壳	二通	一、同所跣蝦錠鍵	一通
一、二之丸門錠鍵	一通	一、八棟櫓錠鍵	一通
一、同所跣錠鍵	一通	一、三階櫓錠鍵	二通
一、三之丸外張門蝦錠鍵		一、隅櫓錠鍵	三通
一、同所跣蝦錠鍵 但大門鍵用之		一、大手櫓錠鍵	一通
一、同所内張門蝦錠鍵	一通	一、中門櫓錠鍵	二通
一、同所跣蝦錠鍵	一通	一、弓櫓錠鍵	一通

一、矢槽錠鍵	一通	一、小蔵菓子部屋錠鍵	一通
一、弥市槽錠鍵	一通	一、同所味噌部屋錠鍵	二通
一、櫛形槽門錠鍵	一通	一、同所米春屋錠鍵	一通
一、同所槽錠鍵 但塗師槽之事	一通	一、塗方役所錠鍵	一通
一、太鼓槽錠鍵	一通	一、洪屋錠鍵	一通
一、六間門槽錠鍵	一通	一、買方錠鍵	一通
一、御用米蔵錠鍵 但鍵式	四通	一、肴部屋錠鍵	一通
一、大蔵錠鍵	七通	一、同所大戸錠鍵	一通
一、同所役所錠鍵	一通	一、荷物方錠鍵	一通
一、焔焔蔵錠鍵	一通	一、酒部屋錠鍵	一通
一、麦蔵錠鍵 但鍵式	五通	田町会所	
一、稗蔵錠鍵 但鍵式	四通	一、土蔵錠鍵	二通
一、用部屋入口錠鍵	一通	一、牢屋蝦錠鍵	二通
一、右筆部屋錠鍵	一通	一、同所錠鍵	一通
一、本ノ役所錠鍵	一通	一、同所揚屋錠鍵	一通
一、目付役所錠鍵	一通	町会所	
一、勘定所錠鍵	一通	一、会所門錠鍵	一通
一、納戸入口錠鍵	一通	一、同所勝手入口錠鍵	一通
一、金本入口錠鍵	一通	一、同所路次錠鍵 但勝手口入口錠用之一通	一通
一、膳仕立所錠鍵	一通	一、同所白砂路次錠鍵 但右同断	一通
一、北之方庭口錠鍵	一通	一、土蔵錠鍵	一通
一、使者之間庭口錠鍵	一通	一、揚屋錠鍵	一通

一、内牢錠鍵 但鍵老

三通

一、吹貫牢表裏錠鍵

三通

普請方

一、諸道具部屋錠鍵

一通

一、木挽部屋錠鍵

一通

一、柿師小屋錠鍵

一通

一、桶師小屋錠鍵

一通

一、左官小屋錠鍵

一通

一、芦簀小屋錠鍵

一通

一、足代小屋錠鍵

一通

一、表廉料小屋錠鍵

一通

一、裏廉料小屋錠鍵

一通

一、古木小屋錠鍵

一通

一、保太小屋錠鍵

一通

一、瓦屋役所錠鍵

一通

馬屋

一、飼料蔵錠鍵

一通

右之通、錠鍵相渡申候。以上。

卯八月 内藤備後守内

加藤善兵衛

井上河内守様御内

安西五郎右衛門殿

【解題】

延享四年（一七四七）八月、内藤氏の延岡転封にともなう井上氏への引継書類の一つ。加藤善兵衛は内藤家の目付、安西五郎右衛門は井上家の目付である。平城の二十三の門は蝦錠鍵・跣蝦錠鍵の二つの鍵を使用していた。また、十二の櫓（八棟櫓・三階櫓・隅櫓・大手櫓・中門櫓・弓櫓・矢櫓・弥市櫓・櫛形櫓・塗師櫓・太鼓櫓・六間門櫓）、五つの蔵（御用米蔵・大蔵・煙硝蔵・麦蔵・稗蔵）にもそれぞれ鍵がかけられていた。御殿内にも施錠すべき部屋があり、用部屋・右筆部屋・本^{ほん}じめ役所・目付役所・勘定所^{かんじょうしよ}・納戸^{なんど}・金本・膳仕立所・使者之間・塗^{ぬり}方役所^{かた}・洪屋^{しふや}・買方^{かひ}・肴部屋^{さかや}・荷物方^{もつ}・酒部屋^{さけ}・小蔵菓子部屋^{こくら}・味噌部屋^{みそ}・米春屋^{こめつきや}といった空間と、御殿の北側と使者の間には庭があつたことが分かる。また、田町会所・町会所についても記載があり、機能が推測できる。

転封に際して内藤氏は、鄉村石高帳・鄉村絵図・検地水帳・人別帳・五人組帳・小物成石高帳・城附御用米引渡書面ほか、井上氏と幕府に提出する様々な書類を作成した。本史料はその一つである。

【底本】明治大学博物館蔵（内藤家文書一〇一三六二）

11 磐城枕友

(表紙)

「

磐城誌料附録

磐城枕友

磐城は奥州の内、州の東南にあり。岩城・岩前・菊田・
檜葉四郡を合て惣名岩城といふ。乾より巽へ二
拾壺里余、坤より艮へ十九里余、風氣剛強にして
俗性質直なり。平城ハ磐城郡の内、南にあり。北より
東南に至り、地平にして山あり。拾二・三町、或は拾
七・八町を隔つ。西は山深くして、幾重といふ事を
知らず。大館の古城に続て府下の民居東西凡三
拾余町、南北拾一・二町。京都ヲ去ること百八拾里余、
江都を去こと五拾三里。往昔、秀衡其姉を以て平次
郎隆行に妻して此地を附与す。相統十七世、岩城

」

忠次郎貞隆〈十七万石〉に至て、慶長五年庚子、故あつて
減地二万石にて羽州亀田へ遷さる。同七年壬寅、
鳥居左京亮忠政居于此〈十二万石〉。城、元は大館〈当城ヨリ十二・
三町西にあり〉にあり、依公命忠政引て当城を築く。二十
一年にして羽州山形へ移る。元和八戌年、内藤左
馬亮政長居于此〈七万石〉。相統六世、備後守政樹に至
り、年数百二十六年にして日州延岡へ移る。延享
四丁卯年、井上河内守利容居于此〈六万石〉。十年にし
て撰坂の太守に遷る。宝暦六丙子年、安藤対馬守
信明封于此。

○

城は平山上〈西向〉、本丸南にあり。二丸艮にあり。三丸
北にあり。

△郭門

○中門〈南向〉本丸より追手へ出る。○追手門〈北向〉是は
門の立をいふ。追手口は西表なり。曲折して出る。

諸門倣之。是より黒門・城坂門両道へ分れ出る。○

黒門〈西向〉六間門・杉平門両道へ出る。○六間門〈南向〉八
幡小路へ出る。

右四門は本丸より城西へ出る、追手の順道なり。

○櫛形門〈西向〉本丸より埋門へ出る。○埋門〈東向〉中仕
切門へ出る。○中仕切門〈南向〉裏門へ出る。○裏門〈西門〉

鷲の門へ出る。○鷲門わしの〈東向〉白銀町しろかねまちへ出る。
右五門は本丸より城東へ出る、搦手順道なり。

○城坂門〈辰巳向〉追手より田町たまちへ出る。○田町門〈北向〉

田町より材樋小路さいづちこうじへ出る。材樋門〈南向〉材樋小路より

古鍛冶町ふるかじへ出る。○不開門あかず〈南向〉田町より本町三町

目へ出る。○杉平門すぎたいら〈西向〉三丸外張門とはり・玉門たまの両道へ分

れ出る。○三丸外張門〈西向〉杉平より桜町へ出る。○

玉門〈南向〉杉平より六間門前へ出る。○長橋口門〈未申

向〉平城西の出口、長橋町の端にあり。是江都へ駅

道の惣門なり。門を出て橋あり、橋の長百二・三十

間。夏日には夕暮の納涼に人多く集る。小水下に

流れて橋下多くハ田なり。霖雨には四方の山次

より落来る雪にて、たちまち湖水のごとし。蛭多

し。雪の朝こそさすがに捨がたき所なり。○鎌田口かまだ

木戸〈東向〉鎌田町東の端に有り。中村へ駅道〈仙台・会津へ此

道よりも往来す〉の惣木戸なり。中村ハ相馬家居城、平城

より二十三里。

○久保町口木戸くほちよう〈西向〉久保町輕卒町、乾の端にあり。

仙道路出口惣木戸なり。白川・棚倉・三春・会津・仙台

への道なり。

△諸士居処

○六間門〈城西〉○揚土あけつち〈城より申〉○八幡小路〈城西〉

○道成小路どうじょう〈戌〉○曲松まがりまつ〈申〉○杉平〈亥〉

○桜町〈亥〉小路の中に一株の線桜有り。大さ四围

高さ三丈を過ぐ。枝二重に垂れて行人頭をさそふ。

枝の覆ふ所、南北六間余、東西八間余、独立端厳壯

麗にして神あるがごとく、凡木の類にあらず。花の

時尤も奇なり。珠をかざりて工に作りなせるかと疑はる。

其気色いふ計りなし。かかる桜は諸国にも又希なる

べし。○才樋小路〈未申〉

○古鍛冶町〈未申〉○田町〈城南〉○柳町やなぎまち〈丑寅〉

○梅香町むめかちよう〈丑〉○四軒町しけんまち〈城北〉○白銀町〈辰〉

○番匠町ばんじよう〈城東〉○鷹匠町たかじよう〈寅〉

△小吏居処

○上仲間町ちうげんまち〈寅〉諸士雜居

○下仲間町〈城東〉諸士雜居

△輕卒居処

○風呂ノ澤ふろ〈戌亥〉○胡麻澤ごま〈戌亥〉

○久保町〈戌、是商家ノ久保町ト別也〉

○新町しんまち〈申〉○立町たちまち〈辰巳〉

物じて此城ハ塁高くして隍深く、四面の外郭五
重三重に重りて、高櫓復道日月を隔離す。各門鎮
護の卒開闔甚嚴重なり。塁上には松杉珎樹雲を

凌ぎ、池には魚龜常に遊躍す。桜楓樹の類も尚所々にありて、春秋おのづから詩歌の詠に乏しからず。月の夜、雪の朝、風騒の人其情を潜む。又双なき城なり。土家ハ外郭を圍繞して読誦の声美ハしく、擊劍驅馬の習ひ常に行路の人を畏敬セしむ。南面に市井を開き有庶且富り、人過ても乞食なる者を見る事なし。月ごとに二八の市をなさしむ。遠近七・八里の裏よりして群集をなす。街衢広くして、当日には街中に仮二二行の店を構へ、貿易の品々飾り並べ、或ハ地上に散し布、其売ものハ数を尽して多くして且美し。炭薪は時をわかたず、山菜藥草甚多し。四時各其美を出す。馬には人、人にハ馬、老若男女、僧道巫祝、何ぞ数千のミならん。凡此市井に入路五道あり。或人一日已刻より午刻迄、一方の馬数をかぞえしに、七百六十三ありしとかや。五道朝よりの人馬の数、推てこれをおもふべし。魚は東海の美を尽し、小名・四倉よつぐらの浜より日毎に馬にて転輸す。価値くして味美なり。たとへバ鯛魚をもていへバ、其長サ二尺四・五寸、錢三・四十をもてかふ。鰹・方頭魚・鰯・鞍鰺・鰯の類、甚多して、積こと山のごとし。其余無は希なり。故に至て貧敷民といへども、老人・病者を養ふに甚つかへ易し。

されば、市井に出る民の男女に限らず、帰るさに魚を提ざるもの希なり。城の西北一二里を隔て、常盤山のかげ茂りあふて、斧斤の音常に丁々たり。手に随て其求る所を得、松・杉・榿・榎の類甚多し。就中、松・杉・榿の大木多くして、余所より美なり。横三・四尺扉、一枚の板をもて作るに希なる事とせず。文理花のごとく浪のごとく珠輪あり。たとへバ杉板をもていへバ、厚四・五分、長六尺余、坪壺間にて、錢百二・三拾をもて買節有るハ希也。故に貧敷民といへども棺槨より室屋より不足事あることなし。惣じて草木の花、余所より美はし、異木珍草あり。凡山野人屋に菓甚多し。栗・柿・柚・柑・桃李・梨・林檎の類、婦人の帰寧、或ハ親族へ訪問に用ひて不足事なし。身しらずといふ柿あり、大なるハ百三・四拾目、小なるハ八九拾目、輪切にして小口のわたり三寸四・五分なる年は枝もたハハになりて、枝俣折る事あるゆへに身しらずといふなるべし。美濃柿とて蜂屋柿に似たるあり。みしらずより小し。此地に蜜柑なし。蜜柑を種れば変じて柚柑となる。江南の橘、江北に移せば枳殻となると、土地によりて生植の変ずる事と漢同じ。城の西北よりして小山の麓を経て海にそそぐハ好間川なり。末は鎌田川と落合。鱒あり、鮎

あり。鱒余所より大なり、味甘し。西には秋田・三春・白川に通ふ路あり。九折なる坂を越る事、幾重といふ事をしらず。実に一夫忿つて路に当らば万夫も過りがたき險阻なり。惣じて此城ハ奥路一方の押へにして、昔より勲功ありて、しかも忠勇無双の諸侯をして之を知らしむる所なり。南ハ山卑くして沃野数里なり。海近くして春氣早く到り、五穀富饒にして絹多く、木綿多し。風俗質朴、上下安寧なり。往昔此地を平と名付けたるも地の平かなるのみならず、上安く民治り、人争競の心有る事すくなく、安堵の居穩なればにや。名実誠に叶へりと謂ふべし。

△坂

○城坂、田町より追手・黒門の間へ登る坂の間、二町半。坂中より向上石塁高く聳て、城櫓倚天直下、街衢縦横に分れて商家の軒地に布。遙に村里田野を見はらし、尤郭内の気色なり。○裏門より中仕切門へ登る。○長坂材槌小路より揚土へ登る。三町、坂易し。○稻荷坂、古鍛冶町より子鍬倉稻荷の社前へ登る。一町余、坂険し。石階を畳む。○やつとこ坂、古鍛冶町より揚土へ登る坂、險阻にして漸登るといふころにて名付けるにや。坂の間一町

余登れば、揚土の岡、士家片側にて切岸に臨ミ、遠く西南を望ミ景地なり。門前の列樹に桜多し。花の時尤なり。○宮越坂、風呂ノ澤より八幡小路へ登る。○鼠坂、菅ノ澤町より飯野八幡宮社前へ登る。○善昌寺坂、菅ノ澤町より善昌寺表門へ登り、裏門へ通り抜ケ曲松へ出る。夜中は往来なし。○鬼坂、新町の軽卒町より大館へ登る。○御前坂、大館より曲松へ登る。○西岳寺坂、新町の軽卒町中程より西岳寺前へ登る。坂の間二町余、三転して險阻なり。登りはらへば濃にてのぼりしまへバといふころ左の方に善昌寺の別荘あり。北を背にして大館の森茂く、西を望めバ湯の嶽高く聳て雲に入、東ハ曲松の薬師に続き、石壁十丈、麓ハ軽卒町の家居、山に傍て軒を並べ、南を臨バ新川帯ヲ引て長く流れ、長橋虹を吐て空にかかれり。列樹の松ハ道を挾て緑遠く連り、往かふ人ハ逢てハ別れ別れてハあひ、おのがさまさま道芝の田野曠々として、御厩境・つづらのさとも見へ渡り、堂前の眺望目を怡ハしむ。加之、春秋ハ山里の花、紅葉、雪の朝、月の夕、増景限りなし。尤平城第一の景地なり。○久保町坂、久保町より道成小路へ登る。○長源寺坂、胡麻澤より長源寺裏門前を通りて桜町へ登る。○胡麻澤坂、胡麻澤より揚土へ

登る。○瀧の坊坂、四軒町より桜町へ登る。○松岡坂、是迄の諸坂ハ山を登りて直ニ越下るにあらず、坂を登りて山上平地広く人家あり、それを過行て坂を下り、谷間の平地に人家多し、それを過行て又坂を登るなり。此坂ハ松岡より西南に向て登り、峠を越、直ニ西に向て新町の軽卒町へ下る。此所平城西偏なり。坂上より西を望バ湯の嶽の南の端より見はらし遙にて、濃州より移住の人爰に登りて頻に増郷思。今人呼て望郷山といふ。

△坂の町間を記セシハ定頭たまたま歩行の時考る所なり

△市井街衢

○長橋町 平城西の入口、惣門の内より東西の町なり。○研町 長橋町より北へ折て南北の町なり。○紺屋町、研町より東へ転じて東西の町なり。又北へ曲りて茶店町あり、土橋といふ。是より又東に向て本町の一町目へ移る。○一町目 ○二町目 ○三町目 ○四町目 ○五町目 五町目の東の次三町程の間軽卒町なり、立町といふ。○鎌田町、立町より南へ転じ東へ折て木戸を出れば鎌田川なり。此川北より南へ流れ、東へ転じ七曲して海に入る。船渡、小水には橋あり。牛馬ハ橋を通さず。川の東に町あり、向鎌田といふ。茶店あり。

長橋町よりは是まで西より東への駄道本通にて城南を通る。○材木町 ○鍛冶屋町 ○菩提院町 ○十五町目町 右四町ハ本町通り南裏町なり。○新川町 本町五町目より南へ横町なり。町間二間半。是より小名浜への街道なり。○大工町 五町目より北へ横町なり。小吏居処の下中間町につづく。○菅澤町 本町を離れ諸士居所の古鍛冶町の西に有り。○北目町 城北にあり、北山街道なり。○久保町 城の西北にあり。此町十二月廿五日、一年一度の市立、正月物売買、久保町市として遠近より群集夥し。此日町小路へ牛馬を禁ず。余りに混雜すればなり。

△社頭寺院并堂宇

○正八幡宮〔南面社前を八幡小路といふ〕花表瑞籬樓門〔隨身ハ南面仁王ハ北面背合なり〕唐門 拜殿 若宮八幡 春日大明神 三王権現 弁才天〔小池の中にあり〕神樂堂 宝蔵 御輿堂 経堂 観音堂 地藏堂 釈迦堂 阿弥陀堂 十王堂 鐘楼 神領御朱印地四百石 外に領主より水田五十石寄附

神主 飯野外記

供僧真言宗

宮ノ後 同所 長久寺 般若寺 同所 安実坊 同所 正智院
 同所 井上院 同所 金剛寺 同所 地藏院 宮ノ前 梅ノ坊
 宮ノ前 同所 善龍院 高月 不動院 高月 阿遮院
 宝国寺 三丁目 久保町 川中子 川中子
 養福寺 宝泉院 常福寺 常住院

右十六区へ神領の内を以て五石宛配当す。飯野外記司なり。

抑当社ハ後冷泉院康平年中、源頼義奥州に趣くの時、石清水より磐城郡赤和布崎見物^(マアノ岡)岳に勧請す。義家再修覆して千余貫錢の神領を寄附す。文治五年、源頼朝社頭の破壊を修補し、神領の押妨を糾し供僧社家を定む。元久年中、火災に罹れり。二位の禅尼再興あり。建久元年、見物岳^(マアノ)より飯野平へ遷宮して、飯野八幡と称す。光明院の勅額焼失、慶長年中神領減じ、今四百石を知る。毎年神事八月十五日、流鏑あり。一騎ハ城主、一騎ハ神主出し、二町半の馬場三所の射之祭礼の日、近隣は云ふに及ず、十里余の外よりも参詣の老若男女群集夥し。商売ハ遠近より入湊ひ、土小路より六間門前広小路・玉門前松原迄軒を並べて店を構

へ、酒店・茶店を作りつづけ、恰繁華の街衢のごとし。十四日より終夜、十五日晚景迄賑ひ大方ならず。売物多き中に生姜・張箱・弓矢・太刀・長刀とりわけ多し。参詣の人士産に求る事嘉例とす。

○子鋏倉稻荷大明神 揚土にあり。

祢宜 桜山播磨守

祭礼四月七日。車四輛車上に舞台を構へ子供芸の踊狂言あり。商家十二町より四町宛組合、三年代りに出す。

一年〈一丁目・久保町・材木町・長橋町〉

一年〈二丁目・五丁目・紺屋町・新川町〉

一年〈三丁目・四丁目・研町・鍛冶町〉四輛の車当日に順を以て不

開門より入り、田町通り城坂を登り、追手前広小

路〈領主在邑の年ハ此所棧敷掛り観覧あり〉夫より黒門通、六間門を

出、揚土通、やつとこ坂を下り、古鍛冶町へ出、夫より

本町通を渡る。遠近より群集〈五日足そろへ、九日笠ぬぎとて踊狂言

あり。見物人当日にひとし〉

○牛頭天王 揚土稻荷坂の上にあり。

祢宜 山部美作守

此所八幡の御旅所にて八月十五日卯刻神行あり。

神主供僧供奉す〈供僧三人馬上〉。数刻にして還幸。

○朝日稻荷大明神 立町にあり。 山部美作守持

○鬼門稻荷大明神 城の良、松崎に在り。毎年七月廿五日の夜花火あり群集。

別当山伏 主膳院

○直先稻荷大明神 長橋惣門の内にあり。

○天満宮 大館二あり。 西城寺持

○湯殿山権現 大館にあり。 如意輪寺持

○神明 中間町二あり。 別当山伏 宝生院

○弁才天 中間町二あり。 別当山伏 行藏院

○大日堂 十五町目町二あり。 別当山伏 寿命院

○歳徳神 十五町目町二あり。 別当山伏 龍藏院

○大日堂 北目町二あり。 別当山伏 喜峯院

○庚申堂 北目町二あり。 別当山伏 宝鏡院

○子安観音 北目町二あり。 別当山伏 長泉院

○地藏堂 本町三町目二あり 養福寺持

○薬師堂 曲松二あり。 長命寺持

此所山上より眺望景色よし。内藤家の時茶室を

作られければ、人呼て今にお茶屋薬師といふ。

○愛染明王 紺屋町二あり。 別当山伏 護法院

此外 堂柱山伏多し。

○長興寺 大館二有り。山号龍峯山、御朱印地十石也。石階を登りて山上に寺あり。方丈の側に十王堂あり。此寺ハ大覚禪師の高弟・痴鈍和尚の開

基にて、茲者五百年ニ及べり。当時十七世の法燈を挑け、磐城四箇寺の随一なり。一宗に一寺の長あり。臨済派にて長興寺、曹洞宗派にて長源寺、真言宗にて薬王寺村の薬王寺、浄土にて山崎村の専称寺、是なり。

○滝泉寺 大館にあり。

○靈山寺 曲松にあり。

境内に西国三十三所の観音あり。十王堂あり。此寺ハ元來長興寺開山・痴鈍和尚、老後閑居の庵室なり。一日唐土經山寺に失火あり。痴鈍漏神通にて知之、西に向て法水を洒ぐ。其時經山寺には暴雨東方より来りて火惣滅。無準国師も又是ハ日本より痴鈍の法力を以て火災を拯ハれし事を識通し、其報酬として西天竺より渡りたる金色遺身の仏舍利を、真鍮の箱にし錦囊五重に包ミ、七尺の箴を以て卷之介僧をして来らしめて、痴鈍に贈る。時に、後宇多院弘安七年に当れり。痴鈍拝謝して受之。靈鷲山を象り、彼庵室を鷲峯山靈山寺と号して一禪刹を開基し、舍利を宝塔に藏て安置之。夫より伝来して至于今、毎年二月十五日、四月八日、一年兩度開之。其日參詣多し。痴鈍の事は悉く高僧伝に出たり。

○了宗院 久保町にあり。○普門寺 北目町二あり。
本尊如意輪観音、磐城三十三番札所第一番なり。
毎年七月廿日夜、花火を揚る。群集。

右五寺臨済派

○長源寺 胡麻沢二有り、山号淵室山。方丈・客殿・
大庫裏・小庫・衆寮・楼門・鐘楼廻廊・作府下の大寺なり。
慶長七年、鳥居左京亮忠政当城に封せらるる時、
岩城に下らば、父・彦右工門元忠が為、菩提一寺を
創立すべきとの旨、台徳大相国公の懇命二よりて
忠政入部の後、此寺を造立し父の墳墓を築く。法
号清流院淵宝長源大居士。寺領百石、御朱印鳥居
彦右工門為菩提寄附とあり。慶長五年、伏見城に
於て元忠忠死の事は世に知る所なり。死を与に
せし家士、杉浦河内を初め平井九郎右工門、同弟
まで五十六人、乱軍の下に命を落す。其姓名録歴
然として、千歳の後人皆知之。是誠之不可揜也。毎
年八月朔日、元忠画像〈烏帽子帯甲執采幣倚床几丹紋旗〉の前に
五十六人の姓名を排列し、儼然として如在。長源
末山の衆僧出頭して施餓鬼執行あり。
○青雲寺^{院カ} 大館にあり。御朱印五石 ○大林寺 大
館にあり。○鏡山寺 久保町にあり。御朱印五石 ○松
堂院 菅沢にあり。御朱印五石 ○万松寺 松岡二あり。

○性源寺 長橋町二あり。廻廊作り御朱印拾石 ○大
慶院 長橋町二あり。○即翁寺 本町五町目にあり。
右九寺曹洞派

○良善寺 曲松にあり。○西岳寺 曲松にあり。
○善昌寺 菅ノ沢にあり。内藤家菩提寺。内藤弥次右
工門家長の木像〈帶甲冑持弓矢〉あり。慶長五年伏見城に
戦死、其功鳥居二次ぐ。○九品寺 中間町にあり。○
照岸寺 新川町にあり。○祢名寺 北目町にあり。○菩
提院 菩提院町にあり。○光源寺 大館にあり。○欣淨
寺 材木町にあり。○悟真院 梅香町にあり。○正定
寺 鎌田町にあり。毎年七月廿三日花火あり。群集。
右十一寺浄土門
○吉祥院 久保町にあり。○泉藏院 久保町にあり。
○宝泉院 久保町にあり。○延命寺 久保町にあり。
○神宮寺 久保町二あり。○如来寺 大館にあり。
○長命寺 大館にあり。御朱印四石五斗
○月山寺 大館にあり。○医王寺 曲松二あり。
○威徳院 本町一町目二あり。○徳善院 二町目二あり。
○智恩院 四町目二あり。○知足院 五町目二あり。
○成徳院 新川町二あり。○勝善院 材木町にあり。
○如意輪寺 行人大館二あり。
右十六寺真言門〈八幡供僧十六区坊ヲ併セ三十二寺〉

○城西寺 〈時宗〉大館にあり。 ○明賢寺 大館二あり。

○光景寺 大館にあり。

右二寺東本願寺末

○大宝寺 〈日運宗〉曲松にあり。

△工家

○酒造十八家、其外あけ酒屋多し〈あけ酒とは濃にてとり酒といふ事〉

○弓師一家 ○矢師二家 ○鋳物師一家 ○鍛冶数家

○仕立師二家 ○瓦師一家 ○洗湯一家 ○石工一家

○髪結床三所 ○張子人形師六家 ○町医八家 ○

仏師一家 〈中略〉

○毎年三月廿二日より五月中旬迄、毎市日小荷

駄馬の市たつ。馬市中ハ長橋・鎌田・久保町の三方、

出口番所にて割符ヲ以て馬の出入を改む。市中

に数千疋の売買あり。

○租税ハ歛る事、米と粃と両品にて納る。米ハ江

戸へ廻る。平城にて用る所は粃なり。米の分は九・

十日の間に郷村より直二浜へ出して廻舟に積。

粃は麦蒔、田野の業終り郷村閑暇に成て十一月

より十二月にかかりて蔵^納む。一日に幾村と限りて

村民我出すべき俵数を自分として平城の上倉

へ持搬ふ。当日は庄屋・組頭出て、其村の俵数を都

合す。倉吏点検して倉庫におさむ。邑入許多なり

といへども無紛乱、数日に蔵め済。

○碾にて粃三俵〈五斗七升入〉を摺を一人一日の業とす。又一俵の粃をすりおろし舂て白米にする迄を、一人一日の業とす。大抵定りなり。

碾図

上下ともに目をたつる方ハ本を寄

合て菱をかけ、小口切の木につく。

巨大概曲尺壺尺三・四寸

濃のごときトウスも

農家には希にあり。

近年大坂辺より工

人來りて作るとぞ。

是を土碾と云ふ。

【解題】

成立年・著者ともに本文に記載はない。諸根樟一^{もろね しょういち}氏の「旧磐前

郡好間村熊野権現社司吉田定顕が、宝曆^{ほうれき}十一年に著せるもの」(磐城

誌料叢書、一九三一年)の説がこれまで踏襲されてきたが、本文中に

「(坂を)登りはらへば〈濃にてのぼりしまへバといふころ〉」(西岳

寺坂)、「坂上より西を望ハ湯の嶽の南の端より見はらし遙にて、濃州

より移住の人爰に登りて頻に増郷思。今人呼て望郷山といふ」(松岡坂)、「濃のごときトウスも農家には希にあり」(礪図)など、美濃の記述や美濃との比較が見られることから、著者については安藤氏家臣が指摘できる。大須賀筠軒^{おおす がいんけん}著「歳時民俗記」のなかに「吉田定顕ノ筆記二、磐城枕友ト名クルモノアリ。安藤家、濃州加納ヨリ磐城へ移封ノ後、風俗言語等、耳目ノ異ナル所ヲ録シ、加納ノ舊友へ贈リシモノナリ。」との記述があることも付記しておく。成立年は、本文中に「安藤信明」の名前が見えることから、安藤氏が磐城に入封した宝暦六年(一七五六)から信明が信成に改名した天明八年(一七八八)の間と考えられる。平城下の地誌としてまとまった記録であるとともに、当時の暮らしがいきいきと描かれている。

【底本】 東京大学史料編纂所

12 磐城九代記

(表紙)

「

磐城九代記并平歳代記

」

〔前略〕

佐竹右京大夫殿国替、并鳥居左京亮殿岩城え入部ノ事
正夫二忠有、大名ニも臆病有。佐竹右京大夫殿、百貳拾万石
之大名なれども、大坂合戦之節は一戦も掛合なくして
方々侍共を連立逃歸りける。鳥居彦右衛門、内藤弥治右衛門ハ
小知之者なれども伏見の城に籠りて打死する。慶長
拾九歳、大坂落城しけれバ大將軍様江戸え御帰陣被
遊、国々大名小名大坂にて高名に任、所領并国々を
被宛行ける。佐竹右京亮殿ハ高名セざれば、常陸大田
之城并百貳拾万石御取上ゲ、出羽国秋田廿万石^(マヅ)五千石
之所え国替被仰付、面目を失ひ退出被成、出羽秋田え

入部被成けると也。武士之臆病は家の疵と笑わぬ人はなし。重て御上意にハ、鳥居左京亮を被召、汝が父彦右衛門ハ伏見ニて敵中へ欠入、かたき七人切伏セ打死して剩獄門ニ掛られし也。依之、磐城拾貳万石宛行者也。磐城は館ニて城なし。汝彼之所え入部して然ルベキ所を見立、新規ニ城ヲ城築ベシ連、永樂三百貫被下置卜御上意也。左京亮殿難有頂戴して退出しけり。次ニ内藤左馬亮殿を被召、内藤弥治右衛門、鳥居彦右衛門ハ一同ニ打死とは云へ共、弥治右衛門死骸は不見也。然れ共、打死ハ実正也。依之、房州かぢ山七万石を宛行ふ者也。内藤帯刀ハ拾五歳ニて於大坂ニ高名しけれバ、別ニ貳万石、都合九万石にてかぢ山へ入部被成けると也。

鳥居左京亮殿平之城を築事

元和元乙卯之正月より宝曆十三癸未歳迄百四拾九年ニ成也。左京亮殿磐城え入部被成て大館ヲ見レバ崩レ破れたり。左京亮殿城ヲ城築ベキ所ヲ尋、平といふ所ニ八幡之宮有ける。此所門内広くして城郭ニも可然処也しゆへ、八幡宮を揚土へ移し宮を造立して、右八幡之宮の跡え三階櫓を立、内城外城を構えける。城の戌亥ニ当り後沢とて沼有。此沼ニの丸と三の丸之間きれて四軒町之方へ水流れけると也。此流レ口築されバ大堀となり、城内水沢山ニなるべしとて

彼の所を築留けれバ、大雨降りて一夜之内ニおし切れける。重て三度築留けれどもおし切成就せず。鳥居左京亮殿ふしぎニ思召、博士を被召うらなわセ玉ひけれバ、博士申上げるハ、此沼ニ大きな亀が住也。鎌田川え通路なりけるゆへに止事なし。昔漢国長良の橋不成就の時、人柱を立成就いたせしと申伝へたり。然らバ、人柱を立玉ハバ御成就なるべしと博士申上けれバ、左京亮殿実にもと思召、御暇なりて博士は宿所え帰りけり。

菅波村丹後人柱ニ成事

鳥居左京亮殿人柱を立る事如何と思召けるが、此堀なふしてハ要害あしく殊ニ城内も水不足なるべしと思案被成、御領内村々え急ニ廻状ヲ出し、八拾八歳以上之男を御尋被成候所、爰に菅波村丹後と申者、行年九拾五歳ニ成なり。依之、役人丹後を被召、平え罷出、左京亮殿え御目見被仰付旨、左京亮殿御直ニ丹後ニ被仰出候ハ、此度後沢普請ニ付、我等此頃夢の中に我が領内ニて年寄ニ普請之頭取させよと夢の告ゲ有て、年寄乍太義、普請所頭取仕築立させよと仰けり。丹後奉畏、御直ニ御意之趣難有冥加ニ叶候儀と御請申上ゲ、定て人柱ニ可被成思召と推量し、遁レがたき場所と思ひ連も遁レぬ我命正念ニて人柱と成、名を末代ニ可残と

覺語^{ツマ}を極メ丹後申上げるハ、定て人柱ニ御立可被成と奉
存候。我年九拾五歳ニてしやばニ望も無御座候間、人柱
御立可被遊候。御普請御成就遊之上ハ、右之所丹後沢と
靈名を御付被遊、拙者が名を末代ニ御残し被下候。外ニ望
無御座候と申上ければ、左京亮殿聞召、何なり共褒美
を望よと仰ける。丹後笑て申けるハ、死て御褒美戴き
何之様ニ可仕かと申上ル。然らバ、己が子孫取上さすべしと仰
ける。丹後より、我レ子共三人御座候処、皆若死仕、弥藏と
申孫壺人御座候。身上叶わず身を売、私を養育
仕候義ニ御座候と申上ければ、並居たる衆中一同ニ御執成
申上、則御盃を被下候ける。丹後御盃を戴て数盃吞ニ
ける。一刻も早く人柱ニ被成可被下候、孫の弥藏参候て腹
立可申旨申上ル。則座に御一首、
埋レ木の花咲ことはあらねども苔の下にて嘸やかなしむ
とよませ玉へば、丹後より乍恐一首とて、
おしむとも千歳ながらふ身を捨て残る靈名ハ丹後沢かな
と読ければ、左京亮殿弥々不便ニ思召、丹後御暇申上、則
谷え下り扇子をひらきてまねきければ、あまたの人足
一度二石をおとし掛、無程丹後ハ埋りけると也。

〔中略〕

内藤左馬亮殿平え入部の事
寛永十一年甲戌四月廿七日、鳥居左京亮殿出羽
山形え引越玉ひければ、内藤左馬亮殿房州かち山より
入部被成ける也。左馬亮殿ハ子息三人を集メ仰けるは、
帯刀事ハ惣領故七万石之内五万石譲り、残り貳万石
之内壺万石ハ次男治部介ニ譲り、壺万石ハ三男兵部え
譲ルなり。帯刀ハ大坂高名之節、別段ニ貳万石頂戴
致しければ、夫え五万石相添、都合七万石ニて磐城を相
続すべしと仰せける。三人一同畏り立帰りける。然れバ
其夜之内治部助殿俄ニ頓死被成ける。其後、治部介殿知
行兵部殿え譲り菊田郡和泉え屋敷を立、貳万石ニて入
部被成ける也。帯刀殿家督して其後領内え繩を
入、七万石之高より壺万五千石打出、寛永五寅之繩
と申候。帯刀殿嫡子内藤左馬亮殿七万石家督
被成候間、次男主殿頭殿壺万五千石新田ト石付打出し
を譲りける。岩前郡之内湯長谷え屋敷を立て入部
被成けるとなり。

〔後略〕

【解題】

本書は磐城をおさめた岩城貞隆・宣隆、鳥居忠政、内藤政長・忠興・義概・内藤・義孝・義稠・政樹の九人の時代の出来事を記す。諸根樟一氏によれば、作者は小島村（現在のいわき市内郷小島町）の満蔵寺の五世住職・恵南であるとするが、詳細は不明である。成立時期は、本文中に「宝暦十三年（一七六三）」とあることからそれ以降か、あるいは内藤政樹の法名（顕山公）が見えることから、政樹が没した天明三年（一七六六）以降か。

記載内容には誤りが多い。大坂夏の陣での大坂城落城を慶長十九年とする（正しくは二十年）、佐竹氏の出羽国秋田への減封と鳥居氏の磐城入封の理由を大坂の陣とする（正しくは慶長五年の関ヶ原合戦にかかるもの）、内藤氏の入封を寛永十一年（正しくは元和八年）とする、内藤忠興の実施した検地を寛永五年とする（正しくは十五年）など、時代を前後したり出来事を混載した記述がいくつも見られる。歴史資料としての信憑性は低く、創作的要素が強い物語と位置づけられる。なお、磐城九代記は写本が複数伝わっている。

【底本】 いわき市勿来文学歴史館蔵

13 陸奥国磐城名勝略記

【解題】

文政十一年（一八二八）の成立、鍋田三善著。鍋田は安永七年（一七七八）～安政五年（一八五八）、磐城平藩の老翁をつとめた。父三房が江戸詰を仰せ付けられ、天明六年（一七八六）に江戸大塚安藤家下屋敷に移ったとされる。渡辺崋山・太田南畝・藤田東湖など、当時を代表する文化人との交流があり、鍋田もまた磐城随一の博学者で、「岩城文書」「磐城志」「赤穂義人纂書」などを著している。文化十一年（一八一四）、約三〇年を過ごした江戸から磐城に移り、これは藩命による地図の作成のためだったという。

本史料は一枚物の木版墨刷で、周囲の枠線の文様は渡辺崋山によるものである。平城下町、磐城四箇所六斎市日、磐城東浜街道、海港、神社、名勝、温泉、産物などの情報が掲載されている。「磐城風土記」「磐城枕友」となる磐城の地誌で、貴重な史料の一つである。ここでは影印本を六分割にして掲載した。

【底本】 いわき市立いわき総合図書館蔵

陸奥四郡

海陸路程名勝土宜神社佛宇略記

文政戊子
鏤版告成

平城下町

海港

賢沼辨財天

在城東二里半沼內村賢沼
御朱印十石

久保町 平一町目 二町目 三町目

四町目 五町目 研町 紺屋町

長橋町 材木町 鍛冶町 新川町

菩提院町 十五町目 立町 鎌田町

大工町 梅香町 北目町 護摩澤町

菅澤町 古鍛冶町

平町 小名町 四倉町 上遠野町

平城西南水戸路置驛四

平町 至湯本二里升八町

上弦上船尾 至渡辺新田一里十二町

下弦湯本 至初田新田一里升八町

下弦初田新田 至植田一里升八町

植田 至開田一里

開田 至常興國原奈古賣岡切通十二町餘

全 東相馬路置驛五

平町 至四倉 四倉 至久濱

久濱 至廣野 二里半

廣町 至木戸上町升八町

同 至同處下町一里

富岡 至同處二里半

至岩城相馬境川一里十二町

至相馬領標葉郡熊川里升四町

小名濱 一名女濱濱左右凡十四五町許東自網

水為之所擁蔽風濤平漁舟易往來網取蟹松

之處所謂鹽池廣一百八十步水深四五尋可容

積穀三四百斛船二十艘餘漁鹽運

漕商賈之利甚多實與南之巨濱也

中泊濱 有蟹松之港廣五十步餘水深五六尋可

繫船積穀三四百石船十艘許南風難繫松

九浦濱 繫松之港廣九十步許可繫積穀三四百

石船七八艘北風難繫松潮至則易出入

飯野八幡宮 在平八幡小路

源賴義勸請文治二年右大將家再興所謂五里

八幡之一也社殿藏錄倉已降古文書

百三十餘通鐘樓懸天文辛亥鐘鐘

子銀倉稻荷明神 在平場土

祭神倉稻魂命

例祭四月七日

牛頭天王 社地同上

祭神素戔尊

例祭六月十五日

○延喜式神名牒岩城七座

大國魂明神 在城東一里六町菅波村古日

祭神大物主神

例祭四月八日

二俣八幡宮 在城北一里五町下小

祭神八幡宮同體

例祭九月十五日

狐塚稻荷明神 在城北二里狐塚村

正治元年勸請

例祭四月八日

小名諏訪明神 在城南三里半

建仁年中岩崎將監自信州所勸請

例祭四月八日

羽黑權現 在城東一里中神谷村

祭神大物主尊承元二年自出羽國所勸請

例祭四月八日

八坂明神 在城東二里下高久村

祭神日本武尊建長二年勸請

例祭四月七日

三島明神 在城北二里餘三島村

弘長年中勸請伊豆三島之神

例祭十一月廿七日

神倉小川稻荷明神 在城北二里半高萩

元亨以前所勸請云小河鎮守也

例祭二月初七日

神倉諏訪明神 社地同上

元亨二年小河入道源義綱自信

州諏訪所勸請小河鄉總鎮守也

例祭七月廿七日

立鋒明神 在城東一里中神谷村

祭神武甕槌命

例祭四月八日

三島八幡宮 在城東十町餘

祭神八幡宮同體

例祭九月十五日

仁井

牛石

春日

雨降

梵宇

橫三

頭三

三箱

港初

患可

折木

冷湯

婦人

玉山

平城西仙道路置驛五

久保町 至今戶 三里八町
合戶 至渡戸 一里八町

渡戸 至中寺 一里九町
中寺 至一萱 一里半

上萱 至三坂 一里半
右路至田村郡鶴子境石佛井四町
自是通三春及仙道

上三坂 左路至石河郡小平境一里
自是通三春及仙道

全 西北江田通路

平町 至上平窪 一里
上平窪 至上平 一里

上平 至橫川 一里
橫川 至江田 一里

江田 至川前 二里八町
川前 至田村郡小野井町四里八町此間雖有
驛自是達三春

全 西永井通路

合戸 至上永井 二里
上永井 至差盛 一里

指鹽 至下三坂下村 一里
下三坂下村 至田村郡北田原井二里
自是通小野井町及三春

全 西南上遠野通路

湯本 至田場坂 一里
田場坂 至上遠野 一里半八町

上遠野 至下根岸 一里
下根岸 至石住 三里

石住 至白河郡下松川二里
自是通竹貫及棚倉

至湯長谷二里十町 至中作三里

至小名三里半 至泉三里半餘

至上遠野五里 至久保田六里

至平瀧七里 至川内十里

溫泉明神 在城南一里八町湯
祭神少彦名命
例祭四月八日

佐麻久嶺明神 在城巽二十餘町中山
村佐麻久嶺神社是也
祭神五十猛命
例祭四月八日

住吉明神 在城南二里半住吉
村住吉神社是也
祭神與後列住吉之神同體
例祭六月十三日今九月十三日有流鏑馬神事
鐘樓懸天文庚子鑄鑄近殿治鎔而新之可惜

鹿島明神 在城南一里四町上矢田村
祭神三代實錄所載常陸鹿島大神之首高神磐
城郡十一社之一即是也其餘鹿島小社雖在諸
村今而難辨矣
景雲二年建立
例祭九月十日

子鐵倉稻荷明神 子鐵倉神社
是也
前出

式外古社 古社田祠不止此
收在岩城志

法陵權現 在城北八里上柳賣村
祭神中山祇尊神元元年勸請
例祭九月十三日行百箭神事

好間熊野權現 在城西二十餘町
寄龜年中勸請
例祭六月十五日

熊野三社權現 在城南三里
中藤原村
延曆二年勸請紀州熊野三所
例祭九月廿九日

國神明神 在城西六里
下瀧村
祭神國作大己貴命延曆廿一年勸請
例祭四月八日

林崎鹿島明神 在城南五里餘
林崎村
同元平力助三氏實錄所載常陸鹿

三島八幡宮 在城東十町餘
北白土村
勸請鶴岳之神云
例祭八月十三日

貴船明神 在城東一里餘
小泉村
勸請山城國貴船之神
例祭九月九日

太領諏訪明神 在城巽三里
豐間濱
祭神健甕名方命事代主命
例祭四月八日

武塔天神 在城南六里
小山田村
祭神素戔尊武塔津彥氏
所謂半頭天王之別名也
例祭四月八日

原八幡宮 在城南二里半餘大原村
古昔若山寺今已廢跡
例祭九月十五日

燕藏天 在平太館
連歌三下燕藏創立
例祭二月廿五日

花園權現 在城東一里三町下神谷村
慶長三年自常川花園山所勸請
例祭九月廿四日

茂天木稻荷明神 在城南十町許
柳鹿村
例祭九月十五日

名勝

尼子橋 在城南總門外長百二十間橋下皆稻田
唯有一條小川而流霖雨水溢則浩渺如
湖入路難通以故古昔德尼御前憂民之病涉而
祈祭也因名尼子橋或又尼御橋民至于今戴其
德澤

奈古曾關 勿來関一名越関城西南六里餘跨
常與二川與居其大半今之切通則

○伏

石森

天津

北目

八草

關

波立

灰汁

大

大

大

大

大

大

大

大

至上遠野五里 至久保田六里
至平瀧七里 至川内十里
至竹貫十一里 至小野仁井町十一里
至石河十四里 至塙十六里
至三春十七里 至白河十七里
至須賀川十八里 至棚倉十八里
至水戸廿三里 至二本松廿三里
至川俣廿三里 至中村廿三里半
至笠間廿九里 至會津卅五里餘
至仙臺四十二里 至南部八十九里
至京百七十九里 至大坂百八十五里

海路里數 自小名濱算之

南方
至常陸平瀧五里
至同中湊二十一里
至下総銚子四十一里
至相模浦賀八十八里
至江戸品川一百四里

北方
至相馬請戸濱十七里
至仙臺荒濱三十六里
至同寒風澤四十四里
至同石卷四十四里餘
至南部宮古一百一十一里
至松前一百九十八里

林崎鹿島明神 在城南五里餘
大同元年勸請三代實錄所載常陸鹿島大神之苗裔神多郡一社即是
例祭七月十日

中田天王殿 在城南六里
中田村
大同元年勸請
例祭六月十五日

新山羽黑權現 在城南六里
東坂村新山
大同元年自出羽國所勸請
例祭九月九日

熊野御寶殿 在城南五里餘大島村
御朱印五十石
大同二年勸請紀州新宮多郡總社也
例祭六月十六日祭禮多古式
鐘樓應永癸未鑄鐘

東小川熊野三所權現 在城北二里十町
上平村
治安三年勸請紀州熊野之神
例祭三月十五日

檜葉八幡宮 在城北五里上北迫村廣野
康平年中源賴義勸請五里
八幡之一檜葉郡總社也
例祭九月十九日有流鏑馬神
事傳云祭日貞任伏誅之日

植田八幡宮 在城南五里
植田驛
例祭八月十五日
或云五里八幡自常州多珂郡荒川八幡宮至此里程正適五里

郡山正八幡宮 在城北九里
上郡山村
相傳源賴義勸請五里八幡之一
例祭八月十五日

北郷住吉明神 在城南二十町餘高坂村
御朱印七石五斗
源賴義勸請掛州住吉之神
例祭九月十三日

所架也因名尼子橋或又尼御橋民至于今戴其德澤

奈古曾開 勿來關一名越關城西南六里餘
常與三州與居其大半今之切通則慶長中斷鑿開捷徑直路獲旅人之便也距今之切通西六七町鎮上有石祠所謂兩國界明神是也世以此為古關之遺善按恐非也自是西去凡里餘窪田町南大槻通蓋古關之道源將軍經過咏櫻之地也猶俟再考

三箱山 一名湯敷城西三里餘山上有石形類三箱者是古所謂三箱山有古歌

野田玉川 在城南二里餘野田村和歌者流所吟其地形猶可想因之歌況也仙臺南部皆有同名蓋後人之摹擬

野田入江 野田村東境林城村南面即古之入江其形勢今猶依然有為家之歌

磐城山 在城北一里十八町一云石森富士駿豫二州亦有同名未知孰是

関仰井嶽龍燈 每夜陰火生四倉海大如螢火達于嶽上樹于杉梢名其杉曰龍燈杉凡月夜則火光為之閃奪暗夜則明此火唯嶽上觀之自陀望之無一點光影亦奇也

富岡仙境 在城北九里半檜葉郡手岡原春三川江海舟橋及兵馬步卒接戰形影少聞而滅矣後三日中必雨蓋那須野山市之類

賢沼 在城巽二里半沼內村池沼周圍九百步北崖有鳥置辨才天女祠沼面明奇鳥轉枝魚驚浮水

廣野二沼 一曰牛沼在城北五里北迫村南沼許沼中有洲隨水浮沈隨風動搖此沼多生蓴菜

里居橋 在城南二里下藏持村街道小溝所架圯橋是也怪談存口碑

龟塚 在荒田目村田間大國魂神社以東圓丘周圍五十間餘高二丈許坦道環塚徑丈餘如張兜鍪也故名焉按古制山陵必象官車云是則象兜者蓋武官之塚想岩城國造建許呂命之墳塚鐵距其墟址長者平不甚遠也姑錄臆按耳

外有數
為數
良○
カシ
別殿
近鐵
郡深山
重者非
之因
實○
云○
別殿
之註
魚口
薄磯
為佳
味取
父魚
為良
父魚
則立
子也
肥大
可○
貨○
○ヤ
亦下
形不
一○
石○
同○
土作
田等
紀黑

子成

江戶路程

自平	自湯本	自新田	自植田	自関田	自神岡	自足洗	自下孫	自森山	自水戸	自長岡	自中貴	自若榮	自新田	自千住
二里	一里六町	一里六町	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里
至湯本	至新田	至新田	至植田	至関田	至神岡	至足洗	至下孫	至森山	至水戸	至長岡	至中貴	至若榮	至新田	至千住
一里六町	三十町	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里
至荒川	至荒川	至荒川	至荒川	至荒川	至荒川	至荒川	至荒川	至荒川	至荒川	至荒川	至荒川	至荒川	至荒川	至荒川
一里八町	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里
至大橋	至大橋	至大橋	至大橋	至大橋	至大橋	至大橋	至大橋	至大橋	至大橋	至大橋	至大橋	至大橋	至大橋	至大橋
一里六町	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里
至小幡	至小幡	至小幡	至小幡	至小幡	至小幡	至小幡	至小幡	至小幡	至小幡	至小幡	至小幡	至小幡	至小幡	至小幡
一里六町	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里
至土浦	至土浦	至土浦	至土浦	至土浦	至土浦	至土浦	至土浦	至土浦	至土浦	至土浦	至土浦	至土浦	至土浦	至土浦
一里六町	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里
至藤代	至藤代	至藤代	至藤代	至藤代	至藤代	至藤代	至藤代	至藤代	至藤代	至藤代	至藤代	至藤代	至藤代	至藤代
一里六町	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里
至取手	至取手	至取手	至取手	至取手	至取手	至取手	至取手	至取手	至取手	至取手	至取手	至取手	至取手	至取手
一里六町	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里
至千住	至千住	至千住	至千住	至千住	至千住	至千住	至千住	至千住	至千住	至千住	至千住	至千住	至千住	至千住
一里六町	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里
至日本橋	至日本橋	至日本橋	至日本橋	至日本橋	至日本橋	至日本橋	至日本橋	至日本橋	至日本橋	至日本橋	至日本橋	至日本橋	至日本橋	至日本橋
二里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里	一里
通計三十七驛	行程五十四里六十七町													

牛石 在柴原村大石倉山中腹高七間横十八間三尺五寸希有之巨石也

仁井田引網 在仁井田濱近年越後漁人始來于此為引網制而所捕獲甚多觀者咸群

春日石 在柴原村山麓形如方箱上面鹿蹄狀點一奇石也仙臺氣仙郡御崎神社有鹿蹄石蓋同一種

雨降石 在城八里上桶賣村宮田長九尺横四尺許人若踞此石必雨或點水亦早因或名旱雨石

梵字石 在上桶賣村鈴阪周田七間九尺半面圭首如磨自咸平塔婆之狀高九尺三寸許橫三尺餘中央勒陀三尊種子土俗為空海之書不足信矣為泰及床若為自前後養生而掩石頭恰如屋蓋實一奇石也樂王寺門前而建與嘉元梵字石蓋同時代之物

温泉

三箱御湯 在城南一里北八町湯本村温泉味淡瀧初發時投浴則有內攻之患可慎是冷湯之使然歟

折木湯 在城北五里餘折木村山中人家架槌以瀧浴槽炭爐隨冷泉而令湯浴氣味淡輕九冷湯也能治打身金瘡眩暈及婦人血症等三四月浴客來聚

玉山湯 在城北三里五山村山中是日湯山各聚設湯槽以笕引之緩隨令浴冷水粘滑如

前原藥師堂 在城北七里前原村緣日二月六月八月各廿九日神龜元年行基菩薩一刀三禮作佛眼士十二神慧心僧都平造

湯嶽觀音堂 在城坤三里餘三箱山南腹大同元年德一大師所建

青瀧觀音堂 在城北一里餘編谷村山中

白鳥彌陀堂 在城南二里餘北白鳥村緣日三月十五日

高藏觀音堂 在城南五里高藏村大同二年德一大師所建

丈六觀音堂 在城南六里法田村緣日七月十七日德一大師作

同田觀音堂 在城南六里同田村大同二年德一大師所建

延命地藏堂 在城西八里入定村德一大師所建本尊及千体佛其手刺也又堂中置自刺之像

藥王寺 在藥王寺村寺領 御朱印五十石門末百六十二箇寺

慧日寺 在玉山村全上二十石門末四十五箇寺

圓通寺 在上遠野町全上三十石門末二十八箇寺

寶德院 在後田村全上三十石門末八十箇寺

長福寺 在下小川村寺領 御朱印四十石末寺十一箇寺

專稱寺 在山崎村寺領 御朱印七十石勅願所賜 勅願末利百三十六箇寺

如來寺 在天目村寺領 御朱印二十石末寺三十四箇寺

成德寺 在折木村全上十石末寺七箇寺

長興寺 在平大館寺領 御朱印十石末寺十三箇寺

禪長寺 在城村全上三十石正親町帝 勅願所賜 勅願末寺十五箇寺

73

外有數十品大判則有萬帖水戶紙等鼻紙則有小杉千代駒等又有半切鹽東海濱煮之以薄礬承崎丁川等為佳土人炭永井合戶渡
紙紋種上遠野十四箇村所出者為上紙就中入上入定二村為最上品鹽謂之地塩地猶言土産對阿州齊田塩而言和名抄口滑海藻和名阿良女
藍赤井川中子桑多郡松露生海邊松下沙中大越仁井田等出甘諸俗云薩摩芋小西町產西瓜甜瓜共小名西帶海帶海人言之カジノ按大名本草
カシノ者裙帶菜鹿尾菜松藻大和本草紫菜開田鏡海台下川海苔皆名產舞草大和本草云和品生搬等朽株一麥草大和本草別無此物
別種也近歲伊豆人來入干糟葉鹿茸生雞木山中江田內倉等多岩茸壁故名人家多種天正中文書基養生似麝江田內倉等最多松露注云一說為參
郡深山始作出春秋尤多出大和本草云和品作皮草柚柑住性見為岩城名産既久黑葡萄人或移植家園者凡非經二十年所則不結
蔓者非似鹿茸而茶褐色或云去皮乾著嶺佛具山掘取者聚橘柑住性見為岩城名産既久黑葡萄人或移植家園者凡非經二十年所則不結
之因曰訛謄訓參以和訓相近誤乎長大味殊美餅乾為脯延喜式甘腸調經腸胃也漬漢名華勝魚薄浮鰓即鮫之

實鯉名產大和本草云外國品松魚又見徒然草鯉節所謂堅魚即此小名廣多出近年海人引長網而捕獲一網得之數百頭又小名海大口
別種也海人謂之マンボウ性狀與鱈水又故得淨水之名刺其腸胃用塩藏底有一藤卑細魚好而聚食焉食盡則復待養生而來故有周年云
之鮭已下利薄磯沼内等多出大和本草云和品マンボウ在奥州海即此鯛全上三鯛出東海壯蠣閑田之松川泉海參大和本草云
魚大和本草云外國品俗名大口魚又國俗用鐮字非正草鰻魚之類及鐵田木戸等河皆出河共出鯛出壯蠣閑田之松川泉海參大和本草云
磯磯等為佳磯沼内等為佳蛤蜊俱下武重耳海人謂之カバセ之名古見於唐書蘇恭抄大和本草云外國品統紫之海人呼其象曰
為佳以食之鯉赤鮒全上漢鮎漢名香魚語象可鮎魚本本草所謂鯉魚鹹大和本草云俗用鐮字為名未山鰯魚山川產會津方杜
味飯甘美石間繪殘魚而有薄黑點脂膏最多本字不詳姑假用本字之字嚴魚上淺見川內倉等河出淡黑黃而鰹魚銅山谿淵中多生
父魚居漢川○繪殘魚而有薄黑點脂膏最多本字不詳姑假用本字之字嚴魚上淺見川內倉等河出淡黑黃而鰹魚銅山谿淵中多生
為良方言山鯪鰾又山杜孫太郎虫駒込川出與仙龜脚海人謂之蘇鐵蜀椒貝出赤色如椒子應雁雁漢名鳥國俗
父魚與指根山椒魚同杉石森山關為良材樺與楓一類油烟山環珞珀海邊多生大和本草云和品此木有直生橫
杜鵑一名于規倭書作郭公者非三坂山中甚多佛具山關為良材樺與楓一類油烟山環珞珀海邊多生大和本草云和品此木有直生橫
則立栢初夏常鳴樹梢然平城傍近聞啼聲甚稀岩城相馬等尤多ヒヤビ益兩國之方言京都鎌倉等言之大推其子圓形綠色熟則變為赤不
子也櫟二種此所載者則白櫟也宜作擔桐粗推可食惟榨油用燈明暗愈諸油本草注讀日雅有一種粗榦其木與榦相似但理粗色赤耳其子稍
肥大僅圖不矣即此大和本草云和品油菜一名藥筆菊多郡多種三月鷲草大和本草云和品生上淺見川沮石南花山水也大龍根山北溪
又大槌依地方言不一伊勢多京畿飾開花地上如金搾油燃九良鷲草如其花潔白似白鸞飛狀故名石南花山水也大龍根山北溪
可寶福壽草玉山八葉等山多生方言節分草大和山鐵焦深山生大和本草云御影石小川之紫原為黑石八葉微出蠟石堪印材三倉山所出者
ヤシドビヤク漢名不詳深山朽木穴中小生初春開白花結小實色青而有小刺効諸病磁石山上好開川次之黑石八葉微出蠟石堪印材三倉山所出者
品下○饅頭石小塊川產可充硃材石膏柔軟白黃色如石灰其中堅硬可穿厚池其色青黑或綠色不一大和本草云長州海邊大小多石弩或神鑛石
形不○寒水石谷川中有鐵磨重石折木枕秋石阿知井嶽出櫻化石名古曾闕蛭石授諸火上新能產俗云雲母一名蛇砂土人稱蛭砂
石○齋菴第平國中多出○石田古瓦下大越石田出瓦面而以查福島為欽識土俗為國造壙長者平廢瓦者誤予按古勾玉管玉古家拂出
土作燒岩城名品土燒銘鑑曰奧州岩城土作以上好間沼端之土製之其名蒙高或云俗稱茂八郎元浪花人來于岩城製瓦為業後為陶工
田等河皆出俗云埋木其實不下逢隈川出者金盆薦綴之金各山田席菊多之山田織出似仙臺十府官薦用茶室之席最風流銅往昔八葉山堀出今尚存銅山
紀黑而有光澤好事家製文房之具愛玩之

14 諸君子句集

正月二十九日（天保七年）陸奥に旅せんと、宇井子の宅に祝ひの盃を給ひし折から、来る文に日く、大原大人と包教ぬしの馬のはなむけに、

○草枕旅行く道に馴れつつも

定雄

ひうち袋を君な忘れそ

○岩根木根ごしき山を越るとも

もるる事なく帰ませ君

と記し送らるるに、返しも為さでいそがはしく出立せんと、見送りの人々数多と共に鳥井の前に至る。

〔中略〕

明る七日宿を出で、荒川まで一里半。川尻村にて安藤対馬守殿に行逢ふ。供廻はり凡百五十人程。足洗まで一里半。福島利中喰村はづれより右へ取り、磯原村渡しを越え右へ行き、此の村より左へ行けば、上岡より岡田へ一里半、常奥の境にて勿来関とぞ。

磯原浜に天比山とて小島あり。石段三箇所登りて社有り、此所より四方を一見するに絶景なり。本社の右より下り、廻はれば峨々たる巖

石凡一里なり。其の景此所彼所に一組宛遠山を見る如し。廻はれば其の景替り、間々白砂にて実に美景なり。予二十三年遊歴して、美景多く一見すといへども、かかる景は未だ見ず。友人各々目を驚かし不レ思一時余此の島に遊ぶ。乙女海士百余人、ひじき取るもあり、松藻取るもあり、あわび取るもあり、蛸突くもあり、ふのり取るもあり。子供等はしじみに似たる貝取るもあり。かかる美景の世にきこへざるは、上の往来に名こそこの関あれば、古事を尋る人は此所へ来らざりし故か。何はとまれ珍ら敷き景所なり。あまりに時刻過ぎぬれば、各々足を早めんと杖は曳くとも、美景を見て歩行み兼ねて跡振向き、やうやう此所を過ぎければ、磯浪逆潮・真潮とやらん、浪の競ひに曳く杖も、又ゆるがせに成りにけり。此所より凡そ十四五丁向ふに二子島となんあり、前の島は笠を伏せたる如くにして、凡二十間程もあり。高さ一丈五尺程あり、横合より見れば、烏帽子の如く幅九間程あり。二十丁程の間有りて、次の島凡そ一丁四方程あり、高さ五六丈許りにして、松・楠の大木数多あり。半より下は屏風を立廻はしたる如くにして木なし。東の方に大なる穴有り、夫れに荒浪打寄するを右に見て大津宿に懸り、左りへ取り山手に付きて廻はり、切通しを越して平潟入口に番所有り、四五丁来て未の刻浜側に懸作りの茶屋酒屋伝兵衛方に泊る。平潟浦は稀れなる景地にして、大船七隻、小船二隻懸かる。側に小船・漁舟数多有りて、寅卯間は見はらしよし。北より岩鼻出で、南より島の如く山二つ続き、見はらしよし。向ふは二里程海辺にして、小名浜の鼻出で、遙かに見ゆ。夕霞の中を乗込む百舟の美景を宿の二階座敷より見

下し、実に浩然の気を養ふと言つべし。此所より凡そ四丁許りの町屋の軒下懸橋にして、牛馬往来通行す。五箇所の切通し洞穴あり。

明る八日一の洞を越えて十五間許り行き、更に一丁程行き、石洞三十間程越えて八幡宮に詣づ。杜坊の前左りへ下り岩鼻を廻はり、又二つの洞へ浪打込むさまは、しかも江の島の洞に汐の満つるが如し。夫れより元に帰り、小坂を登り三の洞に赤水先生の碑建つ。此の洞三十五六間出で九面村。是より陸奥国と云ふ。此処にも大船一隻繁きあり。岸なる坂を下れば磯部に出る。此所より三人馬に跨り、十丁程来れば、小さき峯の裾に松原の白砂見へて、諸人の挙げる声に、馬士の曰く、此の山の峯は勿来関とぞ。関田に懸かり、是より山路となり、此所迄凡十四五里の間、海にて白砂美景多し。一里半にして上田の宿を通り貫け、取坂峠を越える。此所より南と思しき方に、小名浜を見越し絶景なり。下れば上田にして、此所より一里半にして新田宿にて馬を返して、友人一統杖を曳きぬ。此の宿より一里半来りて湯本に至る玉来屋藤助方にて中食す。温泉には足洗ふもあり、入るものあり。聞くに温泉の源は、町の西北に一丁程山に登り、薬師堂有り、此より湧出で、町の宿屋々に埋樋して是を渡世とす。やがて此の宿を出立して、婦間宿より赤井嶽へ出る道あれども、平へ用事あれば行かず。是より二里にして平入口に至る。下は田なれども、百二間の橋を越え、見付御門入り、十丁程来りて通り本町有馬屋左藤治に泊りぬ。裏の別坐敷に席を取り、障子を明れば、御城外堀の鯉・鮒夕映に浮れて飛違ひ、上手の向ふは、高塀・櫓・白壁水に映り、目さむるばかり眺めに

富めり。

天保申の如月八日夜岩城平にて認む

【解題】

天保七年（一八三六）成立、大原幽学おほらゆうがく著。大原幽学は、寛政九年（一七九七）生まれ、安政五年（一八五八）没、農政学者として知られる。本史料は、天保七年一月末、友人五人とともに幽学の居宅があった下総国香取郡を出発して磐城に至るまでの旅日記で、息栖・鹿島・大洗・平磯・水戸・太田・平潟などの各地の様子を記している。川尻村（現在の茨城県日立市）では江戸に向かう安藤対馬守とすれ違い、供廻りは一五〇人ほどだったとある。

一行は二月八日に磐城に入り、湯本の玉来屋藤助方で昼食をとり、平本町通りの有馬屋左藤治を宿とした。平城の様子を、「障子を開ければ御城の外堀の鯉や鮒が夕映えに浮かれて飛び違い、高堀や櫓、白壁が水に映って目が覚めるほど眺めが良い」と記している。なお、ここでは小木津の宿（現在の茨城県日立市）から磐城に至るまでを抜粋して掲載した。

【出典】千葉県教育会編『大原幽学全集』一九四三年

15 陸奥つれづれ草

九日（天保七年二月）早朝平宿（御朱印四百石・五十石無印）を出立して八幡宮に詣ふ。宿より十丁許り有り、鳥井の高さ一丈六尺余、石橋の鼓橋長二間、幅九尺、橋迄四尺余石段有り、銅ぎばうし有り、随人門を越えて、拝殿六間奥行三間、渡殿有りて、本社三間四方、玉垣外左右に末社有り、一同屋根は木けらぶき、向ひは大鐘楼、右は神樂所、右に向合つて六間、奥行三間、表に縁側有り、右に続きて宝蔵あり。坊室二十五間四方。社は南向なり。別に三十間四方の坊室あり。本堂三間四方、其の奥別当寺あり。小堂三つ、向つて左に籠堂三軒有り。夫れより元に帰る。大手前を通る、江戸の如き大手なり。此所より元の本町に出で、東へ向ひて町はづれにて石橋を越え、神谷笠間殿の陣屋を左りに見て四倉に至る。二里半なり。此所迄雨降る。新町より二谷越えて田之納村^{（マ）}に至る。右帆懸岩・入船・出船なり。夫れより浜づたひに、久の浜村へ一里半来り、江戸屋伊右衛門方に休み、中食たらざる故麦飯を喰ふ。此の村に栖葉郡第一の古社にて、八幡太郎義家公を神に祭りあり、古事多し。一里八丁の山坂を越えて、屏風立てたる如くの山の下磯部つたふて荒浪の間通る。砂原歩行難義なり。甚だ空腹、二里半にして漸く村に取付く。此所より陸路に登り二里半、広

野村仙台齋兵衛にて休み、夫れより一里半木戸村豆州屋文七泊り。

明る十日四人馬に跨り、木川橋^{（マ）}二箇所越えて井出川三箇所橋越える。此等の川大水の時は各七八丁程になると、秋よりさけの魚登ると云へり。二里富岡宿を越えて一里程来り、境川と云ふ細川を越える。磐城相馬の境とぞ。此所に松桜とて、桜の宿りし松二本有り、太さ四尺程。一本は一丈程上に自らなる枝の如く出る。今一本は多くの枝の中に正直に出る。皆一重桜とぞ。富岡より一里半来り、熊川宿にて馬より下り、大熊川を越える。二里新山宿を通り、野と思ひしが悉く田地の荒れたるを切起す。人に問へば曰く、二十六年以前三箇所村つなみに取られ、斯くの如く荒地になりぬとぞ。此の所高瀬の清水とて、道の右にあり。又葵の松とて名所なり。一里半今浪江と云ふ。高野に來り、高橋屋茂助方に中食して、此の辺の風俗を聞くに、婚禮の席に乱風ありとぞ。あまり未熟なる事故記さず。此家の女房、此の咄しに顔を赤らめ、笑ひふして給仕したるとき、皆一統打笑ふ。此の宿を立つて半道程来り、小坂を登れば、五間余の往来にて大並木の雄々しきは、東海道にもあらず。人々浮かれて通りけり。

此所より三曲り程越えて右に海辺見える。浪江村より一里半来りて、小高宿の江戸屋市兵衛方に泊る。

此の辺平より浪江宿往還甚だわるし。此所は甚だよし。

明る十一日宿を立つて高川を越える。三十丁来りて右へ五丁程入りて、相馬公御祈念の妙見宮、実に古き森にして、大杉幽々として物すごぎのみ。野馬の絵馬多し。此の宿より左り五丁程来りて往来へ出る。

一箇所の坂を登り、畳を敷きたる如き芝野あり。相馬公野馬の狩場とて、小高より二里半程来りて、原町角屋にてうんどん杯を喰ひ、此の家より右へ四五丁来りて川を越え、右に野見える。此の野に野馬凡千疋も有りしよし。五月中の申の日に御祭礼、野馬取りあるとぞ。即ち御神馬とて、領主より金七両二分宛にて、御買上げは三疋となん。原町より一里半来りて、鹿島を越えて三里来りて中村近き頃、領主御野懸けの様子にて、御先供曰く、御ひかへ下され。予曰く、何方様で御座有る。尤も此の時予は供の躰、伊貝先生旦那の躰にて、大風にて通る。御先日く、相馬大膳之介で御座る。予曰く、承知仕つた。

夫れより殿間近に寄点す。殿御年十八位なり。

程なく御城入口に来る。川あり、此の河にて、領主橋の上より鮭を御突とぞ。此の橋を越えて、大町河俣屋角兵衛方に宿る。未の上刻なり。しばし休らひ、申の上刻安部代七殿にかたらひ、たんざくをこひ受けて宿に帰りぬ。俳名湖秋と号す。酉の中刻隣り坐敷の泊り客咄すを聞けば、三十路余の男子、上紺に紋付の古びたるを着て、相客の坊主に語つて曰く、先きみんなが聞かつしやつたのは、おれは與次右衛門様のためには甥つ子だ。それだからおらが家を見さつしやい。玄関の次が勝手だ。夫れだから先祖より代々院号居士だとおもはつしやい。夫れだもの、奇妙な事には、此の訳は夫れと其の訳、あの理窟と、みんな是々夫々だはよしか杯と、酒酌女の顔を見て、目尻りを下げて語りけるに、坊主の曰く、これはおまへはおれに咄すのではないが、おれをだしにして、だいぶ持てる積りが、馬鹿々々しい杯とせりあふさま

を、嘯子襖のすき間より聞き、おかしさこらへ兼ねじと見へて、涎れをたらして居る故、予も後よりそつとのぞかんとすれば、嘯子大いに驚き、頭を揚げるはり合ひによだれがふところへとろりと落る。エエきたない。予曰く、おまへの涎れをおまへの懷へ落して、其の様腹立事があるものか。嘯子曰く、ヲヲさうか、ハハアと笑ひ出せば、隣の客日、おまへ方なにを笑はつしやるナ。嘯子曰く、ハイハハハ僧も客も大いに腹立て、おまへ方は何国の人だ。おらが咄しがをかしいか。予曰く、ナニさうではない。客曰く、そんなら何だ。予曰く、是見なせい。此の人は此の様に涎れをばたらしたワナハハハ。客ドレイきたない。嘯子曰く、ヲヤ是はわつちが涎かハハハハ。是は面目なし々々、ハハハハと大笑ひしければ、客も今は腹もなぎて、又酒盛を初めける。外にも色々をかしき事多けれど、爰に筆を留めて伏床に入りぬ。

明る十二日早朝出立して、友々杖を曳き、御城下を出で、四五丁来れば、右に便々館湖鯉鮒の碑有り、句に曰く、

松島と心ざすよりけふ幾日

むつに立てはむつにつく旅

〔後略〕

【解題】

天保七年（一八三六）成立、大原幽学著。「諸君子句集」に続く旅日記で、磐城から相馬・岩沼・仙台・多賀城址・塩釜・松島・福島・大田原・那須野・日光・中禅寺湖・今市・筑波山・土浦・大杉明神・牛堀・津の宮・小見川を経て、三月四日に帰着するまでを記している。二月九日早朝に平城下の宿を出発して飯野八幡宮に詣で、境内の建物を列挙している。それから引き返し、「江戸の如き大手」前を通り、本町通りから東に向かつて町はずれで石橋を渡った。この橋は鎌田川にかかる橋であろうか。神谷の笠間藩陣屋（現在のいわき市立平第六小学校）を左に見て、浜街道を北上して四倉に至り、東北の旅がまた始まった。なお、ここでは磐城から相馬までの記録を抜粋して掲載した。

【出典】千葉県教育会編『大原幽学全集』一九四三年

16 函館紀行

〔前略〕

廿三日

朝八時、同州砂子浦へ落碇す。早々上陸し午飯畢り、其より東北方ニ当り一里余の距離にて勝浦と号する所へ参り、所々仔細ニ見物（戸口凡一千ヨ、人呼て総州の江戸と云ふ）セしに、大分繁華数多の僕店等もあり。扱興津港口に於て辛らき命を拾ひし故、茲ニ於て祝せんとしてよき僕店を選び参りしかバ、幸に昨日江戸より到着せし芸娼ある由。依て酒肴と彼尤物とを命じ、無間して酒肴調ひ且二個尤物参り、鄭声を発し我等をして酔しめり、此時の心地再び地下を出し計なり「此地獷狽なる事恐るべきに堪たり、如何となれば甘言を以て」人を誘し、遂二人をして苦を嘗めしむるに至る

廿六日

朝八時、当港開帆 ○風波も宜クして

廿八日

午後四時に、奥州磐前郡仲之作へ落碇す。此所甚危し、如何となれば危礁兀然としてあり、且港口に暗礁あり、若不案内にして此港へ参れば必危難に逢ん事疑なし。其上港に泊せしも一度大南風ニ逢へば逃る

べき地なし。是れ東西北にて尽く岩礁なるによる。扱此所ニ売物あり、且以前二貸し置きし金ある故、六七日逗留の由船頭佐吉予ニ談セリ。此日早々上陸いたし、当所見物し畢り、仙台屋と申家へ逗留す

戸口百二不^レ満、然ニ娼家居多、如何となれば此地石炭を出し、且種々の物件此港より内地十五六里四方へ運する故、始終商船の出入絶へざるニよる

廿九日

早朝より我上乘の士人と共ニ、平城（安藤侯の居城）の後に当り一里程の距〔離〕にて、赤井嶽と云名山を見物セんとて参りしが、折悪しく途中にて烈風雷雨に逢ひ、漸く夕刻に平城迄参りし故、遂ニ赤井嶽迄不参、其処に一泊セリ（但シ旅舎八十一屋清蔵と云ふ）、此旅舎の主人より聞及且実験セし事左の如し

岩城四郡 一二曰菊田郡、一二曰磐前郡、三曰岩城郡、四曰檜葉郡
右の四郡を領する者政府の外松平周防守、牧野備中守、松平豊後守、本多越中守、内藤長寿磨（一万二千石）。安藤理三郎なり

平城の略縁記^(尾)

於此平城一平城内郭の周囲凡十四町ヨ、一名飯之城、是城内飯沼あるニよる一は鳥居侯一十二万石の節一の築かれし城なりしが、其後に内藤侯（三万石）此を領するに及んで所々改革セリ。且城内にある飯沼と申沼を埋めんとセしが、一方埋むれば一方より水を生じ、万方手を尽セど中々御き難し、依て人柱を立んとの評議決定し、衆人を募るに更ニ応ずる者無かりしが、城下近傍のスゲナミ村に六十余りの老人丹

後なる者あり、彼参調して曰、老人死近ニあり願バ募に応ぜんと。依て此者を人柱となす。此時より此沼を丹後沼とも称すと云々

其後安藤侯此を領す、其レ故か侯の高にしてハ此城甚壯麗なり ○侯の所領ハ二万三千石なり（但四十三ヶ村の内二十一ヶ村、凡一万二千石は対馬守御役御免の節政府へ御取上の由） ○侯の所領美濃三河ニあり、此二ヶ所合せて凡二万七千石の由（但濃州にハ一万九千石、三州にハ八千石、前註の通り此八千石御取上） 右の三ヶ所合せて五万石なり。城の大手口の北ニ当り一町ヨの所に甚壯麗なる神社あり。是を飯之八幡宮と称す（但城内に有之飯沼の辺ニ八幡宮の御社ありしを城外ニ移し奉りし由、且飯沼の名ハ本此八幡宮の御社ありしに依る） ○士人及足輕等の戸口凡六百余 ○侯の高五万石なりしが、今は減省セラレし故甚困窮の由にて、家臣ニハ一統面扶持、且高禄なる者にハ米五十俵の代料に十両賜わる由、然し男児十五歳以上ニ相成ば稽古料として一人扶持被賜（但二三男ニ於てもしかり） 右の訳合故上下困窮いたし、家臣一統傘を張り生計を為す由（城中竹多く城外紙多し、宜なり傘を張り内職となす） ○文武共に寥々（読書人神原千之助と申者ある由）、然し有志の士強てからかさを張り、合葉等を調べ時々城外に出て大砲の町打いたす由。嗚呼士の心中賞すべきに堪へたり、又憐むべきに堪たり

○城下の町は数多有れ共、本通と称する者五町なり、且戸口は凡五六百の由、（舍屋寥々歎すべきニ堪へたり） ○城下に妓楼もなく又怪き者も一切なし ○馬奴城下を来往するに尽く口紐を緩め、且ツ輕

17 岩城平御城下覚書

(表紙)

岩城平御城下覚書

御普請方

一、大手

但控柱間

冠木門

横八尺六寸

長壺丈四尺五寸

高壺丈九尺

左右

堀

長七尺五寸ヅツ

鉄炮狭間左右壺ヅツ

同堀下

石雁木

左右七段ヅツ

高同七尺ヅツ

升形

柵

北ノ方五拾四本

東ノ方三十四本

柵下

石垣

北ノ方長八間壺尺門

外持出シ六尺五寸

内ノ高壺丈貳尺八寸

外ノ方堀下高壺丈壺尺

西ノ方堀下高壺丈貳尺

横貳丈貳尺

東ノ長五間五尺

内高壺丈貳尺八寸

下番所

横壺間

長貳間

冠木門出張より中門迄北ノ方

外堀

長七拾間半

鉄炮狭間貳十五

矢狭間十七

土戸

三尺高堀丈

櫓

横七尺間三間

長同八間三尺

高壺丈七尺七寸五分

窓西ノ方五ツ北ノ方

荷或は荷物無ければ必らず其馬に乗り行き、士人の来を見れど一切下らず。故に我等厳く下れ下れと云て、しこうして後彼洪々と馬より下る。予此を見て法令の不厳を知る。且つ旅舎の主人の談にハ、下民に善行あるも別段賞せず、又罪科なるも強て罰セざる由、予益平城中に無^い人物を慥めり。○城下近傍の上田の租税ハ凡十分の六、中田ハ十分の四、辺鄙に至りてハ凡十分の三或二に至る。但シ侯の困窮の割にしてハ別段下民の膏油をしぼらざる由。○産物ハ石炭、染藍、岩城紙、且先条云ふ所の傘等なり。但傘の価甚廉なり、江戸にて壹分以上の傘当所にてハ八九匁なり。○海浜の者多くハ漁獵を以業と為す、鯛、王余魚、比目魚^(ひらめ)、魴鯉の類多し、且鯉杯時々沢山あれど当節ハ絶てなし(但漁獵の運上ハ魚の多少ニ順じ又多少ある由)。○海辺に比目魚、魴鯉等を乾す事甚し、是れ干物ニなし四方へ運する由。○山脉重々所として山ならざるハなし、実に人をして目を驚す計なり、然し仲之作より平城に至る迄の道にハ川を見ず、只小渠に水の涸々たるを見る。

○四月七日

暁六時に仲之作より出船し、其沖へ落碇し、半夜後二時より揚帆し、十日の正午に仙台の金華山を左舷に見し比、一片黒雲其山頂より出しが驟雨ニ変じ、烈風の声は普賢の軍を驚かし、激浪の勢は豊太閤の胆を抜かと思ふる計にて、運用の闇かわしき事実^{じじつ}に言語に尽し難し。扨其場も無事ニ逃れ

〔後略〕

【解題】

元治元年^{げんじ}(一八六四)成立、新島襄^{にいしまじょう}著。新島は、天保十四^{てんぽう}(一八四三)生まれ、明治二十三年(一八九〇)没。教育者で同志社英学校(現在の同志社大学)の創設者である。本史料は、元治元年(一八六四)の江戸から函館までの旅日記で、三月七日から五月二十二日までの記録である。旅の途中、三月二十八日から四月七日まで磐城に滞在した。

磐城の記述は、興津港(現在の千葉県勝浦市)を出帆した船が中之作港に停まったところから始まる。中之作村^{なかのさく}の仙台屋に一泊したあと、赤井嶽^{あかいだけ}を見物すべく移動するが、悪天候のため断念、夕刻に平城までやって来た。城下では十一屋清蔵^{じゅういちや}に泊り、宿の主人から聞いた内容、すなわち平城略縁記や安藤氏のこと、城下町や産物、漁業についてしたためている。なお、ここでは磐城滞在の箇所を抜粋して掲載した。

【出典】新島襄全集編集委員会編『新島襄全集』五、同朋社、一九八四

門脇東ノ方	八ツ南ノ方八入口東ノ方	高壺丈貳尺
	櫓下門	大手櫓より中門迄南ノ方
石垣	横八尺七寸五分間貳間	外堀
	大門ノ間壺丈四尺八寸	長八十四間
門脇東ノ方	左右跂間七尺ヅツ	鉄炮狭間四十三
	高壺丈四尺九寸五分	矢狭間三十九
石垣	門内持出五尺	堀下
	南ノ方長四間三尺五寸	石垣
東ノ方長拾貳間五尺	内南ノ方貳丈九尺□	高九尺
	幡 ^(マ) 壺丈八尺雁木	内中門之方長三拾間
十壺段高壺丈	貳尺八寸	石雁木六段
	同西ノ方	大番所
同	南ノ方長壺丈九尺貳寸	横貳間
	高壺丈貳尺	長七間
門内持出五尺	北ノ方升形ノ内長壺丈	押廻庇壺間ヅツ
	九尺貳寸	横式丈貳尺八寸
同門外え持出六尺五寸	高壺丈貳尺	長四丈三尺七寸
	西ノ方長貳丈八尺	高壺丈壺尺五寸南ノ方
一、中門	櫓	上段幡 ^(マ) 九尺貳段
		下段幡 ^(マ) 壺丈六尺
西ノ方長貳丈八尺	櫓	六寸九段
		西ノ棟横六尺五寸間六間
西ノ方長貳丈八尺	櫓	長七尺五寸間七間

高三丈壺尺四寸

窓西ノ方四北ノ方式

南ノ方四東ノ方壺

入口北ノ方

西ノ方二階横式間半

長三間中ノ棟横六尺

五寸間四間長同七間

五尺

高式丈五尺四寸

窓南ノ方六北ノ方式

東ノ棟横七尺五寸間四間

長六尺五寸間横十壺間

三尺三寸

高式丈五尺式寸

窓北ノ方式東ノ方式

西ノ方六

入口東ノ方

(L.V. (兼方))
鯨 四ツ

櫓下門

横三間五尺式寸

大門ノ間三間

東ノ方踰間壺丈
式尺三寸

西ノ方踰間壺丈

三尺壺寸

門より東ノ方

石垣

北ノ方長六間壺尺七寸

高壺丈六尺五寸

東ノ方上道ニて長十壺間

五尺

高壺丈六尺五寸

入口石雁木壺丈式尺

五寸六段

西ノ方長高東ノ方同断

北ノ方石雁木長五間

五尺式寸九段

大番所

横式間半

長四間

押廻シ庇

腰掛

横式間

長七間

中門より三階櫓迄

外堀

長六十式間

鉄炮狭間三十

矢狭間三十

一、三階櫓

高四丈三尺

壺寸棟より石口迄

上ノ重

長六尺五寸間三間方

高壺丈九尺六寸五分

窓十式四方有

中ノ重

横六尺五寸間三間

長同四間

高壺丈壺尺貳寸五分

窓三南ノ方

下ノ重

横六尺五寸間五間

長同七間

高九尺八寸内縁下

貳尺四寸

窓東ノ方五南ノ方貳

西ノ方七北ノ方貳

入口北ノ方東ノ方

鯨式ツ

矢狭間表二七ツ

石垣

四方櫓道切廻

高貳尺八寸

石雁木北ノ方十一段

東ノ方十段

三階櫓より八棟櫓迄

外堀

長三十四間

鉄炮狭間十七

矢狭間十七

一、八棟櫓

高三丈四尺三寸三分

上ノ重

横七尺五寸間貳間

長六尺五寸間三間

高壺丈四尺七寸五分

窓南ノ方三東ノ方貳

西ノ方貳北ノ方貳

下ノ重

横七尺五寸間貳間

六尺五寸間貳間 四間

長同五間

高壺丈七尺八分

内縁下貳尺五寸

窓東ノ方三南ノ方五

西ノ方壺

入口北ノ方

石雁木十三段

鯨式ツ

矢狭間四ツ

八棟櫓より弓櫓迄

外堀 長三十式間

鉄炮狭間十四

矢狭間十七

土戸 幡^(マ)三尺高堀丈

一、弓櫓

高式丈壺尺壺寸式分

内縁下式尺

横六尺五寸間壺寸七分間

三間

長六尺五寸間五間

窓北ノ方壺東ノ方壺

入口南ノ方

石雁木三段

弓櫓より裏門道迄

柵 長十六間

木数八十六本

弓櫓取付より裏門内張迄

外堀 長十九間式尺

鉄炮狭間十四

矢狭間五

裏門

一、外張門

横八尺六寸
長六尺五寸間式間壺尺五寸

高壺丈九尺六寸

同左右

外堀

東ノ方長三間

西ノ方長四間

鉄炮狭間四

右同断

石垣

西ノ方長式丈三尺

高六尺

石雁木式段

東ノ方長壺丈七尺

高六尺

石雁木式段

右東ノ方堀続

柵

長六間

木数四拾式本

下番所

横壺間

長式間

一、内張門

横九尺八寸

長六尺五寸間三間

壺尺内門間

壺丈五寸

北ノ方跡四尺

八寸五分高五尺

四寸五分東ノ方

羽目五横五尺

高壺丈五尺九寸

内張門東ノ方取付より外張

柵迄

堀

長九間

鉄炮狭間八ツ

右同断

石垣

長五間三尺三寸

高四尺三寸

内張門横手堀取付より大番所迄

堀

長拾七間

大番所

横式間

長六間半

西ノ方長庇

後三尺二四間下家

大番所北ノ方

垣 長壺間

一、普請小屋

表通

壺棟

横式間

長五間

々

同

横三間

長四間半

々

同

横三間半

長十九間

々

同

横式間半

長式十間

役所

同

横式間

長五間

同

横三間

長十七間半

横屋

同 横式間半

長四間半

一、中仕切門

横六尺間式間

長六尺(ママ(寸ハイルカ)) 五間三間

四尺六寸

内大門ノ間式間

壱尺六寸西ノ跣

長五尺八寸高

五尺六寸東ノ方

内番所長壱間九寸

中仕切門より弓櫓迄

堀 長三十六間

鉄炮狭間廿四

矢狭間十式

中仕切門より矢櫓迄

長式十四間半

鉄炮狭間十式

矢狭間十

土戸(ママ) 幡三二尺

一、矢櫓

横八尺間式間

長六尺五寸間三間

高壱丈七尺七寸五分

内縁下式尺

窓南ノ方壱東ノ方

北ノ方壱入口西ノ方

矢櫓より二ノ丸出口迄

堀 長四十七間半

鉄炮狭間廿式

矢狭間十九

大納戸 横三間

長八間下家共

一、二ノ丸出口門

横七尺

長三間壱尺壱寸

内大門長壱間五尺

九寸南ノ方揃長

四尺高四尺七寸七分

北ノ方羽目長高

右同断

高壱丈五尺八寸五分

二ノ丸出口門より弥市櫓迄

塀

長七十三間五尺

鉄炮狭間三十三

矢狭間三十三

土戸(マ)幡(マ)三二尺高塀丈

一、弥市櫓

横八尺間式間

長六尺五寸間五間

内縁下式尺式寸

窓南ノ方壺北ノ方五

西ノ方式東ノ方式

入口南ノ方石雁木

弥市櫓より隅櫓迄

塀

長四十四間

鉄炮狭間式十壺

矢狭間式十壺

土戸(マ)幡(マ)三二尺高

右同断

小蔵

横式間

長拾八間

曲屋式間四方

物置

横式間

同

長拾間片下屋

横式間

長六間

一、隅櫓

上重

高三丈七寸棟より石口迄

北ノ方横七尺五寸間式間

西ノ方長六尺四寸間式間

高壺丈三尺四寸

窓式ツツ四方有

北ノ方鉄炮狭間壺

横七尺五(マ)分(サ)間式間

長六尺五寸間五間

高壺丈七尺三寸

内縁下式尺六寸

窓南ノ方壺北ノ方式

東ノ方壺西ノ方六

入口南ノ方

しやち式ツ

右同取付(ト)ケ

横手

横六尺五寸間三間

長同九間

高式丈式寸

内縁下壺尺貳寸

窓北ノ方拾三東ノ方貳

入口南ノ方

石垣
槽下長壺丈四尺

同高壺丈貳尺

横手下長拾五間五尺四寸

同高中通九尺

東ノ端壺丈七尺三寸五分

隅槽より中門迄

堀
長五十四間貳尺

鉄炮狭間貳十五

矢狭間貳十四

二隅付
貳間四方

一、太鼓槽
高壺丈六尺

入口北ノ方

中門より太鼓槽迄

石垣
長拾八間四尺五寸

内雁木マツ幅四間三尺八寸

持出拾五段

二隅付
肴部屋共

物置
横貳間

長八間

一、埋門

横八尺貳寸
長壺丈壺尺

高壺丈八尺六寸五分

同左右

堀

北ノ方長拾間

鉄炮狭間五

矢狭間四

南ノ方長拾三間

鉄炮狭間七

矢狭間六

同左右堀下

石垣

北ノ方表通長七間五尺

高壺丈六尺

裏通長三間五尺六寸

高八尺四寸石雁木八段

南ノ方表通長十三間

高壺丈五尺

内持出長三間壺尺七寸

持出高壺丈三尺壺寸五分

石垣雁木八段

持出十段

高八尺四寸

一、塗師櫓

横六尺五寸間三間

長同五間

高貳丈壹尺

内縁下貳尺八寸

窓北ノ方五南ノ方貳

東ノ方壹入口南ノ方

同櫓下

石垣

北ノ方長六間三尺五寸

高貳丈八尺五寸

裏通石雁木長七間

半拾貳段

東ノ方長壹丈七寸

高壹丈四尺

西ノ方長六間五尺八寸

高壹丈四尺

塗師櫓より八棟櫓迄

堀

長八十間

鉄炮狭間三十八

一、冠木門

矢狭間三十七

高壹丈六尺六寸

長六尺五寸間貳間

八寸五分

横八尺四寸

左右

堀

北ノ方四間

鉄炮狭間三

矢狭間壹

南ノ方四間

鉄炮狭間四

同堀下

石垣

表通北ノ方長四間

高六尺九寸

同南ノ方右同断

表通左右石雁木

長壹丈貳尺

高六尺八段ヅツ

升形

柵

西ノ方五十四本

北ノ方四十八本

石垣 西ノ方長六間五尺五寸

高壱丈三尺

北ノ方長拾間三尺

一、櫛形櫓

横六尺七寸五分間貳間

長六尺五寸間四間

高壱丈三尺五寸

窓東ノ方貳北ノ方三

西ノ方四入口南ノ方

鯨^(マ)式ツ

櫓下門 横六尺七寸五分間貳間

大門ノ間壱丈四尺

北ノ方踰間長五尺

高四尺九寸

南ノ方門脇羽目^(マ)幡五尺

番所 壱間二貳間

一、武者門 長九尺八分

高八尺

堀 南ノ方八間半

北ノ方貳十壱間

玄関前

一、小門 長壱間四尺七寸七分

高壱丈四寸下棟より石口迄

左右

堀 四尺五寸ヅツ

一、内堀

櫛形番所後用部屋前迄

長拾五間五尺用部屋前長

八間壱尺九寸

櫛形番所後取付長三間四尺

居間□長拾五間三尺五寸

大書院庭仕切長九間

小書院庭仕切長六間五寸

大手大番所脇前後合七間半

小玄関脇五間余

中^(マ)間 大番所脇長貳間

裏門番所脇壱間

一、外堀

大手下南^(マ)幡拾七間

三階櫓下^(マ)幡^(マ)三拾壹間
八棟櫓下^(マ)幡^(マ)三拾間
裏門下南^(マ)幡^(マ)拾壹間半
普請小屋後^(マ)幡^(マ)拾間
矢櫓下東ノ方^(マ)幡^(マ)拾三間
二ノ丸下南ノ方^(マ)幡^(マ)拾壹間半
塩焔藏脇^(マ)幡^(マ)拾三間
二ノ丸下北^(マ)幡^(マ)拾四間半
三ノ丸下^(マ)幡^(マ)貳拾壹間
同北ノ方^(マ)幡^(マ)拾貳間
瀧ノ坊坂前^(マ)幡^(マ)拾三間
同所西ノ方^(マ)幡^(マ)九間半
大藏後^(マ)幡^(マ)拾壹間

一、内堀

大手下北ノ方^(マ)幡^(マ)拾九間
同中通^(マ)幡^(マ)六間
隅櫓下^(マ)幡^(マ)貳拾九間
弥市櫓下^(マ)幡^(マ)四拾間
埋門下南ノ方^(マ)幡^(マ)七間
八棟櫓下^(マ)幡^(マ)九間

一、本丸

東西長百四間三尺三寸
南北長九拾三間壹尺
坪数七千九百六拾六坪八合七勺

内

大手冠木門下より中門迄
坪数千四百六拾七坪六合六勺
中門より^(マ)櫓^(マ)形門升形内迄
三千百三拾七坪貳合貳勺
櫛形冠木門より弥市櫓迄
六百九拾壹坪七合五勺但
埋門掛ヶ
埋門より中仕切坂上迄
千四百五拾壹坪貳合四勺
裏門升内より坂下迄
千貳百拾九坪

一、二ノ丸

東西長四拾七間
南北長百三拾九間
坪数貳千六坪壹合貳勺

一、二ノ丸門 横七尺

長壺丈壺尺

高壺丈五尺

同左右

堀 北ノ方長四間

鉄炮狭間式

矢狭間式

同堀下

石垣 北ノ方長四間

高三尺

裏ノ方長式間

高三尺

南ノ方表北同断

裏ノ方長壺間

高三尺

一、塩焔蔵

横壺間半

長三間

疊小屋

横式間半

長拾間

一、三ノ丸

東西長百六拾間

南北長百式拾五間

坪数六千九百七坪壺合三勺

三ノ丸内張門

横八尺

長壺丈三尺八寸

高壺丈七尺八寸

同左右

柵 長三間五寸ヅツ

柵木左右拾四本ヅツ

柵取付西ノ方

堀 長式拾間

鉄炮狭間九

矢狭間九

内張番所 横式間

長三間半

後三尺壺間半下屋

新門 横七尺

長壺丈壺尺

高壺丈六尺五寸

同左右

堀 南北長拾壺間ヅツ

鉄炮狭間五ツ

矢狭間四ツ

同

石垣

堀下北ノ方長七間壹尺

高五尺

同南ノ方長四間五尺

高四尺

裏北ノ方長貳間貳尺

高四尺

同南ノ方長貳間

高四尺

一、屋形建具

疊九百五拾五疊

外二延疊四疊

半疊拾五疊

障子貳百五十六本

外二半障子百七十五本

戸三百四本

外二半戸拾本

杉戸三十本

路次戸十七本

襖七拾壹本

一、城惣外廻

千五百九拾五間四尺

此町間貳拾六町三拾五間四尺

一、同惣坪数

壹万六千八百八拾坪壹合

一、櫓

七ヶ所

一、堀

囲堀七百四間

内堀七拾三間五尺九寸余

鉄炮狭間三百三十壹

矢狭間貳百八拾貳

土戸五 但三階櫓二七

八棟櫓二四

外二矢狭間十壹

一、諸番所并小屋建具

疊百貳拾三疊

外二半疊三疊

障子十疊本

外二半障子六本

戸八十六本

外半戸式十疊本

襖六本

一、惣瓦数

大小拾七万四千五百八拾六枚

外二鯨十四(マヅ)

一、屋形内雪隠六ヶ所

疊六疊

戸六本

半障子式本

半戸疊本

一、井 四

一、六間門

横三間

長六間

并升形塀七拾間

櫓西ノ方押廻し塀三十八間

番所前三間四尺

一、鷲門

横壹間

長貳間

并内塀左右拾間

一、馬屋

横

七尺間

長六拾五間

一、玉門

左右塀十壹間

一、三ノ丸外張門

并外塀左右押廻し四十九間

一、杉平門

外塀左右

貳十五間

一、黒門

并右同所よりかねつき

堂迄塀六十壹間

かねつき堂より城坂下門

迄百三十三間

一、田町口門 左右塀

一、櫓(五ノ間) 榎小路門

一、田町入口門 左右塀七間半

元壺所取付十間

一、城坂門

一、不明門

一、長橋町入口門

一、鎌田町門

御部屋御内証建具

襖三十本

小襖八本

障子廿六本

半障子八本

扉八十九本

半扉八本

半障子八本

附書院半障子六本

大戸壺本

路次戸式本

一、御本丸柱ノ内坪数

六百三拾七坪

一、三ノ丸内張 西ノ方塀十四間

左右柵五間壺尺

一、御城米藏

桁行拾五間半梁三間

同拾六間二同三間

御扶持方藏

桁行拾六間二梁三間

同拾三間半二同三間

同拾貳間半二同三間

五ヶ所合七拾三間

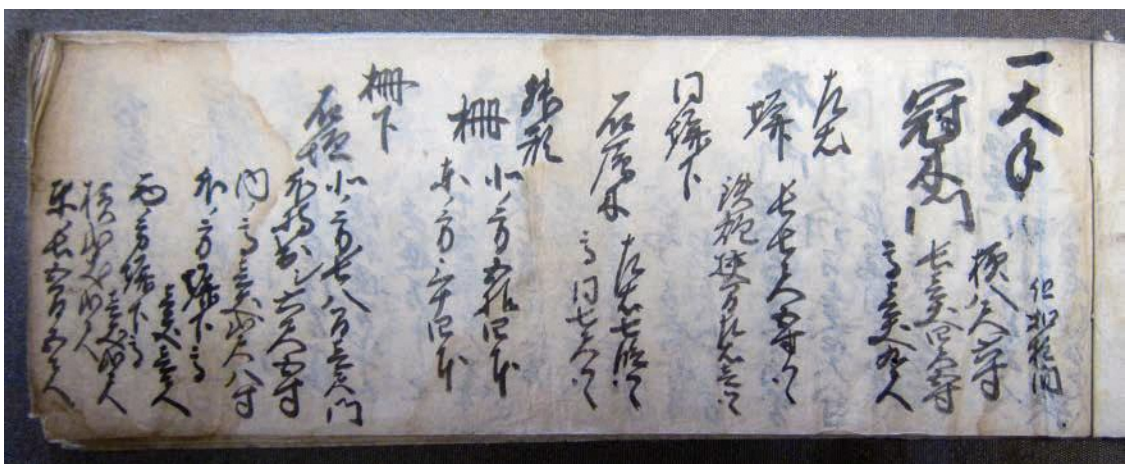
并番所壺間二貳間

【解題】

成立年未詳。磐城平藩の藩主をつとめた安藤氏の旧家臣宅に伝わる平藩普請方^{ふしんがた}の覚書である。内容は、大手冠木門・中門・三階櫓・八棟櫓をはじめとする城郭内の建物等の寸法や窓数や建具、堀や石垣の高さや長さについて詳細に記し、平城の具体的な規模が分かる。磐城平藩の普請方は土木工事・建築工事を担当しており、業務上の基本情報を書き上げた記録となっている。

城郭に使用された瓦は大小あわせて一七四、五八六枚で、鯰^{しやち}が十四あった。本丸御殿の柱の内の坪数は六三七坪、屋形内の雪隠^{せつちん}（厠）は六ヶ所とある。また、襖^{ふすま}・小襖^{しょうすま}・障子^{しょうじ}・半障子^{はんしょうじ}・扉^ふ・半扉^{はん}・半障子^{はんしょうじ}・附書^{つけしょ}院半障子^{いんはんしょうじ}・大戸^{おほ}・路次戸^{ろじこ}といった建具^{たてぐ}が使用されていた。井戸は四ヶ所あり、「陸奥州磐城平城内郭殿中図」などの絵図と比較・検証すること、平城の様相がよりいっそう浮かび上がってくるだろう。

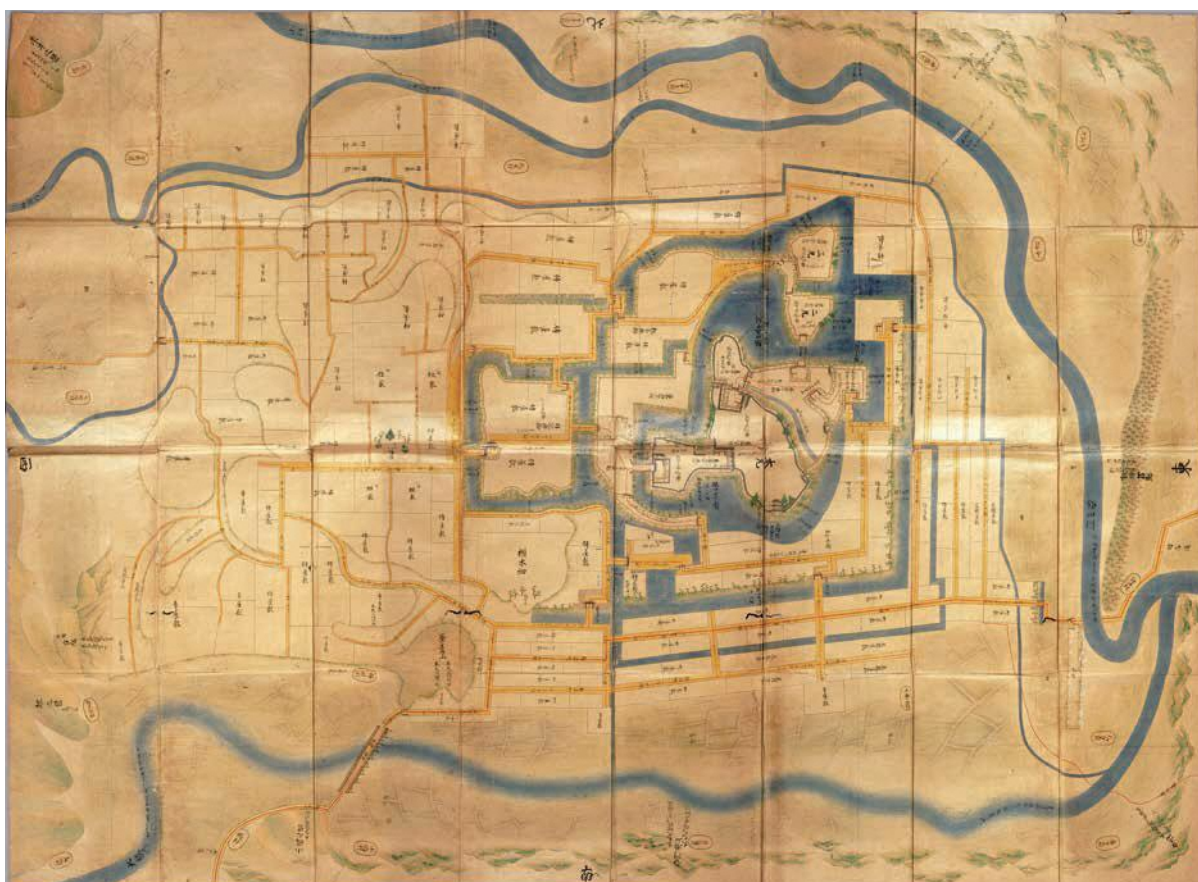
【底本】 個人蔵



1 正保平城絵図控（正保年間（1644）（1647）） 個人蔵



2 奥州岩城平之城絵図 明治大学博物館（内3・23・10・34・11）



3 岩城平之絵図 明治大学博物館（内3―23―10―34―12）



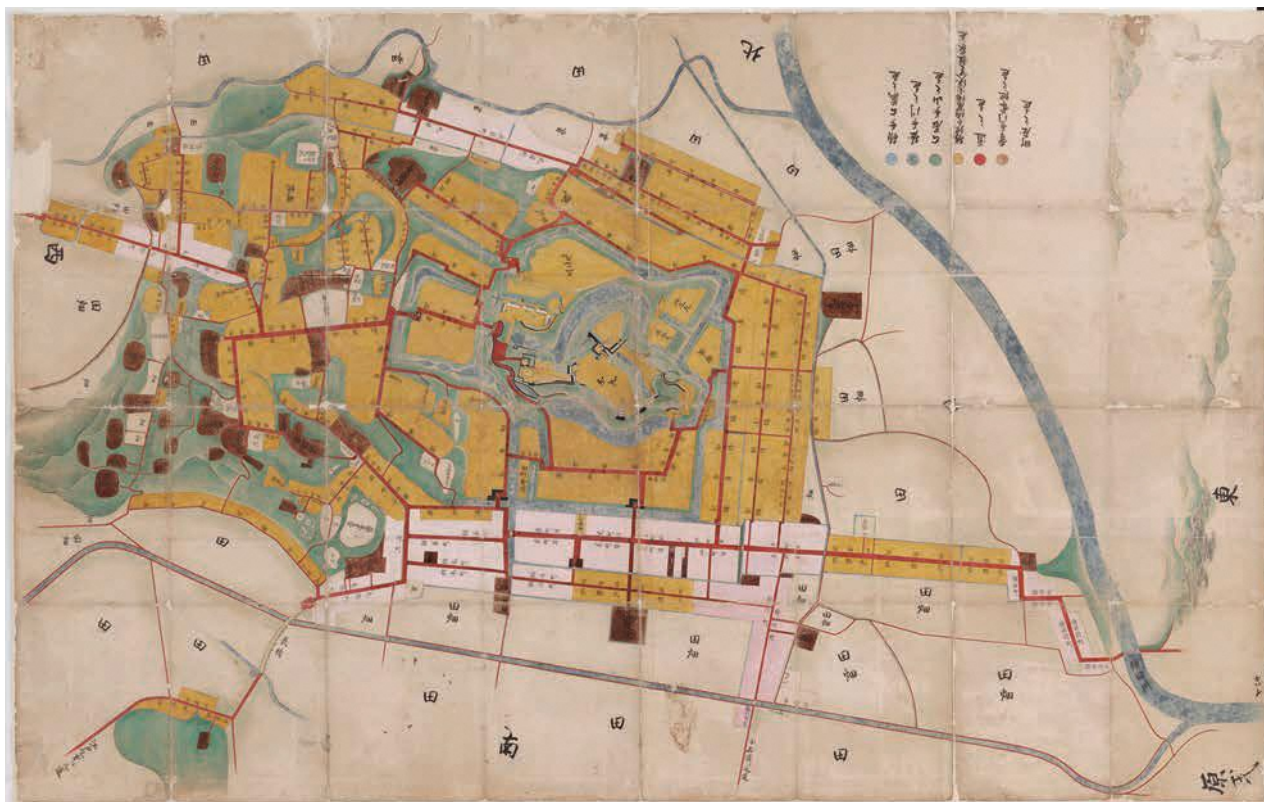
4 平城下古地図（享保20年（1735）頃力） 個人蔵



5 磐城平屋敷絵図(延享4年(1747)5月カ)
 明治大学博物館(内3-23-10-34-22)



6 磐城平古地図(元文2年(1737)4月、延享4年(1747)8月カ)
 いわき総合図書館





7 奥州磐城平城絵図 (元文2年 (1737) 4月、延享4年 (1747) 8月カ)
明治大学博物館 (内3 | 23 | 10 | 34 | 10 | 1)



8 奥州平ノ絵図 (元文2年 (1737) 4月、延享4年 (1747) 8月カ)
明治大学博物館 (内3 | 23 | 10 | 34 | 10 | 2)

9 奥州磐城平城下絵図（寛延2年（1749）8月） 個人蔵



10 奥州磐城平城下絵図 明治大学博物館（内1-31-50）

